

平成19年度アジア基盤情報収集分析対策事業

# 豪州と中国、韓国、米国、インド等との 経済連携推進調査

## 報告書

2008年3月

日本機械輸出組合



この事業は、競輪の補助金を受けて  
実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>



## はしがき

2006年12月の日豪首脳会談でEPA交渉入りについて合意が成された日豪EPAは、エネルギーの安定供給、関税削減効果等が期待されています。併せて、先進国間のEPAとして東アジアEPAを推進のためにも知的財産や電子商取引等を含む包括的かつ、規範的なレベルの高いEPAの締結が目指されています。

日豪は重要な貿易パートナーである。豪州にとって日本は最大の輸出国であり、中国、米国に次ぐ輸入国である。豪州から日本へ輸出では、石炭、原油などの鉱物性燃料・鉱物油(HS26)、鉱石・スラグ等(HS26)、アルミニウム・同製品(HS76)の3分野が3分の4を占め、日本の豪州からの輸入全体に占める資源関連品目の割合が大きくなっています。

本調査は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)に委託して、豪州の豪米、豪タイなどの締結済みFTA及び交渉中のFTAの規定内容の分析と検討状況の把握、豪州のエネルギー・鉱物資源関連政策、豪州で展開する日系企業のニーズ等を把握・検討しています。

同報告書が今後の日豪交渉の参考になれば幸いです。

平成20年3月

日本機械輸出組合  
専務理事 倉持 治彦

## 要約

1. 豪州はアジア太平洋を外交・貿易上の優先地域と位置付け、域内諸国との関係緊密化を推進している。豪州の自由貿易協定（FTA）等の相手国は東アジア諸国が中心となっている。これまで、ニュージーランド、シンガポール、タイ、米国との間に FTA 等を締結しており、現在、ASEAN、中国、マレーシア、日本、GCC 諸国及びチリとの間で FTA 等の締結に向けて交渉を行っている。
2. 豪州が既に交渉を締結した米豪 FTA では、投資分野の通報義務対象の下限額等、米国に対してのみ有利な扱いを認める内容を含むものとなっている。
3. 豪州は日本にとって重要な資源提供国のひとつである。特に、ウラン、鉄鉱石、ボーキサイト、鉛、亜鉛、ニッケル等の生産量・埋蔵量について、豪州は世界において重要な位置を占める。
4. 日豪は重要な貿易パートナーである。豪州にとって日本は最大の輸出国であり、中国、米国に次ぐ輸入国である。豪州から日本へ輸出は石炭、原油、天然ガスや鉱石類が中心である。
5. 豪州は連邦制度を採っており、連邦政府は外国投資のガイドライン等を、州・準州政府は鉱物資源開発権の管理と配分、土地管理、操業規制、鉱物生産税（ロイヤリティ）の徴収等を所轄する。
6. 豪州に進出している日系企業等は、投資関連では、連邦外国投資規制委員会（FIRB）による投資事前審査、移転価格税制、外資企業に対する法定会計監査等が課題であると指摘している。さらに、豪州におけるローカルコンテンツ義務の将来的な懸念、人材不足等の労働・人材関連の課題、開発許可手続き等の生産関連の課題等も存在する。西豪州の天然ガス州内留保要求、ニューサウスウェールズ州を中心とする港湾能力の制約等、鉄鉱石生産の資源メジャーによる寡占等、州毎、品目毎に課題が指摘されているところである。
7. 豪州が既に締結している米、タイ、シンガポールとの FTA にはそれぞれ電子商取引に関する規律が設けられている。3 協定は電子商取引の重要性を謳い、WTO ルールの適用を確認するなど規定内容は概ね近似しているが、UNCTRAL 電子商取引モデル法への準拠、個人情報保護、無差別待遇等、特有の規定となっている部分もある。

8. 日本企業による豪州における貿易・投資上の課題としては、追加的な輸入税、梱包時の制限、鋼材に対する輸入モニタリング、外資系銀行の支店における個人預金の最低額制限、政府調達への参加制限等が挙げられている。
9. 豪州と日本の二国間経済関係は順調に推移してきているが、今日、両国を取り巻く環境の変化から、その再考が必要とされている。豪州が米国を含む他国との間に締結した FTA によって相対的に日本企業に不利な貿易・投資条件を残存させるべきではないこと、資源・エネルギーの世界的な供給不足が指摘されるなか、消費国である中国の台頭なども踏まえて日豪経済関係の更なる強化が重要であることなどに留意すべきである。この意味でも日豪経済連携協定の締結は重要課題である。

# 目次

序	1
1. 豪州と第三国とのFTA	3
(1) 豪州のFTAと対外経済政策（概況）	3
(2) 米豪FTA	6
(3) 豪タイFTA	12
(4) 豪星FTA	12
2. 豪州におけるエネルギー・鉱物資源	14
(1) 豪州のエネルギー・鉱物資源と対外貿易	14
(2) 豪州のエネルギー・鉱物資源に関する法制度	45
(3) 豪州のエネルギー・鉱物資源に関する判例	48
(4) エネルギー・鉱物資源分野における主要企業の展開	57
(5) 豪州における日系企業の展開と課題	59
3. 豪州における企業活動の活性化に向けて	66
(1) 電子商取引	66
(2) 日本企業が指摘する豪州市場の課題	70
結語	72
巻末参考資料	i
参考資料I. 豪州連邦憲法（連邦と州の権限に関する条文の抜粋）	iii
参考資料II. 連邦先住権法（1993年）（Native Title Act（1993））の構成と重要条項	x
参考資料III. ニューサウスウェールズ鉱業法（MINING ACT 1978 of the State of New South Wales）の構成	xvii
参考資料VI：豪州の主要資源・エネルギー関連産業団体	xxv



## 序

2006年12月、安倍総理とハワード豪首相は、翌年である2007年から日豪経済連携協定（EPA）交渉を開始することに合意するとともに、日豪間のEPAは両国間の戦略的関係の一層の強化に資するとの認識で一致した。本年3月の会談時にも、両首脳は再度、両国EPAの戦略的重要性について再確認している<sup>1</sup>。本年4月には第1回交渉が実施されたが、そこに至るまで、首脳間の「日豪貿易経済枠組み」（2003年7月）、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究（2005年4月終了）、「日豪経済関係強化のための共同研究」（2006年9月最終報告書）、2006年12月の衆・参農林水産委員会における日豪EPA交渉開始にあたっての留意事項決議等、両国間および国内における継続的な努力が払われてきた。

EPA推進を巡る日本政府の基本方針は、2004年（平成16年）の経済連携促進関係閣僚会議において明確化されているが<sup>2</sup>、同基本方針別添においては、「交渉相手国・地域の決定に関する基準」として、「貿易・投資の実質的な拡大・円滑化に資するか否か」のほか、「EPA/FTAが存在しないことによる経済的不利益の解消が不可欠か否か」、「資源・食料の安定的輸入・輸入先の多元化に資するか否か」等が挙げられている。豪州は日本にとって重要な資源供給国であることは周知のとおりである。2006年の豪州から日本への輸入内訳は、鉱物性燃料（HS27）が51%、鉱石・スラグ等（HS26）が19%、アルミニウム・同製品（HS76）が5%と、この3分野が3分の4を占め、日本の豪州からの輸入全体に占める資源関連品目の割合は大きい。同時に、日本にとっての資源・食料供給源としての豪州の重要性についても、「日本の鉱石・スラグ類総輸入に占める豪州産シェアは1位（対豪依存率26.8%）、アルミニウム・同製品も2位（同4.8%、1位はロシア）、鉱物性燃料類も4位（同8.7%、1位はサウジアラビア）といずれも高い依存率である」<sup>3</sup>。この事実を踏まえれば、日本政府の基本方針に照らしても豪州が重要なEPA交渉相手国であるといえる。

また、豪州は、ニュージーランド、シンガポール、米国、タイとの間で既にFTAを発効させているほか、日本に加え、中国、ASEAN、マレーシア、チリ、湾岸協力会議（GCC）、韓国ともFTAを交渉中・検討中であり<sup>4</sup>、日本にとって重要な第三国を含む各国との協定締結・交渉を加速化しているところである。さらに、豪州がこれまでに発効させたFTAの特徴のひとつとして、農産品・鉱工業品関税ならびに投資等の分野での高い自由化水準が挙げられる<sup>5</sup>。こうしたことから、日本にとって、豪州が既に締結したFTAおよび交渉中のFTAの内容を把握・分析することは、日豪EPA交渉を効果的に進めるにあたって有用な作業となる。

<sup>1</sup> 首相官邸、at <http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2007/03/13kyoudou.html>.

<sup>2</sup> 経済連携促進関係閣僚会議「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」（平成16年12月21日）、at <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizairenkei/kettei/041221kettei.html>.

<sup>3</sup> 木村福成・板倉健・久野新「戦略的関係を強化する日豪EPA」東京商工会議所、2007年。

<sup>4</sup> Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT) “Australia’s Trade Policy”, at <http://www.dfat.gov.au/trade/> (as of July 31, 2007).

<sup>5</sup> 前記木村・板倉・久野。

なお、2006年8月末にマレーシアで開催された日本・ASEAN 経済大臣会合 (AEM-METI) 及び東アジア経済大臣会合において、日本は ASEAN、日中韓、インド、豪州、ニュージーランドを含む 16 ヶ国からなる東アジア包括経済連携 (CEPEA : Comprehensive Economic Partnership in East Asia) 構想を提案<sup>6</sup>、その後 2007 年 1 月にフィリピンで開催された第 2 回東アジアサミットにおいて、東アジア EPA に関する研究を専門家により開始することにつき首脳レベルの合意を得た<sup>7</sup>。豪州と日本の二国間 EPA は、こうした地域の枠組みにおいても影響を持つことが期待され、その重要性は多元的である。

以上の背景を踏まえ、本調査では、豪州の締結済み及び交渉中の FTA の規定内容の分析と検討状況の把握、豪州のエネルギー・鉱物資源関連政策、豪州で展開する日系企業のニーズ等を把握・検討し、以って今後の日豪 EPA 交渉の参考に資することとした。

---

<sup>6</sup> 経済産業省「臨時大臣記者会見の概要」(平成 18 年 8 月 28 日 (月))、at [http://www.meti.go.jp/speeches/data\\_ed/ed060828j.html](http://www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed060828j.html).

<sup>7</sup> Ministry of Foreign Affairs of Japan ”CHAIRMAN'S STATEMENT OF THE SECOND EAST ASIA SUMMIT” (Cebu, the Philippines, 15 January 2007) para12、at <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/eas/state0701.html>.

## 1. 豪州と第三国との FTA

### (1) 豪州の FTA と対外経済政策（概況）

#### ① 基本方針

豪州は米国との同盟関係を外交の基本としつつ、アジア太平洋を外交・貿易上の優先地域と位置付け、域内諸国との関係緊密化を推進している。豪州の FTA/EPA 相手国は外交方針を反映して、域内諸国、とりわけ東アジア諸国が中心となっている<sup>8</sup>。

#### ② 豪州の FTA 相手国

豪州が締結済みの FTA、交渉中の FTA ならびに交渉開始予定やこれに向けた動きがある相手国は以下のとおりである。

#### (a) 締結済みの FTA

ニュージーランド

豪 NZ-CER (Closer Economic Relations Trade Agreements)

1983 年発効。

1990 年までに物品の無税無枠アクセスを実現。

シンガポール

星豪 FTA (Singapore-Australia Free Trade Agreement (SAFTA))

2002 年 11 月交渉妥結。2003 年 2 月署名。2003 年 7 月発効。

豪星双方が全ての品目について関税を撤廃。

タイ

豪タイ FTA (Thailand-Australia Free Trade Agreement (TAFTA))

2002 年 5 月交渉開始。2003 年 10 月合意。2004 年 7 月署名。2005 年 1 月発効。

豪タイ双方が全ての品目について関税を撤廃。

タイ側は製造関連サービスについて外資規制の自由化、緩和。

米国

豪米 FTA (Australia-United States Free Trade Agreement (AUSFTA))

2003 年 3 月交渉開始。2004 年 5 月署名。2005 年 1 月発効。

米国側はタリフラインで 99%以上、豪州側は 100%の関税撤廃。

センシティブ分野保護のための規制は維持（米側：砂糖、牛肉、乳製品、豪側：医薬品、小麦等）

#### (b) 交渉中の FTA

ASEAN・ニュージーランド (The ASEAN-Australia-New Zealand FTA (AANZFTA))

2004 年 11 月の ASEAN・豪 NZ 首脳会議において、2005 年の早期に ASEAN-CER FTA 交渉

<sup>8</sup> 「日本の経済連携協定（EPA）交渉－現状と課題－」外務省ホームページ  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei\\_0703.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0703.pdf))

を開始し、2年以内に実質的に交渉を終えることに合意。豪州にとっては最初の複数国間自由貿易協定。2005年3月に交渉開始。2007年のASEAN・豪NZ閣僚会議で2008年半ばの妥結を目指すことで合意したが、未だ妥結に至らず。

中国

2003年10月署名の首脳会談において署名された豪中貿易経済枠組み文書に基づき、FTAの実現可能性に関する共同研究を実施。2005年4月の首脳会談において交渉開始を合意。2005年5月より交渉開始。2007年11月までに10回の交渉会合を実施。

マレーシア

2005年4月に交渉開始に合意。2005年5月交渉開始。「豪州がマレーシアに要求するWTOプラスをマレーシアが受け入れ困難なため、交渉の進捗が困難」(マレーシア当局者)。2007年10月にも作業部会会合を実施。

日本

2006年12月、首脳間で2007年の交渉開始に合意。2007年4月交渉開始。

GCC 諸国

2005年3月交渉開始。2006年6月交渉停滞を受け、打ち切り。2007年5月準備会合。2007年7月交渉開始。2008年中のFTA締結の可能性を原則合意。2007年11月に第三回交渉会合。

チリ

2006年12月交渉開始を合意。2007年8月交渉開始。2007年10月第二回交渉会合。2007年12月および2008年1月第三回交渉会合。

(c) 交渉開始予定／交渉に向けた動き

韓国

2006年12月民間レベルのFTA共同研究の開始に合意。2007年5月に民間の共同研究開始。

インド

2007年8月、FTAの可能性につき共同研究の開始を合意。共同研究は2007年中に開始、2009年の完了を目指す。

メキシコ

2006年2月から7月にFTAの可能性に関する研究を実施。2007年4月、6月にFTAを含む両国の経済・貿易・投資関係強化のための方策の研究を実施。

インドネシア

2007年7月、FTA共同研究を開始。

太平洋諸国フォーラム (PIF)

2007年6月、豪NZ・PIFの間でFTA交渉に向けた予備交渉を開始。

③ 既に締結された FTA の内容の概観（ANZ-CER を除く）

豪州が既に締結した FTA の構成及び概況は以下のとおりである。

協定の内容（要素） 豪米 FTA を基準に、他協定の要素は （ ）で記載。	豪シンガポール	豪タイ FTA	豪米 FTA
前文	○	○	○
FTA 創設（目的）と定義	○	○	○
物品の内国民待遇と市場アクセス（物品貿易）	○	○	○
農業	特に章を設けず	特に章を設けず	○
繊維・衣服	特に章を設けず	特に章を設けず	○
原産地規則	○	○	○
税関管理（税関手続き）	○	○	○
衛生植物検疫	○	○	○
貿易の技術的障害	×	○	○
セーフガード	×	○	○
サービスの越境貿易（サービス貿易）	○	○	○
（人の移動）	○	○独立章	特に章を設けず
投資	○	○	○
通信	○	特に章を設けず	○
金融サービス	○	特に章を設けず	○
競争関係（競争政策）	○	○	○
政府調達	○	×	○
電子商取引	○	○	○
知的財産権	○	○	○
労働	×	×	○
環境	×	×	○
透明性(行政と法規制の)	特に章を設けず	○	○
組織と紛争解決	○	○	○
総則と例外	特に章を設けず	○	○
最終規定	○	○	○

## (2) 米豪 FTA

2005年1月に発効した米豪 FTA は、前節における豪州の他の FTA との比較にも見られるとおり、分野的な包括性が高い FTA となっている。また、内容的にも、後述のとおり、WTO 協定によって各国に与えている待遇よりも有利な待遇（「WTO プラス」）を米国に与えている部分もある。

豪州側から見ると、米国は自国に都合のよい FTA のテンプレートを押し付けてきた、豪州は米国に譲りすぎた、そのため豪州内の産業界等に FTA 一般に対するネガティブな印象や警戒感を与えてしまったといった指摘も聞かれる<sup>9</sup>。

以下では米豪 FTA のなかで、関税、越境サービス、投資、知的財産権等に関する協定内容について、適宜 WTO プラスに着目しつつ検討する。

### ◆関税

豪州は工業品のタリフライン（品目数）の 99%は協定発効時即時撤廃となった。なお、協定が合意された 2004 年時点で、工業品は米国から豪州への輸出総額の約 93%を占めていた。残る工業品は 10 年間の段階的関税撤廃対象とされた。米国側は、豪州の関税撤廃・引き下げによる関税支払いの削減は 3 億米ドルに達すると試算した<sup>10</sup>。また、自動車は 2010 年に、繊維・衣料・履物は 2015 年の撤廃を約束した。

農産品については、豪州は果物、野菜、スープ、加工食品、穀物、食用油等の関税が 5%程度であるが、これらを含む全農産品の関税を基本的に即時撤廃することとなった。乳製品については 30%の関税率が残っているが 4~18 年の段階的撤廃とする。砂糖と一部乳製品の関税は残存する。さらに、牛肉、乳製品の一部、綿花、ピーナッツ、花きの一部には特惠関税割り当てやセーフガード等の措置をとる。

なお、米国側<sup>11</sup>は、鉱工業品の 97%、農産品の 66%の関税を即時撤廃、農産品の 9%を 2007 年に、工業品の 3%を 2015 年に撤廃することを約束した。なお、乳製品及び砂糖の関税は維持される。

### ◆越境サービス及び投資の協定構造

越境サービス（Chapter Ten: Cross-Border Trade in Services）及び投資（Chapter Eleven: Investment）において北米自由貿易協定（NAFTA）と同様のネガティブ・リスト方式を採用している。ネガティブ・リスト方式とは、自由化を留保する分野（現在、自由化していない措置がある分野、または将来的に自由化に反する制限措置を導入する可能性がある分野）を附属書に記載する約束の方法である。技術革新や新たな消費者ニーズなどの理由から、

<sup>9</sup> 豪州における産業界関係者、学識経験者との面談における発言（2007年）。

<sup>10</sup> 米国通商代表部（USTR）ウェブサイト “U.S.-Australia FTA Summary of the Agreement 07/15/2004”

([http://www.ustr.gov/Trade\\_Agreements/Bilateral/Australia\\_FTA/US-Australia\\_FTA\\_Summary\\_of\\_the\\_Agreement.html](http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/US-Australia_FTA_Summary_of_the_Agreement.html))

<sup>11</sup> オーストラリア外務貿易省（DFAT）ウェブサイト “Australia-United States Free Trade Agreement: Key gains” (<http://www.fta.gov.au/Default.aspx?ArticleID=345>)

既存の約束表や附属書には記載されていない新しい分野の経済活動が発生した場合、WTOのサービス貿易一般協定（GATS）に代表されるポジティブ・リストの場合には自由化対象とはならないのに対し、ネガティブ・リスト方式の場合には自動的に自由化の対象となる。そのため、ネガティブ・リスト方式の方がより自由化志向の強い約束方法とみなされている<sup>12</sup>。また、WTO/GATS ではサービス貿易を、(i) 越境サービス、(ii) 海外消費、(iii) 拠点設置（投資）および (iv) 自然人の存在、という4つのサービス提供の様態（モード）と定義している。他方で、米豪自由貿易協定では、越境サービス取引を規定し（Chapter Ten）、別途、拠点設置（投資）については、製造業も含む投資全般として扱っている（Chapter Eleven）。WTOにおいては、GATSの「モード3」としてサービス分野の投資を自由化約束の対象としているが、製造業を含む投資全般については、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs協定）において、投資受入国が投資に伴う貿易に対して制限を課してはならないことを規定しているに過ぎない<sup>13</sup>。他方で、米豪FTAを含む豪州のFTAや、その他の多くのFTA/EPAでは、投資に関して最恵国待遇や内国民待遇などの基本的な無差別義務や、市場アクセスの確保などの規定が盛り込まれている。

#### ◆越境サービス

米豪FTAのサービス分野の自由化について、米国側は、次のような評価をしている。

#### USTRが総括する米豪自由貿易協定によるサービス分野の自由化の進展<sup>14</sup>

- (i) 豪州は、米国供給者に対し、資産管理サービス、教育および訓練、エネルギー、エクスプレス・デリバリー<sup>15</sup>、金融サービス、自由職業サービス、通信サービス及び観光サービスを含む分野で実質的なアクセスを認めた。
- (ii) オーディオ・ビジュアル・サービスについては、米豪自由貿易協定において、米国映画およびテレビ番組供給者による豪州市場へのアクセスを確定した。関連する市場は、ケーブル、衛星、インターネットなど広範なメディアに及ぶ。また、豪州が米国のアクセスを制限する新たな措置を導入する可能性を除外した。
- (iii) エクスプレス・デリバリーについては、通関業務の円滑化を含め、エクスプレス・デリバリー企業による無差別な市場アクセスを確保した。
- (iv) 電気通信については、米国企業の豪州市場へのアクセスを確保するため、（豪州の）主要共有者に対して、再販、リースサーキットの提供や共同配置など新たな義務を課すことになった。

<sup>12</sup> Giza Feketekety, Assessing and Improving the Architecture of GATS in Pierre Sauve and Robert M. Stern (ed.) GATS 2000: New Directions in Service Trade Liberalization (Brooking Institution Press, 2000), 91.

<sup>13</sup> UFJ 総合研究所新戦略部通商政策ユニット（現・三菱UFJリサーチ&コンサルティング通商政策グループ）編『WTO入門』、日本評論社、2004年。

<sup>14</sup> USTR “U.S. Australia FTA Summary of the Agreement,” 07/15/2004 ([http://www.ustr.gov/Trade\\_Agreements/Bilateral/Australia\\_FTA/US-Australia\\_FTA\\_Summary\\_of\\_the\\_Agreement.html](http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/US-Australia_FTA_Summary_of_the_Agreement.html))

<sup>15</sup> エクスプレス・デリバリーに関しては、ゼーリック USTR 代表から豪ヴェイル豪貿易大臣に宛てた「サイドレター」（2004年5月18日付）として自由化を確認している。

上記はいずれも豪州サービス市場の規制および自由化状況に関する確認を行い、透明性を向上させるという意味では一定の成果と言えるが、全ての項目が「WTO/GATS プラス」というわけではない。

例えば、オーディオ・ビジュアル分野では、豪州はこれまで GATS において約束はしていなかったため、他国に対して制限を課すことができるとなっていた。米豪 FTA においては越境サービスおよび投資に際し、商業テレビ放送サービス等について制限措置を維持する権利を留保するなどの制限を課した。したがって、米国のみ自由化を約束したというわけではない。

また、金融サービス分野について、豪州は米豪 FTA で 5 件の措置を留保している以外は米国に対する自由化を認めている。他方で、これを GATS に基づく約束と比較すると、たとえば、地方政府による制限、外国銀行支店に対する頭金最低額制限（25 万豪ドル）等、留保の内容が同様である場合が多く、必ずしも米国にのみ明確に有利な条件が与えられたとはいえない。

ただし、基本電気通信分野については、米豪 FTA の独立した章である Chapter Twelve（通信）およびサービスの附属書 I および II で、明確な GATS プラスの約束をしている。具体的には、WTO/GATS の基本電気通信分野に関する「参照文書」（豪州を含む各国が自国約束表の追加的約束に取り込んでいる）を上回る規定が設けられている。主要な新規の約束は次のとおりである<sup>16</sup>。

#### 米豪自由貿易協定・通信分野における主要な「GATS プラス」

- ・ 「アクセスと使用」として、米国サービス事業者にサーキットのリースを含む公共通信ネットワークへのアクセスを認めた。（12.2 条。リースサーキットについては 12.12 条にも規定）
- ・ 番号継続性（ナンバー・ポータビリティ）を付与することを認めた。（12.4 条）
- ・ 番号の公平性を義務付けた。（12.5 条）
- ・ 地下ケーブル・システムの無差別利用の付与を義務付けた。（12.6 条）
- ・ 公共電話通信提供者による合理的な価格での再販を政府が確保することを義務付けた。（12.9 条）
- ・ ネットワークの要素のアンバンドリングに関して監督する権限を通信規制当局に付与することを義務付けた。（12.10 条）
- ・ 主要提供者への相互接続やアクセスに必要な物理的な設備の共同配置（co-location）を米国の事業者に認めることを政府が確保するよう義務付けた。（12.13 条）
- ・ 技術の選択に対し、柔軟性を確保することを求めた。（12.15 条）

#### ◆投資

米豪 FTA の投資に関する章（Chapter 11）では、「締約相手国の投資家への内国民待遇付

<sup>16</sup> 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「平成 17 年度外務省委託調査 日豪経済連携強化がもたらす影響に関する調査報告書」（2006）

与」(11.3条)、「最恵国待遇付与」(11.4条)、「パフォーマンス要求の原則禁止」(11.9条)、「上級管理職および取締役への国籍要件を禁止」(11.10条)といった原則を規定している。そして、これら4条項と整合しない措置について、附属書Iおよび附属書IIにおいて留保している(11.13条)。なお、これらの附属書はサービス分野の留保と統合されている。

豪州が上記の義務の対象外として留保表(Annex I Schedule of Australia -2)に掲げている国内措置として、豪州に対する外国企業からの投資に係る Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975<sup>17</sup>(FATA)及び同法の下位規制である Foreign Acquisitions and Takeovers (Notices) Regulations<sup>18</sup>等によって制限されている<sup>19</sup>。同法の規定に基づき、対豪州の個別投資案件の審査は、外国投資審査委員会(FIRB)によって行われ、同委員会は企業買収および土地の取得のいずれに関しても、国益に反する場合には申請を却下することができる。FATAおよび同規制は、個別の投資計画において事前申請と認可が必要となる投資の種類・金額(threshold)を定めているが、米国についてのみ、豪米FTAの国内施行法である“US Free Trade Agreement Implementation”(16 Aug 2004)に基づき他国に比して優遇されており、他国とは分けて threshold が記載されている。

同法の下、事前申請と認可が必要となっている投資は下記のとおりである。

図表 2-3-1 FATA 等が定める外国人による投資制限(通報義務対象の下限)<sup>20</sup>

米国以外	米国
外国人(豪州内居住者を除く。以下、同)による資産額1億豪ドル超の既存豪州企業の実質的な利益の取得、または、1億豪ドル超の投資。 (2006年12月以前は5,000万豪ドル超が規準額であった。)	米国投資家の場合には、AUSFTAの「センシティブセクター」を除いては91.3豪ドル超の場合のみ。 (2007年までは87.1億豪ドルであった。) 米国投資家による Financial Sector (Shareholdings) Act 1998の対象となる事業活動を行う金融分野への投資については同法(FATA)は適用しない。 AUSFTAは付属書において米国投資家に対してセンシティブ・セクターを定めている。 【参考】参照。
投資額が1,000万豪ドルを超える新企業の設	米国政府が支配する機関以外の米国投資家

<sup>17</sup> 同法本文は下記サイトより入手可能。

(<http://scaleplus.law.gov.au/html/pasteact/1/536/rf/ForAcqTakeover1975.rtf>)

<sup>18</sup> 同規制本文は下記サイトより入手可能。

(<http://scaleplus.law.gov.au/html/pastereg/0/483/rf/ForeAcquisTakeNotice.rtf>)

<sup>19</sup> WTO対豪州貿易審査会合に関連する記録より。

<sup>20</sup> 豪州財務省が2008年3月付けで公表している“Summary of Australia’s Foreign Investment Policy”(http://www.firb.gov.au/content/policy.asp?NavID=1)およびFIRB“Monetary Thresholds for US Investors”(http://www.firb.gov.au/content/us\_thresholds.asp)によった。

また、和訳の用語は日本貿易振興機構(JETRO)による翻訳になった。

(<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=010061100302#>)

立	については通報義務は課されない。
メディア分野の企業の 5%以上を買収するポートフォリオ投資、および規模に拘らず全ての直接投資	メディア分野は米国投資家に対するセンシティブ・セクター。1.05 億豪ドル以上。 (2007 年は 1 億豪ドル。)
豪州での資産額が 2 億豪ドルを超える海外企業の買収 (2006 年 12 月までは 5,000 万豪ドル)	米国投資家の場合には、9.13 億豪ドル (センシティブ・セクターは 2.1 億豪ドル)。
外国政府または外国政府の支配を受ける機関による直接投資 (規模を問わず)。	豪州政府の支配を受ける機関による直接投資は 2.1 億豪ドル。
都市部の土地の買収 (リース、融資、利益配当契約、および土地公団や信託の有する利益の買収を含む) が以下の場合。 - 遺産建造物目録に記載され、価値が 500 万豪ドル以上の商業用既築不動産の購入 (購入者が米国投資家以外の場合) - 遺産建造物目録に未記載で、価値が 5,000 万豪ドル以上の商業用既築不動産の購入 - 宿泊施設の購入 - 都市部の空不動産の購入 - 宅用不動産の購入	(米国投資家は対象とならない規定)  米国投資家の場合には 9.13 億豪ドル以上  (米国の例外規定なし) (米国の例外規定なし) (米国の例外規定なし)
事前通達の必要性が疑われるその他の投資 (準不動産所有権的な特徴を有する (=quasi-equity) ような債権を含む資金調達契約の場合には直接投資とみなされる)	(米国の例外規定なし)

【参考】 AUSFTA が付属書で定める米国投資家に対するセンシティブ・セクター<sup>21</sup>

- ・ メディア (media)
- ・ 通信 (telecommunications)
- ・ 運輸 (transport) (空港、港湾設備、鉄道インフラ、国際・国内航空、豪州内または豪州発着の船舶サービスを含む (including airports, port facilities, rail infrastructure, international and domestic aviation and shipping services provided within, or to and from, Australia) )
- ・ 人材研修の提供 (the supply of training or human resources) または豪州国防軍またはその他の貿易軍に対する軍事用製品・設備・技術の製造または供給 (the manufacture or supply of military goods or equipment or technology, to the Australian Defence Force or other defence forces)
- ・ 軍事用に用いられる可能性がある製品・設備・技術の製造または供給 (the manufacture or

<sup>21</sup> 前出、豪州財務省“Summary of Australia’s Foreign Investment Policy”。

supply of goods, equipment or technology able to be used for a military purpose)

- ・ 暗号およびセキュリティ技術に関連する開発・生産・サービス供給 (the development, manufacture or supply of, or the provision of services relating to, encryption and security technologies and communications systems)
- ・ ウランまたはプルトニウムの採取または採取権の保有、または核施設の操業 (the extraction of (or the holding of rights to extract) uranium or plutonium or the operation of nuclear facilities)

#### ◆知的財産権

米豪 FTA における知的財産権に関する規定では、WTO 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) の義務を超えた内容となっている「TRIPS プラス」の部分は主として次のとおりである。なお、TRIPS プラスを抽出するにあたり、米国通商代表部が米豪自由貿易協定の成果としてあげている点を参考にした<sup>22</sup>。

- ・ 著作権の保護期間が著者の生存期間から 70 年となっている (TRIPS では 50 年)。また、複製権、作品のオンライン提供、迂回防止、ネットワーク上の著作権侵害に関するネット提供者等の責任といった、TRIPS に明確な規定が存在しない権利・義務を明示的に規定した。
- ・ 特許において、特許利用可能性、政府の不当な免許拒否の防止、特許手続の遅滞の補填、試験データ保護、医薬品の特許侵害防止といった TRIPS に規定が存在しない権利・義務を明示的に規定した。
- ・ 商標・地理的表示に関して、団体商標や地理的表示に関する明確な規定を設けた。また、申請手続きの透明性・効率性、ドメイン・ネームの管理といった TRIPS に規定が存在しない権利・義務を明示的に規定した。
- ・ 著作権侵害や模倣品への罰則に関し、TRIPS より厳格な規定を採用した。侵害品等の差し押さえ、エンドユーザー等の個人に対する刑事手続上の罰則、税務当局への権限付与等を規程した。

#### ◆政府調達

豪州は WTO の複数国間協定である政府調達協定には加盟していない。したがって、FTA における政府調達に関する実質的な約束は「WTO プラス」となる。

米豪 FTA においては、豪州の政府調達市場に米国の財・サービス及びそれを供給する米国の供給者には原則として内国民待遇が付与されている。また、オフセット要件が禁止されている (入札参加資格付与の見返りとして、地域開発や国際収支改善の為にローカル・コンテンツ、輸出、技術供与、投資等を要求することの禁止)。自動車は連邦政府およびほぼ全ての州政府において例外品目扱いとされている。

---

<sup>22</sup>米国 USTR による米豪自由貿易協定のサマリー

([http://www.ustr.gov/Trade\\_Agreements/Bilateral/Australia\\_FTA/US-Australia\\_FTA\\_Summary\\_of\\_the\\_Agreement.html](http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/US-Australia_FTA_Summary_of_the_Agreement.html))

米豪 FTA では、協定が適用される下限金額が設定されている。また、中小企業育成目的の優遇措置は本協定の対象外とされている。後に述べる豪星 FTA、豪タイ FTA に比して、豪米 FTA においては自由化約束の程度が大きいといえる。

### (3) 豪タイ FTA

#### ◆関税

物品貿易に関しては、豪州はタリフライン（品目）の 83% の即時撤廃、13% を 2010 年に、4%（衣料品等）を 2015 年に撤廃することを約束した。

タイは品目の 53% の関税を即時撤廃、41% を 2010 年に、5% を 2015 年に、残る 1%（脱脂粉乳、クリーム等の乳製品）は 2025 年に撤廃することを約束した。

#### ◆投資

豪タイ FTA では、最恵国待遇（910 条）、投資の促進と保護等が規定されている。設立前内国民待遇（904 条）および設立後内国民待遇（907 条）を規定し、そのうえで例外を附属書 8 において留保している。なお、これらの附属書はサービス分野の留保と統合されている。豪タイ FTA では、米豪 FTA あるいは豪星 FTA とは異なり、自由化を「ポジティブ・リスト方式」で約束している。

豪タイ FTA においては、米豪 FTA のような特恵的な待遇をタイに与えているわけではない。

#### ◆サービス貿易

豪タイ FTA では、サービス貿易の規定に関し、WTO/GATS 同様、4 つのサービス提供様態（モード）をその規定対象としている（801 条）。自由化約束については、GATS 同様ポジティブ・リスト方式を採用している。なお、最恵国待遇義務の条項は設けていない。

#### ◆知的財産権

WTO/TRIPS やその他国際条約の遵守、ならびに両国間のエンフォースメントにおける協定等を規定している。

#### ◆政府調達

協定発効後一年以内に政府調達規定を再検討する為の WG を発足させること（第 1502 条）、APEC における透明性・無差別原則の確認（第 1503 条）、情報交換（第 1504 条）等を規定した緩やかなスキームとなっている。現行は紛争解決規定の対象外である。

### (4) 豪星 FTA

#### ◆関税

両国は関税の撤廃を約束。豪州政府は対星輸出として豪州ビールの関税ゼロ化を特に成果として掲げている<sup>23</sup>。

#### ◆投資

豪星 FTA では、設立前内国民待遇（904 条）および設立後内国民待遇（907 条）を規定し、そのうえで例外を附属書 8 において留保している。なお、これらの附属書はサービス分野の留保と統合されている。豪星 FTA では、米豪 FTA と同様、自由化を「ネガティブ・リスト方式」で約束している。

豪星 FTA においては、米豪 FTA のような特恵的な待遇をシンガポールに与えているわけではない。

#### ◆サービス貿易

サービス貿易に関しても、市場アクセス（第 7 章第 3 条）および内国民待遇（第 4 条）を原則適用し、その例外措置を、米豪 FTA と同様、ネガティブ・リスト方式によって留保している。なお、最恵国待遇義務の条項は設けていない。

#### ◆知的財産権

WTO/TRIPS やその他国際条約の遵守、ならびに両国間のエンフォースメントにおける協定等を規定している。

#### ◆政府調達

州政府は対象とされていないが、連邦政府レベルでの約束がなされている。政府長たちにおけるインターネット技術の活用（“e-government”）の規定が特徴的である（第 6 章第 11 条）。現行は紛争解決規定の対象外である。

---

<sup>23</sup> オーストラリア外務貿易省（DFAT）ウェブサイト “Summary of key outcome of SAFTA for Australia”  
([http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/safta/ch1\\_safta\\_guide.html](http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/safta/ch1_safta_guide.html))

## 2. 豪州におけるエネルギー・鉱物資源

EPA 推進を巡る日本政府の基本方針は、2004 年（平成 16 年）の経済連携促進関係閣僚会議において明確化されており、同基本方針別添では、「交渉相手国・地域の決定に関する基準」として、「貿易・投資の実質的な拡大・円滑化に資するか否か」のほか、「EPA/FTA が存在しないことによる経済的不利益の解消が不可欠か否か」、「資源・食料の安定的輸入・輸入先の多元化に資するか否か」等が挙げられている。

豪州はわが国にとって重要な資源供給国の一つであり、資源輸入先の多元化に資する可能性がある。そのため、本章では資源国としての豪州の位置づけを整理するとともに、豪州に賦存するエネルギー・鉱物資源の状況、日豪貿易において経済的な利益や不利益が発生する可能性のある品目、資源開発に際して障害となる可能性のある政策・制度上の課題を整理する。

### （1）豪州のエネルギー・鉱物資源と対外貿易

#### ① 資源国としての豪州の位置づけ

##### ■エネルギー関係

わが国のエネルギー安全保障を考える上で極めて重要な原油（発電・産業・民生・運輸用途全般）、天然ガス（発電・民生用途など）、石炭（製鉄・発電用途など）、ウラン（発電用途）について整理する。

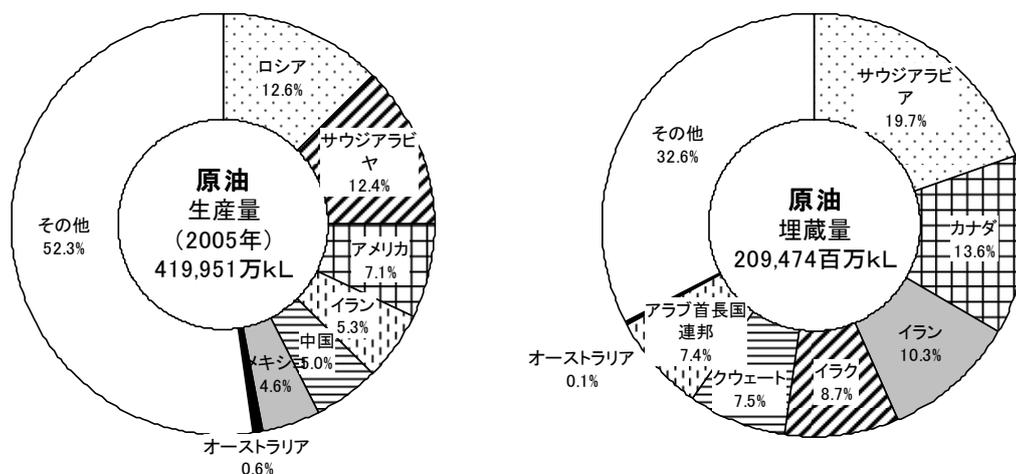
##### <原油>

世界で生産される原油は、2005 年現在で約 42 億 kL であり、ロシアおよびサウジアラビアでおおよそ 1 / 4 程度を生産している（図表 1）。原油生産に占める豪州の割合は決して高くはなく、2005 年現在で 1 % に満たない程度である（0.6% : 2,736 万 kL）。

埋蔵量ではサウジアラビアが最大であり、世界の約 2 割を占める（図表 1）。中東地域の主要産油国を合計した場合、世界の埋蔵量の 5 割を占める。豪州における原油埋蔵量は、生産量同様にあまり大きくはなく、1 % に満たない程度である（0.1% : 253 百万 kL）。

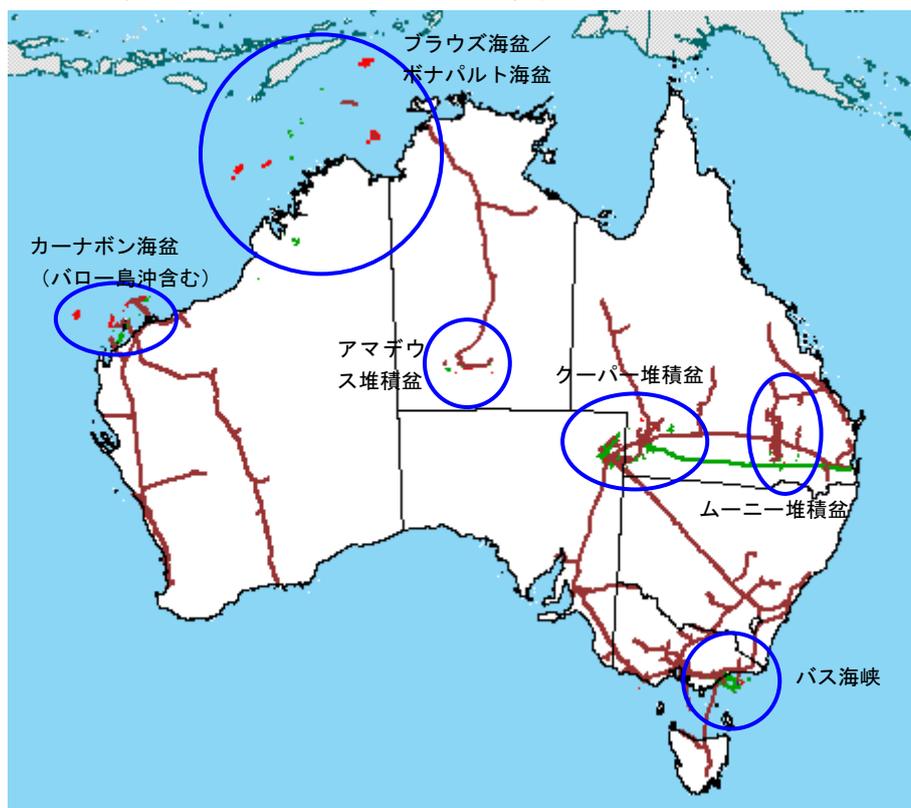
豪州における主な油田は、豪州で始めて商業生産を行ったクイーンズランド州のムーニー堆積盆（ブリスベン西方）のほか、南オーストラリア州とクイーンズランド州に跨るクーパー堆積盆、西オーストラリア州バロー島沖、ビクトリア州バス海峡に存在する（図表 2）。豪州東部の油田は、ブリスベン、シドニー、メルボルンなどといった主要大都市とパイプラインでつながれており、国内の原油需要を支えている。

図表 1 原油生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(資料) オイル・アンド・ガスジャーナル誌 (2006年12月18号)

図表 2 豪州における主な油・ガス田 (稼働中のもの) およびパイプライン



(注1) 赤色：ガス田およびガスパイプライン 緑色：油田および石油パイプライン

(注2) 青い丸で囲った部分は、油田・ガス田が集中している地域

(資料) (資料) the Commonwealth of Australia (Geoscience Australia) 「Australian atlas of mineral resources, mines and processing centers」を一部改変

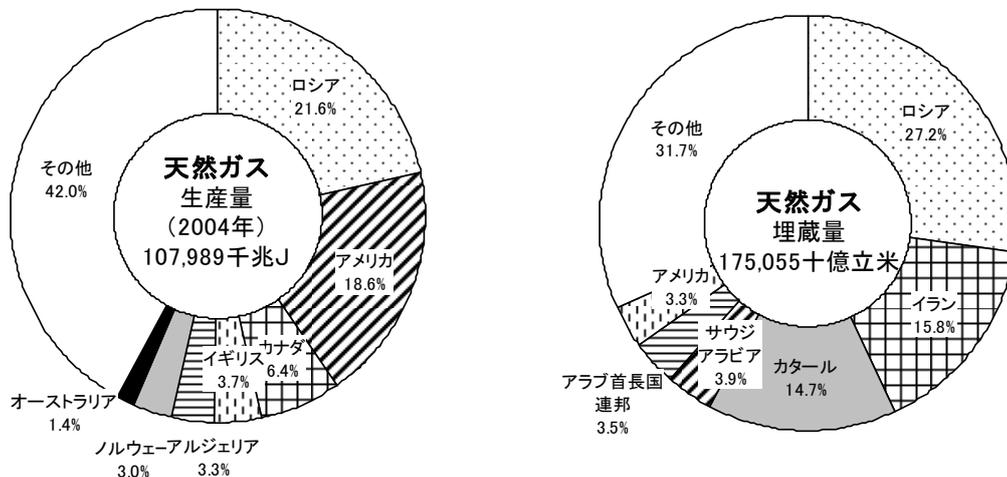
<天然ガス>

世界で生産される天然ガスは、2004年現在で約108兆MJ（熱量換算：日本国内に供給される天然ガスの約32年分）であり、ロシアおよび米国でおおよそ4割程度を生産している（図表3）。天然ガス生産に占める豪州の割合は、2004年現在で約1%程度である（1.4%：1,489MJ）。

埋蔵量ではロシアが最大であり、世界の1/4強を占める（図表3）。原油同様、ロシアを除いて天然ガスが埋蔵されている地域は中東地域に集中しており、イラン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の埋蔵量を合計した場合、世界の埋蔵量の約1/3を占める。豪州における天然ガス埋蔵量は、世界全体からみて1%未満に過ぎない（太平洋州全体で0.7%程度<sup>24</sup>）。

豪州における主なガス田は、西オーストラリア州の北西沖合に存在するカーナボン海盆、ブラウズ海盆、ボナパルト海盆（一部北部準州に跨る）のほか<sup>25</sup>、南オーストラリア州とクイーンズランド州に跨るクーパー堆積盆、ビクトリア州バス海峡に存在する（図表2）。豪州東部のガス田は、原油同様、ブリスベン、シドニー、メルボルンなどといった主要大都市とパイプラインでつながれており、国内の原油需要を支えている。一方、西オーストラリア州の北西沖で生産される天然ガスの大宗は、わが国を初めとする海外向けに輸出されている（貿易事情については後述）。

図表3 天然ガス生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(資料) IEA 「Energy Statistics of OECD Countries/Non OECD Countries (2006)」

<sup>24</sup> オイル・アンド・ガスジャーナル誌 (2006年12月18号)

<sup>25</sup> IEA 「Energy Policies of IEA Countries-Australia 2005 Review」によると、これら西オーストラリア州北西大陸棚に存在するガス田だけで、豪州における天然ガス埋蔵量の9割近くを占めるとしている。

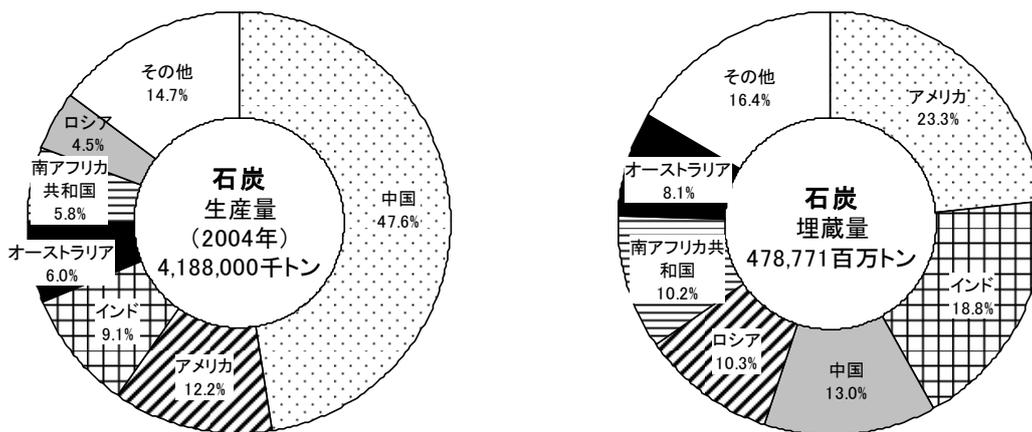
### <石炭>

世界で生産される石炭は、2004年現在で約42億トンであり、中国が半分弱を生産している（図表4）。石炭生産に占める豪州の割合は、2004年現在で6%程度である（6.0%：2.51億トン）。

埋蔵量では米国が最大であり、世界の1/4弱を占める（図表4）。原油や天然ガスと異なり、石炭の埋蔵地域は世界各地に分散している。国別埋蔵量は、米国に次いでインド（18.8%）、中国（13.0%）、ロシア（10.3%）、南アフリカ共和国（10.2%）と続く。豪州における石炭埋蔵量は、世界全体からみて8%程度であり、上位6番目の埋蔵国である（8.1%、3,860億トン）。

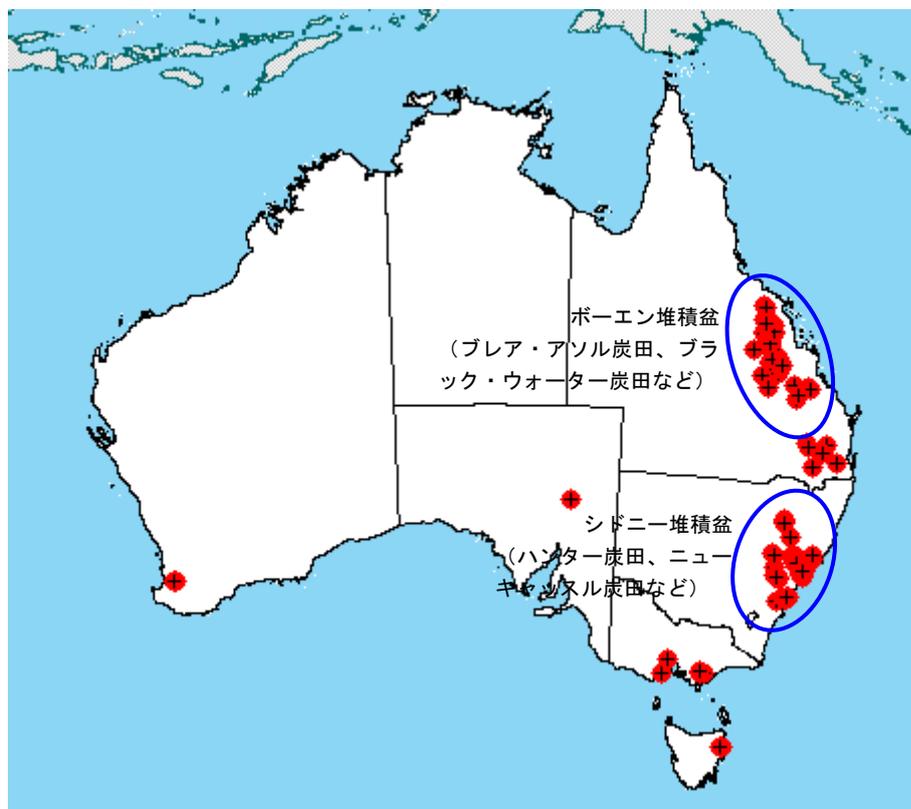
豪州における主な炭田は、豪州東部に集中しており、クイーンズランド州のボーエン堆積盆とニューサウスウェールズ州のシドニー堆積盆に存在する（図表5）。豪州東部の炭田は、ニューキャッスル港、グラッドストーン港など、豪州東海岸7ヶ所ほどの港湾と鉄道で結ばれており、国内発電用として消費されるほか、わが国を初めとする海外向けに輸出されている（貿易事情については後述）。

図表4 石炭生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



（資料）国連 UN 「Energy Statistics Yearbook 2004」

図表 5 豪州における主な炭鉱（稼働中のもの）



(資料) the Commonwealth of Australia (Geoscience Australia) 「Australian atlas of mineral resources, mines and processing centers」を一部改変

#### <ウラン>

世界で生産されるウラン鉱石は、2004年現在で約4万トンであり、カナダと豪州とで半分を生産している(図表6)。ウラン鉱石の生産に占める豪州の割合は、2004年現在で1/4弱程度である(22.3% : 8.982千トン)。

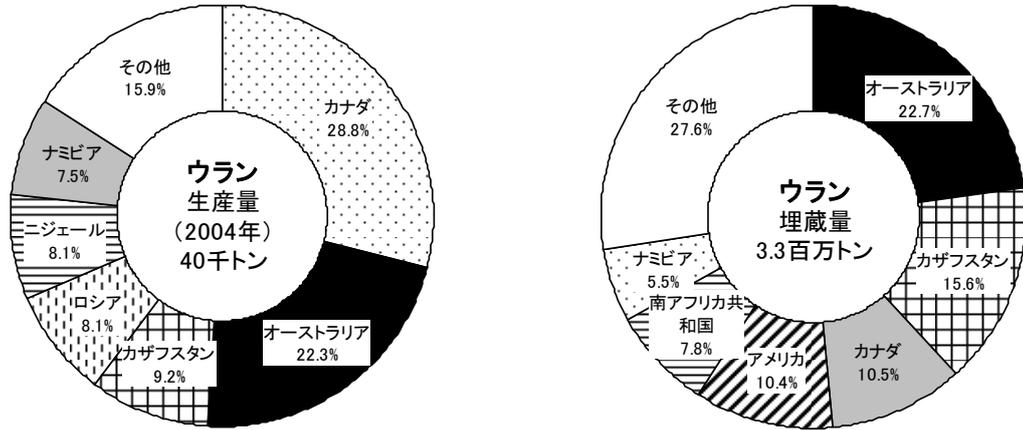
埋蔵量では豪州が最大であり、世界の1/4弱を占める(図表6)。国別埋蔵量は、豪州のほかにカザフスタン(15.6%)、カナダ(10.5%)、米国(10.4%)、南アフリカ共和国(7.8%)、ナミビア(5.5%)と続く。

豪州における主なウラン鉱山は、これまで「三鉱山政策(Three Mine Policy)<sup>26</sup>」の影響でごく限られた数に制限されてきた。現在、操業中の主な鉱山としては、南オーストラリ

<sup>26</sup> 1983年に連邦政府の政権を握っていた労働党により導入された政策。すでに生産が開始されていた北部準州のレンジャー(Ranger)、ナバレック(Nabarlek : 1988年に閉山)、南オーストラリア州のオリンピック・ダム(Olympic Dam)の三鉱山のみ事実上のウラン採掘を制限したもの。これに伴い、他の開発予定鉱山に与えられていた暫定的な販売許可は全て取消しとなった。1996年に保守連合政権が誕生したことに伴い、「三鉱山政策」は連邦レベル(各週政府は労働党政権)では事実上廃止となり、2007年に開催された労働党全国大会において正式に廃止された。ただし、依然として残る根強い反対意見に配慮して「新規ウラン鉱山開発の許可・禁止の権限は各州に残される」としている(2008年現在の各州反応としては、探鉱・操業ともに可能としているのは、南オーストラリア州と連邦政府の意向に従わざるを得ない北部準州のみ。他は基本的に操業に反対の姿勢)。

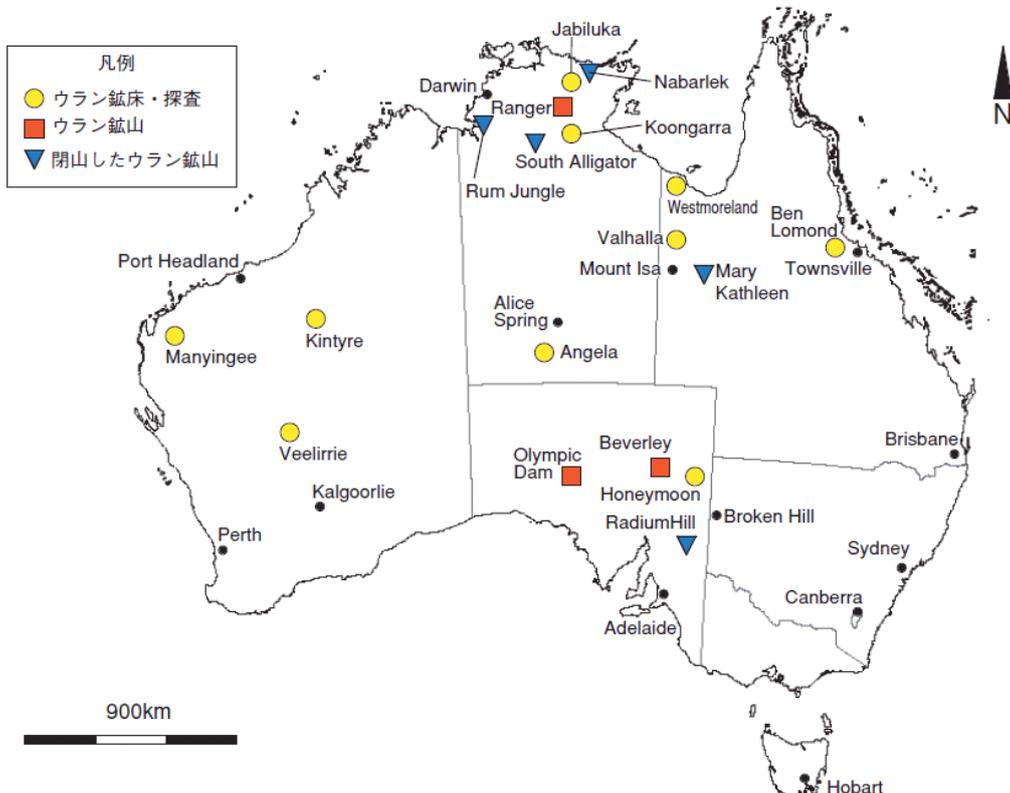
ア州のオリンピック・ダム鉱山、北部準州のレンジャー鉱山などがあり、2007 年における「三鉱山政策」の廃止後はウラン鉱山の開発が活発化しつつある（図表 7）。

図表 6 ウラン生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(注) 生産量および埋蔵量ともにウラン純分量の割合  
 (資料) OECD・NEA/IAEA 「Uranium (2005)」

図表 7 豪州における主なウラン鉱山



(資料) JOGME 金属資源レポート 久保田博志「豪州におけるウラン資源開発の状況（平成2005年11月号）」（原典：Uranium Information Center）

## ■ 鉱物資源（金属等）関係

わが国の主要製造業の原材料として欠かせない鉄鉱石（国内外の製鉄を経た上で自動車・機械類・建築・土木用途など）、ボーキサイト（アルミニウム：国外におけるアルミナ精錬を経た上で自動車・造船・機械類・食器類用途など）、銅鉱石（国内外の製錬を経た上で自動車・電機・建築・電力用途など）、鉛鉱石（国内外の製錬を経た上で各種蓄電池・薬品用途など）、亜鉛鉱石（国内外の製錬を経た上で自動車・機器類用途など（多くは鋼板めっきとして））、ニッケル鉱石（国内外の製錬を経た上で自動車（多くはステンレスとして）・各種蓄電池・各種モーター用磁石用途など）について整理する。

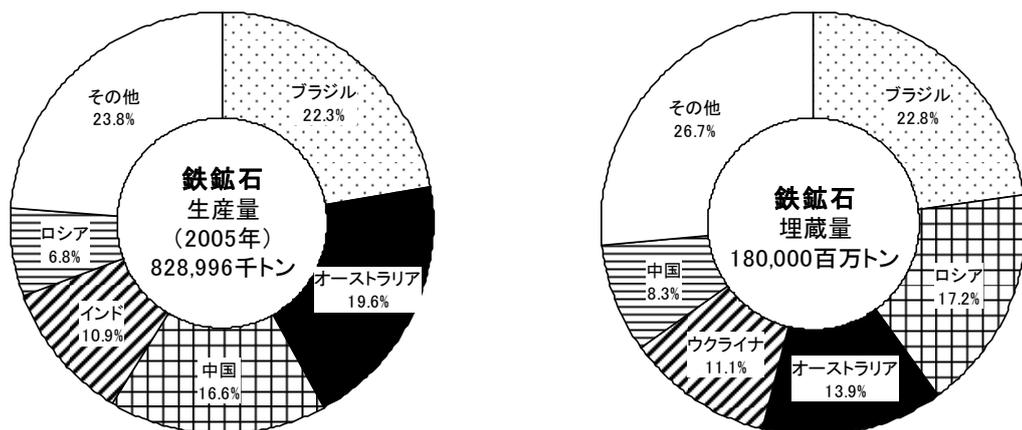
### < 鉄鉱石 >

世界で生産される鉄鉱石は、2005年現在で約8.3億トン（鉄純分換算）であり、ブラジルおよび豪州でおよそ4割強を生産している（図表8）。鉱石生産に占める豪州の割合は大きく、2005年現在で2割程度である（世界第2位＝19.6%：1.6億トン）。

埋蔵量ではブラジルが最大であり、世界の2割強を占める（図表8）。国別埋蔵量は、ブラジルのほかにロシア（17.2%）、豪州（13.9%）、ウクライナ（11.1%）、中国（8.3%）と続く。豪州における鉄鉱石埋蔵量は、生産量同様に大きく、世界第3位の埋蔵量を誇る（13.9%：250億トン）。

豪州における主な鉄鉱山は、西オーストラリア州の各地に集中している（図表9）。これらの鉄鉱山で生産された鉄鉱石は、多くの場合、専用鉄道によって港湾まで運ばれ、わが国を初めとする海外向けに輸出されている（貿易事情については後述）。

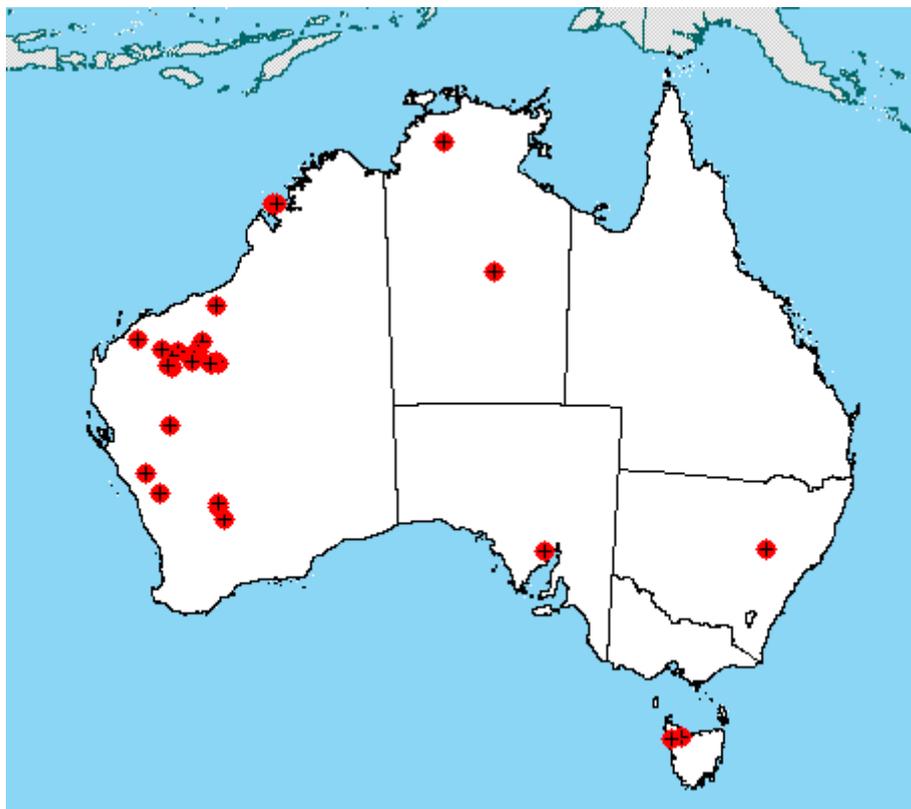
図表8 鉄鉱石生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(注) 生産量および埋蔵量ともに鉄純分量の割合

(資料) USGS 「Mineral Yearbook」、 「Mineral Commodity Summaries 2006」

図表 9 豪州における主な鉄鉱山（稼働中のもの）



(資料) the Commonwealth of Australia (Geoscience Australia) 「Australian atlas of mineral resources, mines and processing centers」

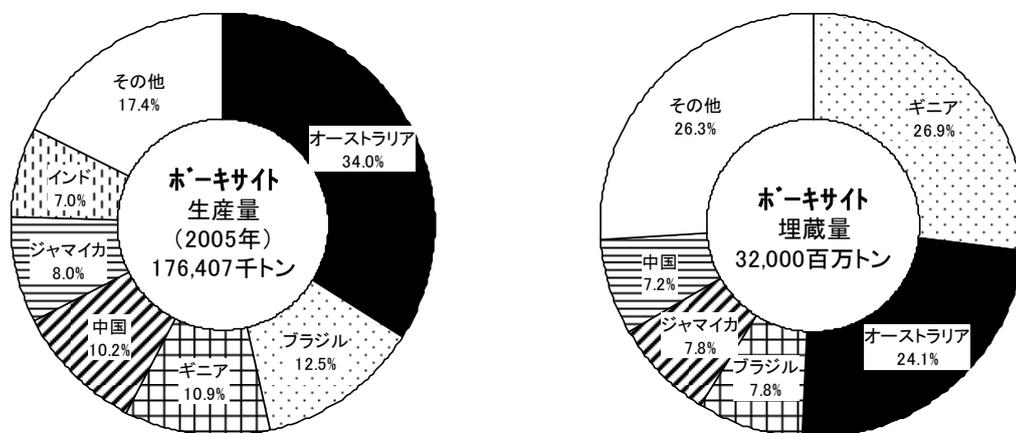
#### <ボーキサイト（アルミニウム）>

世界で生産されるボーキサイトは、2005年現在で約1.76億トン（アルミニウム純分換算）であり、豪州が約1/3を生産している（図表10）。鉱石生産に占める豪州の割合は世界最大である（34.0%：0.60億トン）。

埋蔵量ではギニアが最大であるが、豪州もこれについて多く、両国を合わせると世界の半分程度を占める（図表10）。国別埋蔵量は、多い順にギニア（26.9%）、豪州（24.1%：7.7億トン）、ブラジル（7.8%）、ジャマイカ（7.8%）、中国（7.2%）となる。

豪州における主なボーキサイト鉱山は、豪州北部（北部準州、クイーンズランド州）および西部（西オーストラリア州）に存在する（図表11）。

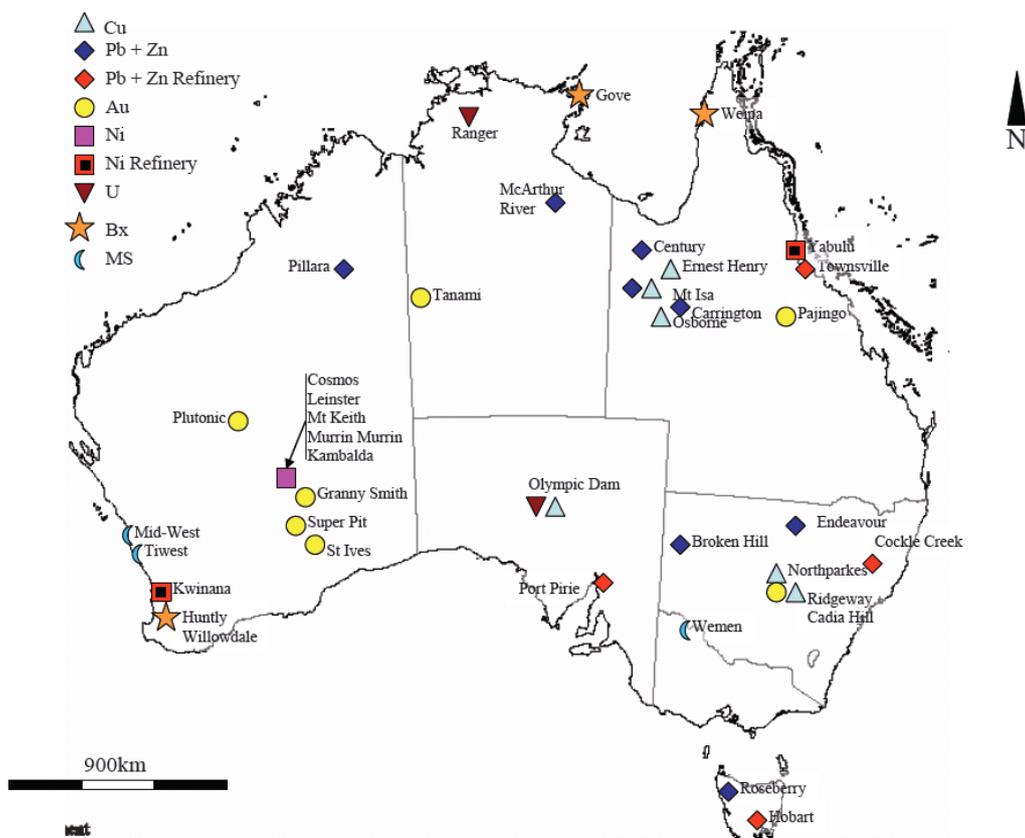
図表 10 ポーキサイト生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(注) 生産量は粗鉱重量、埋蔵量は乾燥重量の割合

(資料) World Bureau of Metal Statistics 「Metal Statistics」、USGS 「Mineral Commodity Summaries 2006」

図表 11 豪州における主な非鉄金属鉱山および製錬所



(注) Cu : 銅鉱山、Pb+Zn : 鉛・亜鉛鉱山、Pb+Zn Refinery : 鉛・亜鉛製錬所、Au : 金鉱山、Ni : ニッケル鉱山、Ni Refinery : ニッケル製錬所、U : ウラン鉱山、Bx : ポーキサイト鉱山、MS : ミネラルサンド (ジルコン、イルメナイト、ルチルなど) 鉱山

(資料) JOGMEC 永井正博「オーストラリアの鉱業事情ーラッキーカントリーの将来展望ー (平成 18 年 2 月 21 日)」

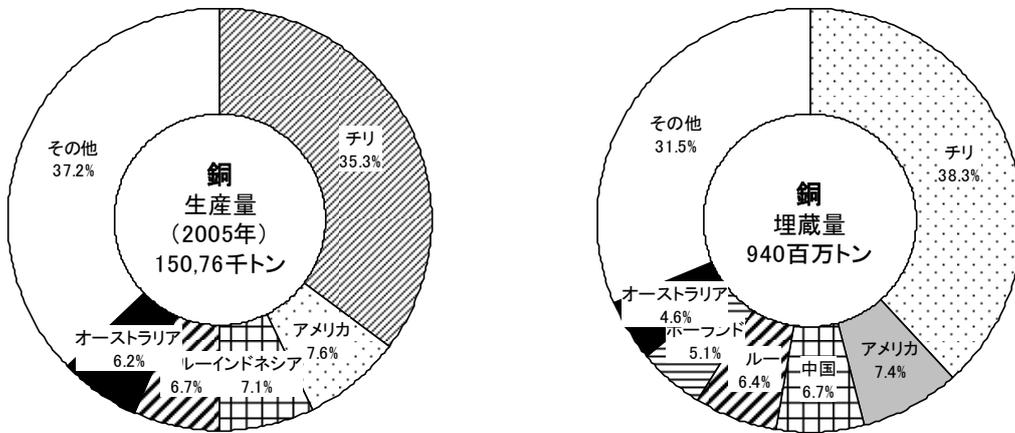
<銅鉱石>

世界で生産される銅鉱石は、2005年現在で約1,500万トン（銅純分換算）であり、チリが1／3強を生産している（図表12）。鉱石生産に占める豪州の割合は約6％であり、世界第5位の生産量である（6.2％：93万トン）。

埋蔵量でもチリが最大であり、1／3強を占める（図表12）。国別埋蔵量は、チリに次いで米国（7.4％）、中国（6.7％）、ペルー（6.4％）、ポーランド（5.1％）、豪州（4.6％：4,300万トン）となる。

豪州における主な銅鉱山は、クイーンズランド州北西部、ニューサウスウェールズ州中部、南オーストラリア州中部に存在する（図表11）。

図表12 銅生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(注) 生産量および埋蔵量ともに銅純分量の割合

(資料) World Bureau of Metal Statistics「Metal Statistics」、「Mineral Commodity Summaries 2006」

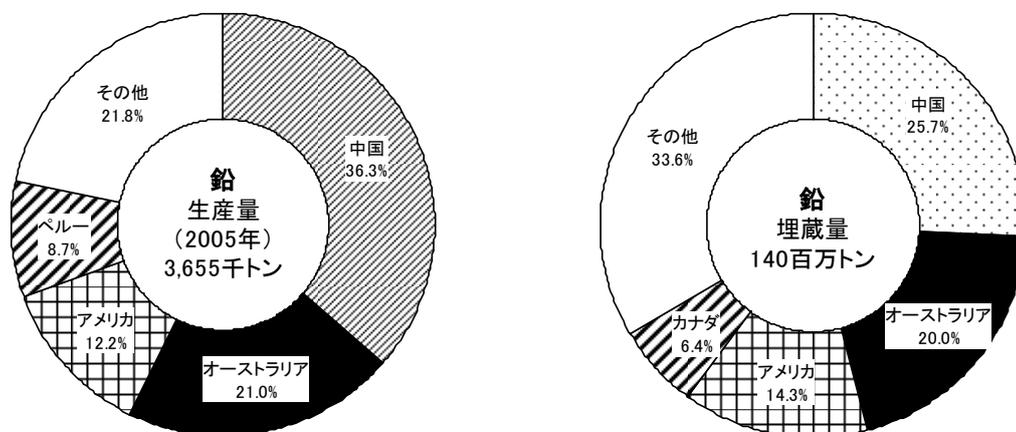
<鉛鉱石>

世界で生産される鉛鉱石は、2005年現在で約370万トン（鉛純分換算）であり、中国が1／3強を生産している（図表13）。鉱石生産に占める豪州の割合は2割強であり、世界第2位の生産量である（21.0％：77万トン）。

埋蔵量でも中国が最大であり、1／4強を占める（図表13）。国別埋蔵量は、中国に次いで豪州（20.0％：2,800万トン）、米国（14.3％）、カナダ（6.4％）となる。

豪州における主な鉛鉱山は、クイーンズランド州北西部、ニューサウスウェールズ州北部、北部準州北部、西オーストラリア州北部に存在する（図表11）。

図表 13 鉛生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(注) 生産量および埋蔵量ともに鉛純分量の割合  
 (資料) World Bureau of Metal Statistics「Metal Statistics」、「Mineral Commodity Summaries 2006」

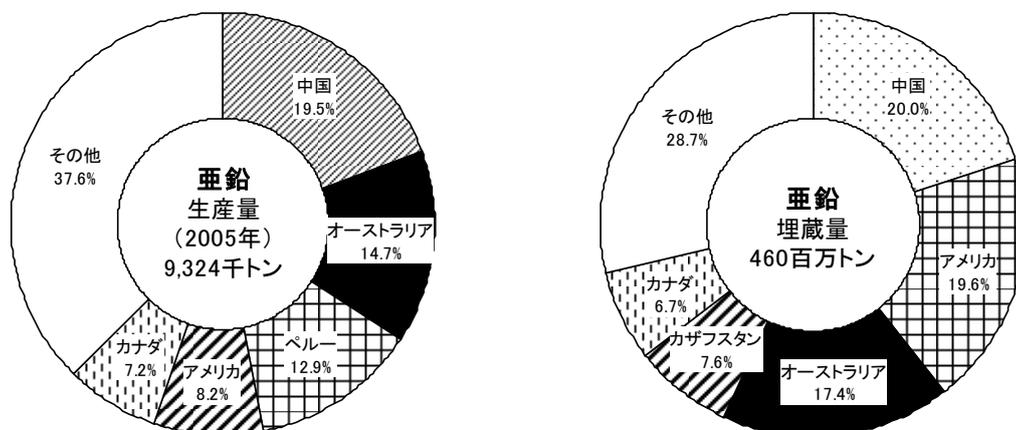
<亜鉛鉱石>

世界で生産される亜鉛鉱石は、2005年現在で約930万トン（亜鉛純分換算）であり、中国と豪州とで1/3強を生産している（図表 14）。鉱石生産に占める豪州の割合は1割強であり、世界第2位の生産量である（14.7%：137万トン）。

埋蔵量は中国が最大であり、2割を占める（図表 14）。国別埋蔵量は、中国に次いで米国（19.6%）、豪州（17.4%：8,000万トン）、カザフスタン（7.6）、カナダ（6.7%）となる。

豪州における主な亜鉛鉱山は、鉛鉱山と同様である（図表 11）。

図表 14 亜鉛生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(注) 生産量および埋蔵量ともに亜鉛純分量の割合  
 (資料) World Bureau of Metal Statistics「Metal Statistics」、「Mineral Commodity Summaries 2006」

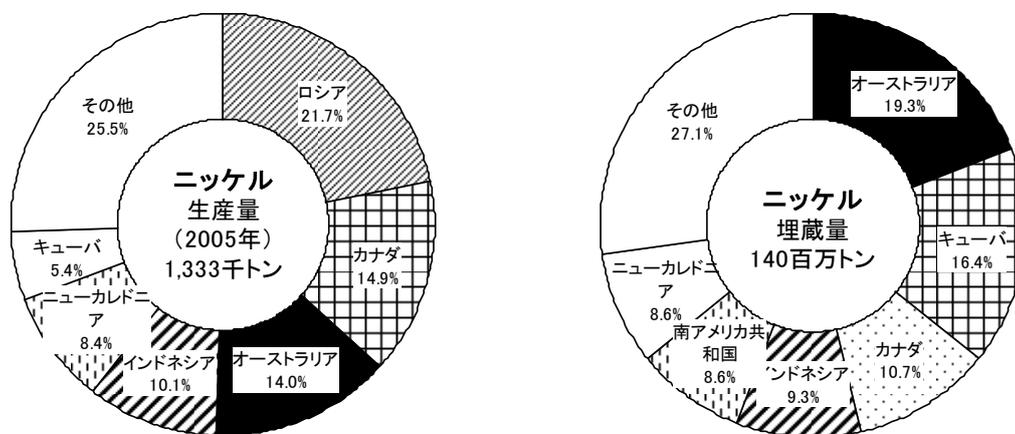
＜ニッケル鉱石＞

世界で生産されるニッケル鉱石は、2005年現在で約130万トン（ニッケル純分換算）であり、ロシアが2割強を生産している（図表15）。鉱石生産に占める豪州の割合は1割強であり、世界第3位の生産量である（14.0%：19万トン）。

埋蔵量は豪州が最大であり、約2割を占める（図表15：2,700万トン）。国別埋蔵量は、豪州に次いでキューバ（16.4%）、カナダ（10.7%）、インドネシア（9.3%）、南アフリカ共和国（8.6%）、ニューカレドニア（8.6%）となる。

豪州における主なニッケル鉱山は、西オーストラリア州中部に存在する（図表11）。

図表15 ニッケル生産および埋蔵規模に関する豪州の位置づけ



(注) 生産量および埋蔵量ともにニッケル純分量の割合  
 (資料) World Bureau of Metal Statistics「Metal Statistics」、「Mineral Commodity Summaries 2006」

■まとめ

「資源国」としての豪州は、地質的な特徴もあり、石炭、鉄鉱石、ウラン鉱石、その他非鉄鉱石の生産量、埋蔵量が大きいという特徴を有する。一方、石油や天然ガスといった液体・気体の化石燃料については、世界の中でみると、生産量、埋蔵量ともに必ずしも大きくはない。「資源国」としての豪州の特徴は、石炭や各種鉱物資源の豊富さもさることながら、資源開発に際しての障壁の少なさ（探鉱開発の許認可など）にあるといえる（後述）。

## ② 豪州における対外貿易

豪州からみた日豪貿易の位置づけを明らかにするため、豪州における対外貿易の動向を整理する。

### ■豪州貿易の概要・主な貿易相手国

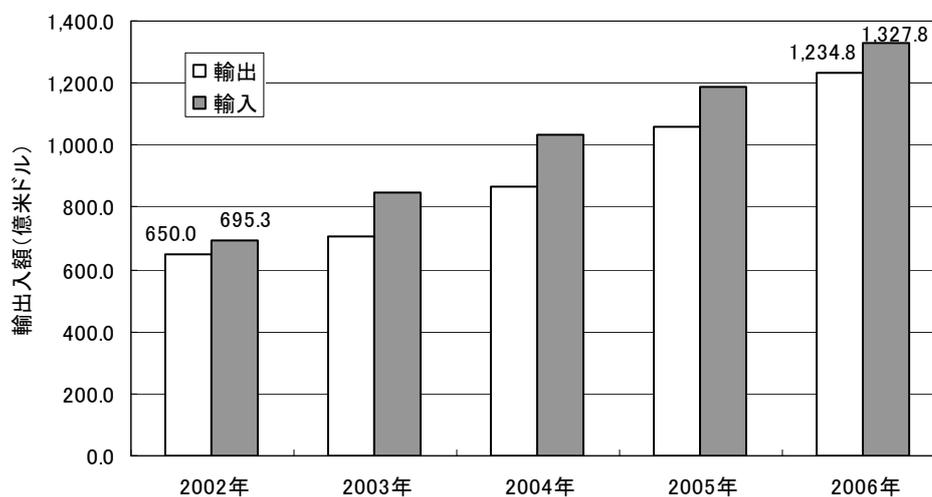
豪州における貿易額は、近年順調な伸展を見せており、2006年段階で輸出額は1,234.8億米ドル、輸入額は1,327.8億米ドルに達している（図表16）。5年前の2002年と比較して2倍近い伸展している。また、近年は輸入額が輸出額を上回る状態が続いている（貿易収支＝赤字）。

豪州の輸出相手国は、近年、わが国が首位を占めている（図表17、図表18、図表19）。最近の傾向として、対中国およびインドの輸出が伸展しており、わが国を含めて対アジア向けの輸出が増加傾向にある。その他の輸出相手国としては、米国や英国などがある。

豪州の輸入相手国は、これまで米国が首位であったが、2006年に中国が首位となっている（図表20）。最近の傾向として、マレーシアやシンガポールなどからの輸入が伸展しており、輸出同様、わが国を含めたアジア諸国からの輸入が増加傾向にある（図表21、図表22）。その他の輸入相手国としては、米国や英国などがある。

豪州から見て最大の貿易黒字を計上している相手国は日本であり、最大の貿易赤字を計上している相手国は米国である（図表23）。

図表16 豪州における貿易額の推移



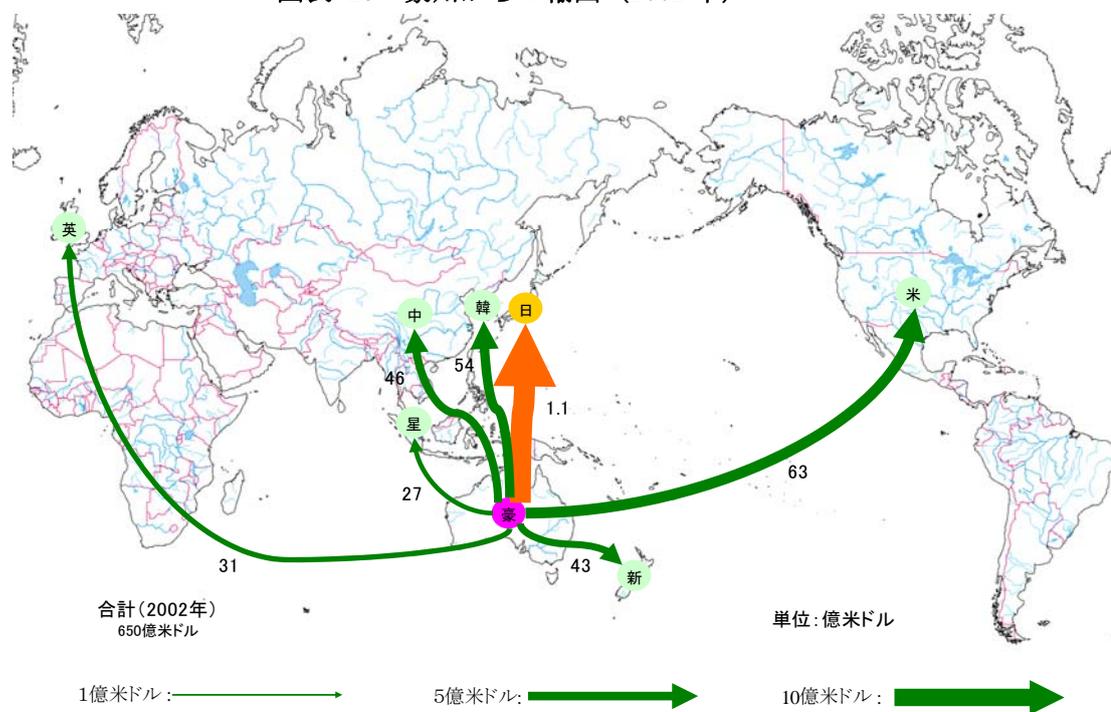
（資料）World Trade Atlas（出所：Australian Bureau of Statistics）」

図表 17 豪州における輸出国の推移（金額ベース上位 10 カ国）

順位	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
1	日本	日本	日本	日本	日本
2	米国	米国	中国	中国	中国
3	韓国	中国	米国	韓国	韓国
4	中国	ニュージーランド	韓国	米国	韓国
5	ニュージーランド	韓国	ニュージーランド	ニュージーランド	ニュージーランド
6	英国	英国	インド	インド	インド
7	シンガポール	台湾	英国	台湾	英国
8	台湾	シンガポール	台湾	英国	台湾
9	香港	インド	シンガポール	タイ	シンガポール
10	インドネシア	香港	インドネシア	シンガポール	インドネシア

(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

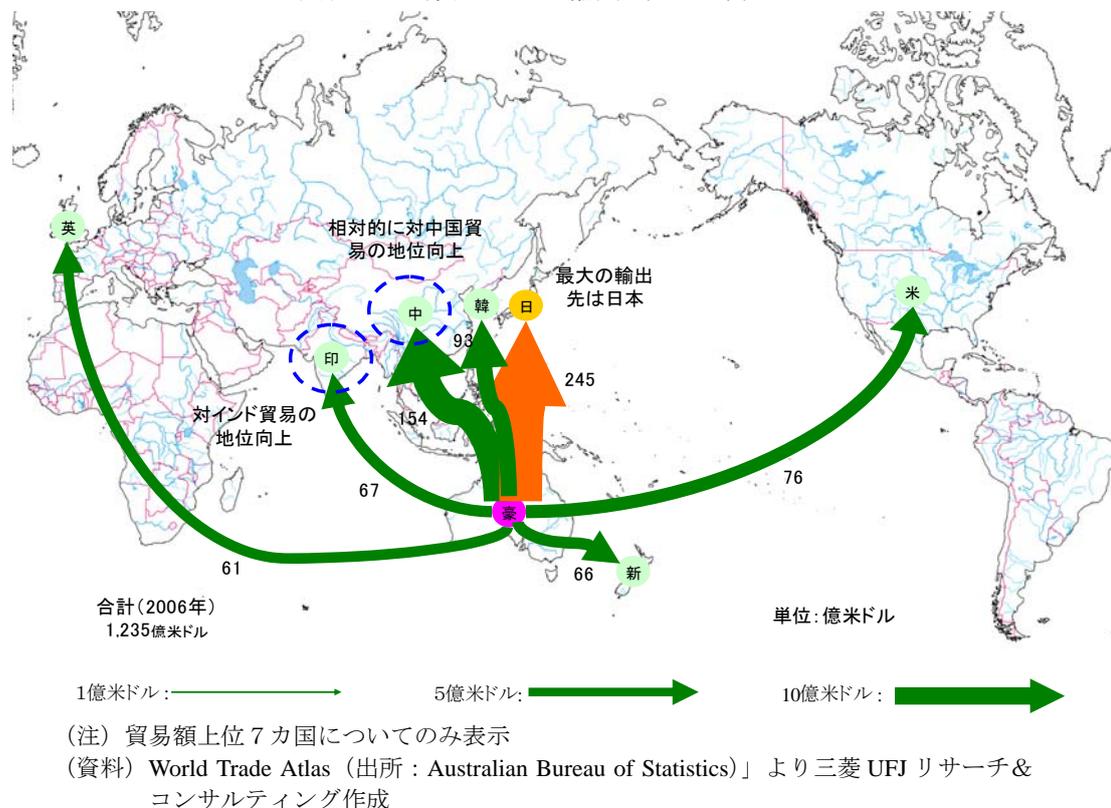
図表 18 豪州からの輸出 (2002 年)



(注) 貿易額上位 7 カ国についてのみ表示

(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 19 豪州からの輸出 (2006年)

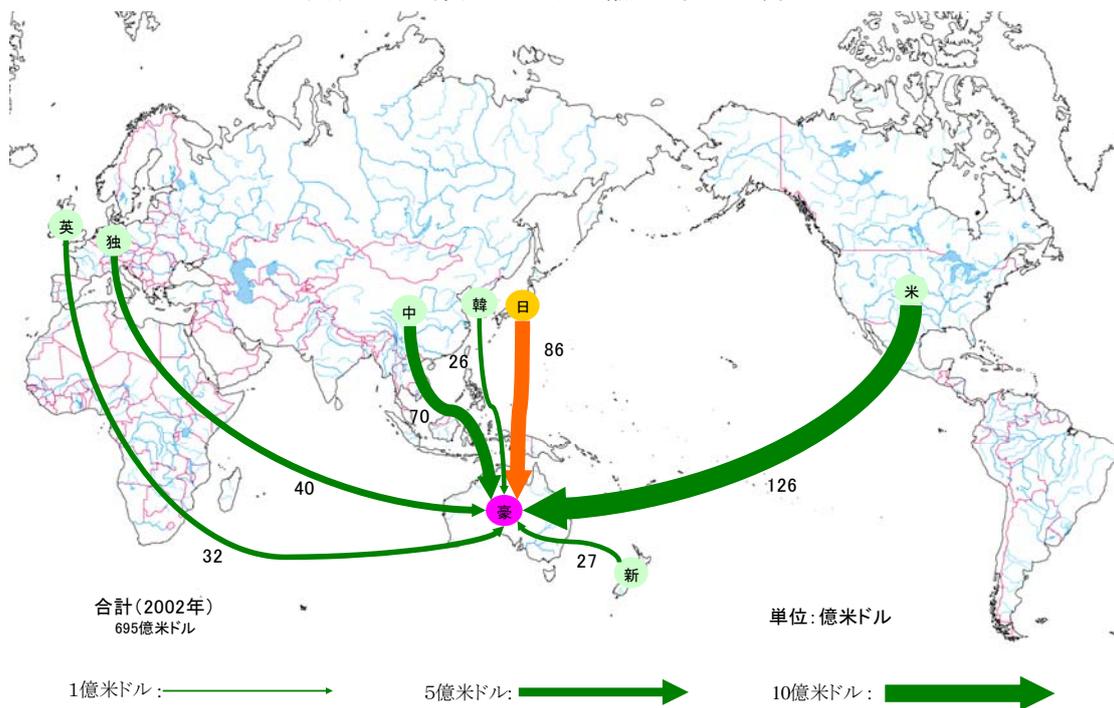


図表 20 豪州における輸入国の推移 (金額ベース上位10カ国)

順位	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
1	米国	米国	米国	米国	中国
2	日本	日本	中国	中国	米国
3	中国	中国	日本	日本	日本
4	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	シンガポール
5	英国	英国	シンガポール	シンガポール	韓国
6	ニュージーランド	ニュージーランド	英国	英国	マレーシア
7	韓国	韓国	マレーシア	マレーシア	タイ
8	シンガポール	シンガポール	ニュージーランド	ニュージーランド	英国
9	マレーシア	マレーシア	韓国	韓国	ニュージーランド
10	イタリア	イタリア	フランス	フランス	ドイツ

(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

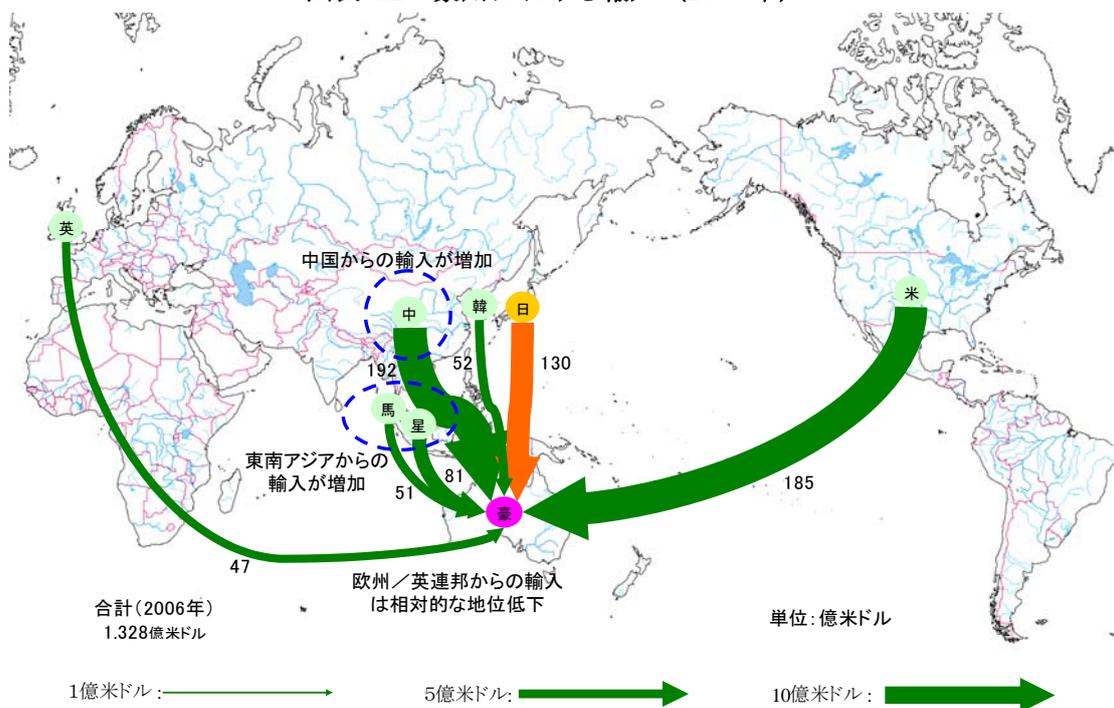
図表 21 豪州における輸入 (2002年)



(注) 貿易額上位7カ国についてのみ表示

(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) により三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

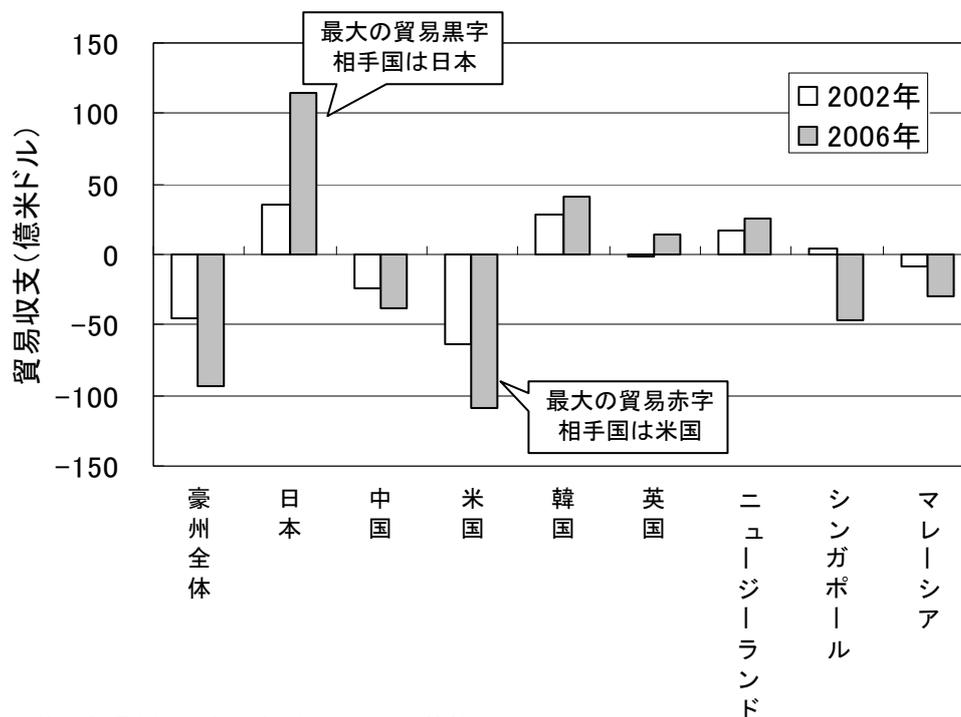
図表 22 豪州における輸入 (2006年)



(注) 貿易額上位7カ国についてのみ表示

(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) により三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 23 豪州における主要貿易相手国との貿易収支 (2002年・2006年比較)



(注) 貿易額の大きい主要相手国のみ抜粋

(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

### ■豪州における主な貿易品目

豪州から輸出される物品の多くは、エネルギーや鉱石類などといった鉱産資源である (図表 24、図表 25)。このほか、肉類や穀物なども比較的輸出額が大きく、全般的に鉱産品や農産品などといった一次産品の輸出に強みを有する。

輸出金額別にみた場合、西オーストラリア州が最大であり (図表 26)、主な輸出品は鉱石類 (鉄鉱石など) や石炭・原油・天然ガス (主に天然ガス) である (図表 27)。近年の資源需要の高まり、資源価格の高騰等を受けて輸出額は漸増傾向にある。次に輸出額が大きいのは、クイーンズランド州であり (図表 26)、主な輸出品は石炭・原油・天然ガス (主に石炭) である (図表 27)。これにニューサウスウェールズ州が続く (図表 26)、主な輸出品はクイーンズランド州同様に石炭・原油・天然ガス (主に石炭) である (図表 27)。

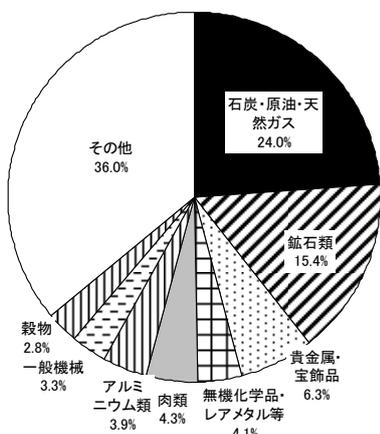
一方、豪州で輸入している物品の多くは、一般機械や自動車類などといった自国内では十分に生産されていない機械類が多い (図表 28、図表 29)。また、国内では十分に産出しない原油等の輸入も比較的大きい。

図表 24 豪州における主な輸出品目（金額ベース）

順位	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
1	石炭・原油・天然ガス	石炭・原油・天然ガス	石炭・原油・天然ガス	石炭・原油・天然ガス	石炭・原油・天然ガス
2	鉱石類	鉱石類	鉱石類	鉱石類	鉱石類
3	貴金属・宝飾品	貴金属・宝飾品	貴金属・宝飾品	貴金属・宝飾品	貴金属・宝飾品
4	肉類	肉類	肉類	肉類	その他
5	穀物	その他	穀物	その他	肉類
6	一般機械	一般機械	その他	無機化学品・レアメタル等	無機化学品・レアメタル等
7	アルミニウム類	自動車類	一般機械	一般機械	アルミニウム類
8	自動車類	無機化学品・レアメタル等	無機化学品・レアメタル等	アルミニウム類	一般機械
9	無機化学品・レアメタル等	アルミニウム類	アルミニウム類	自動車類	穀物
10	その他	穀物	自動車類	穀物	自動車類

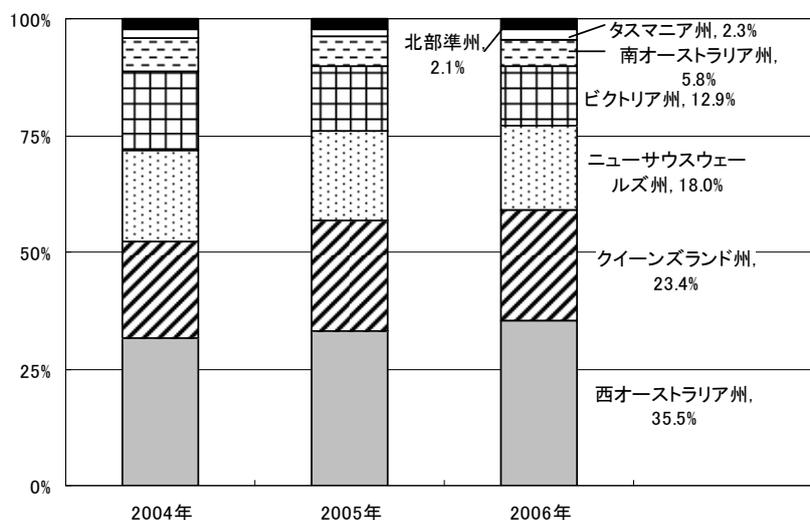
(注1) HSコード上2桁による分類で上位10位を整理。品目名は適宜簡略化している。  
 (注2) 本図表における「その他」はHSコード分類で第99類として整理されているもの。  
 (注3) エネルギー・鉱物資源関係には網がけをしている。  
 (資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 25 豪州における主な輸出品目の割合（連邦全体・金額ベース：2006年）



(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

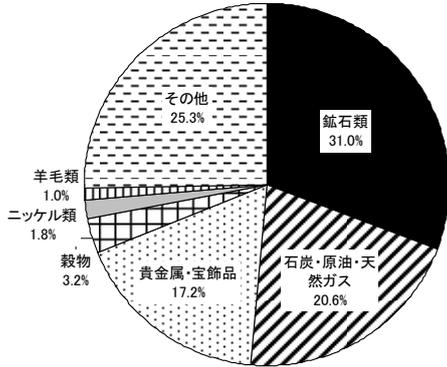
図表 26 豪州各州における輸出額割合の推移



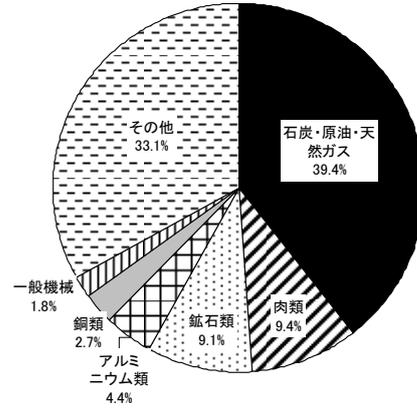
(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 27 豪州における主な輸出品目の割合 (各州・金額ベース：2006年)

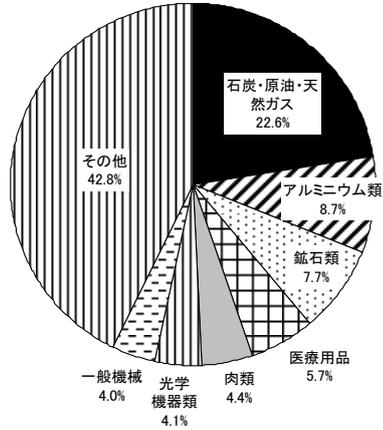
【西オーストラリア州】



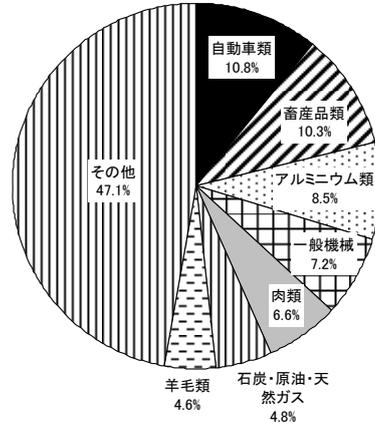
【クイーンズランド州】



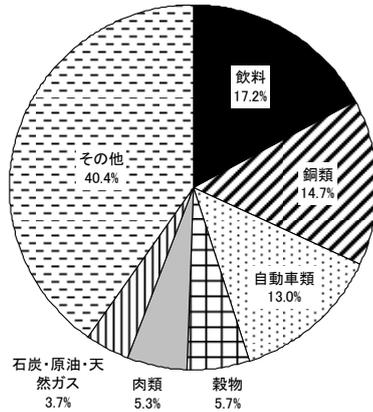
【ニューサウスウェールズ州】



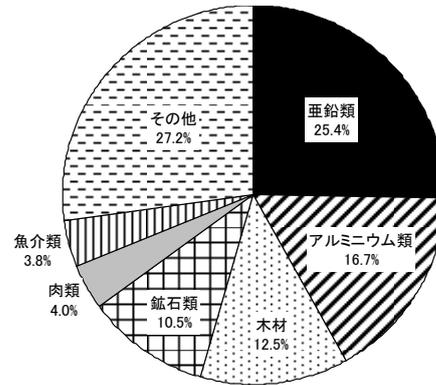
【ビクトリア州】



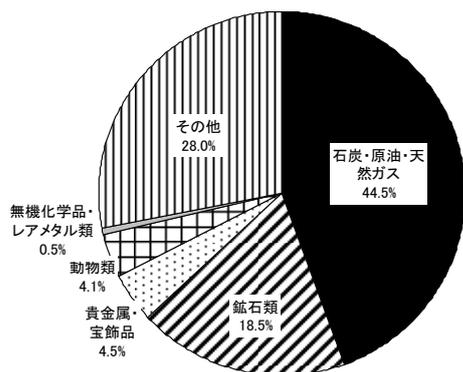
【南オーストラリア州】



【タスマニア州】



【北部準州】



(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

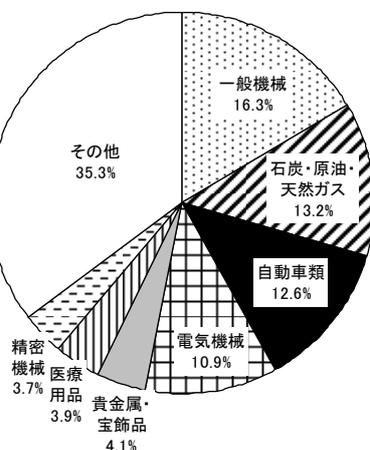
図表 28 豪州における主な輸入品目（金額ベース）

順位	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
1	一般機械	一般機械	一般機械	一般機械	一般機械
2	自動車類	自動車類	自動車類	自動車類	石炭・原油・天然ガス
3	電気機械	電気機械	電気機械	電気機械	自動車類
4	石炭・原油・天然ガス	石炭・原油・天然ガス	石炭・原油・天然ガス	石炭・原油・天然ガス	電気機械
5	航空関係	精密機械	医療用品	医療用品	貴金属・宝飾品
6	精密機械	医療用品	精密機械	精密機械	医療用品
7	医療用品	航空関係	航空関係	貴金属・宝飾品	精密機械
8	貴金属・宝飾品	貴金属・宝飾品	貴金属・宝飾品	樹脂類	樹脂類
9	樹脂類	樹脂類	樹脂類	航空関係	有機化学品
10	有機化学品	有機化学品	有機化学品	有機化学品	航空関係

(注) HS コード上 2 桁による分類で上位 10 位を整理。品目名は適宜簡略化している。

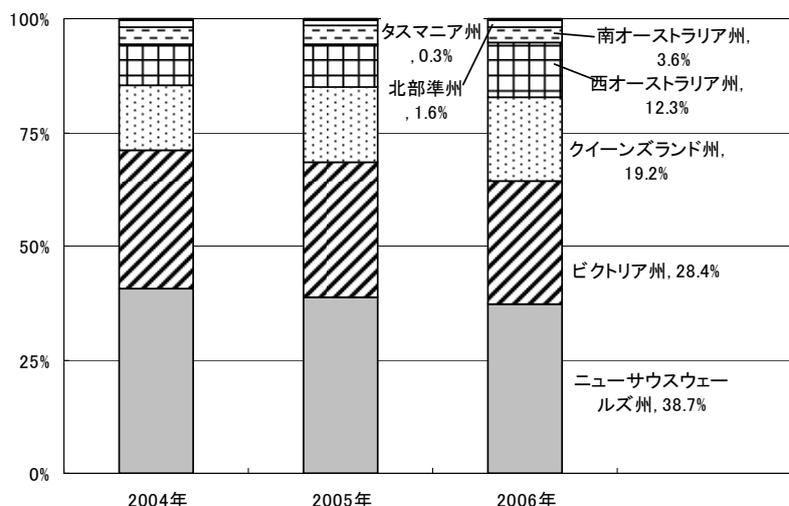
(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) により三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 29 豪州における主な輸入品目の割合（連邦全体・金額ベース：2006 年）



(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) により三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 30 豪州各州における輸出額割合の推移



(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) により三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

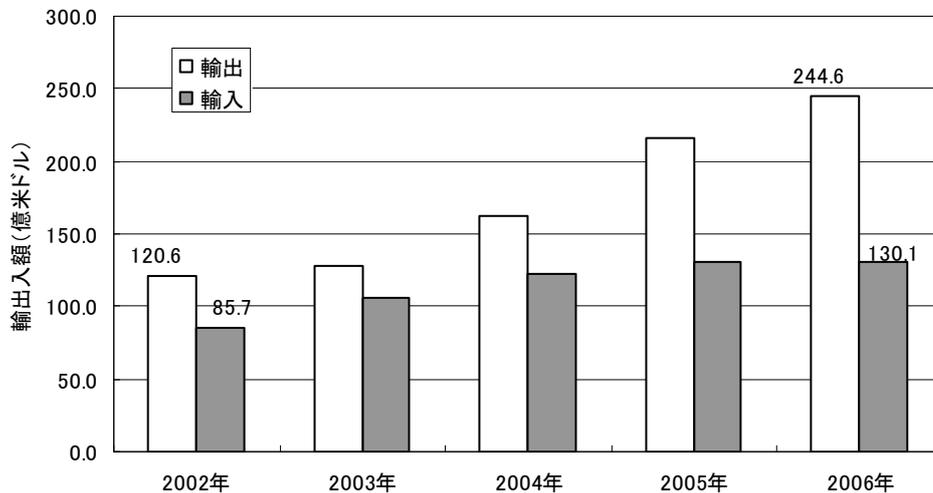
## ■豪州から見た主要相手国との主な貿易品目

豪州から見た主要貿易相手国（貿易額の大宗を占める上位4カ国および近年貿易額の増加が著しく FTA をすでに締結しているシンガポールの5カ国）との輸出入額の推移、また主な貿易品目について整理する。

<日本>

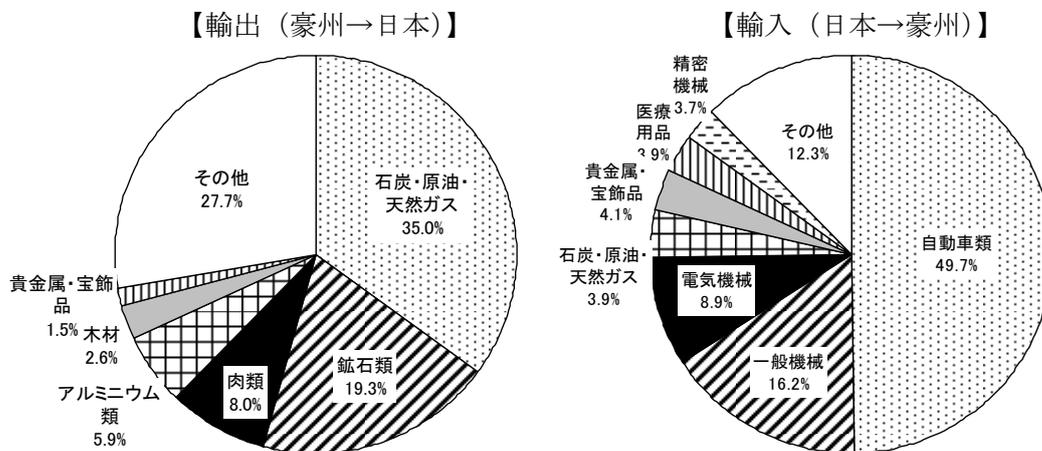
日本は豪州からみて最大の輸出相手国であり、また輸入相手国としては第3位の国である（図表 17、図表 20）。日豪貿易は、豪州が大幅な貿易黒字を得ながら順調に拡大している（図表 31）。豪州から日本に輸出される主な品物は、石炭・原油・天然ガス、鉱石類、肉類、アルミニウム類などいった一次産品が主である（図表 32）。また、日本から豪州に輸入される主な品物は、自動車類、一般機械、電気機械などの機械製品が主である（図表 32）。

図表 31 豪州における日本との輸出入の推移



(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics)

図表 32 豪州における日本との主な貿易品目 (連邦全体・金額ベース: 2006年)



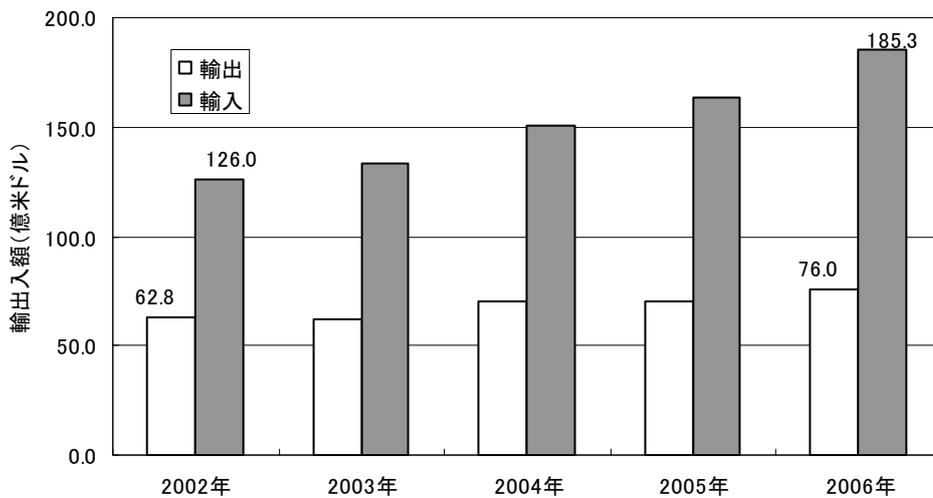
(注) 輸出金額 (2006年): 24,464 百万米ドル 輸入金額 (2006年): 13,012 百万米ドル

(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

<米国>

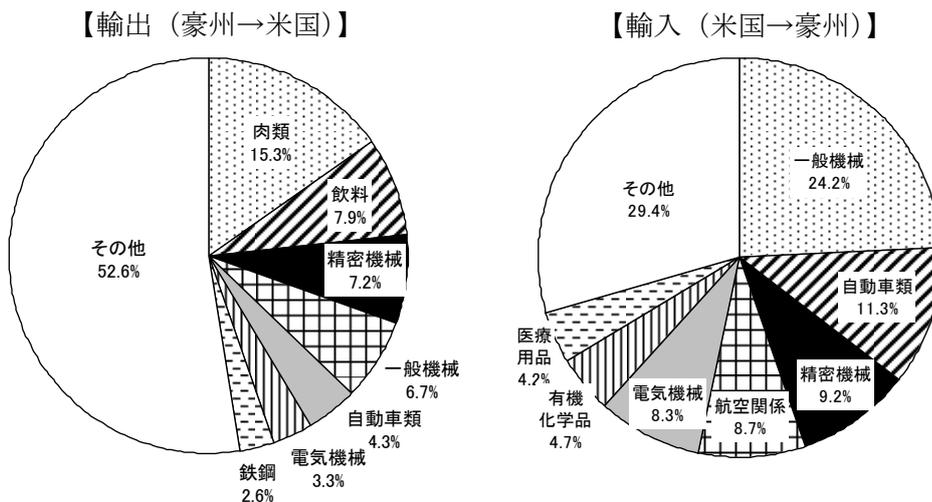
米国は豪州からみて第2位の輸入相手国であり（2005年までは第1位）、また輸出相手国としては第4位の国である（図表17、図表20）。豪米貿易は、豪州が大幅な貿易赤字を出しながら拡大傾向にある（図表33）。豪州から米国に輸出される主な品物は、肉類、飲料などといった農産物のほか、豪州進出の外資産業などによって生産される精密機械、一般機械、自動車類などが主である（図表34）。また、米国から豪州に輸入される主な品物は、一般機械、自動車類、精密機械、航空関係などの機械製品が主である（図表34）。

図表 33 豪州における米国との輸出入の推移



(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) ]

図表 34 豪州における米国との主な貿易品目 (連邦全体・金額ベース: 2006年)

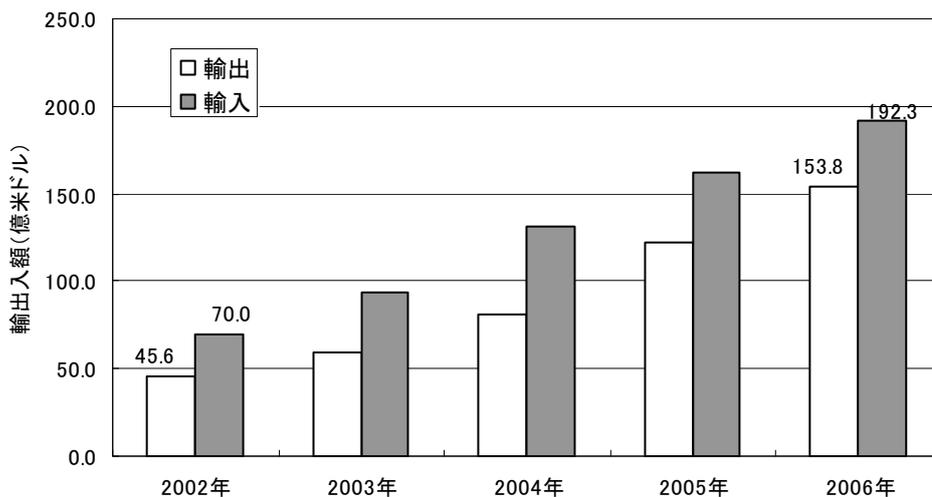


(注) 輸出金額 (2006年): 7,595 百万米ドル 輸入金額 (2006年): 18,531 百万米ドル  
 (資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) ] より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

<中国>

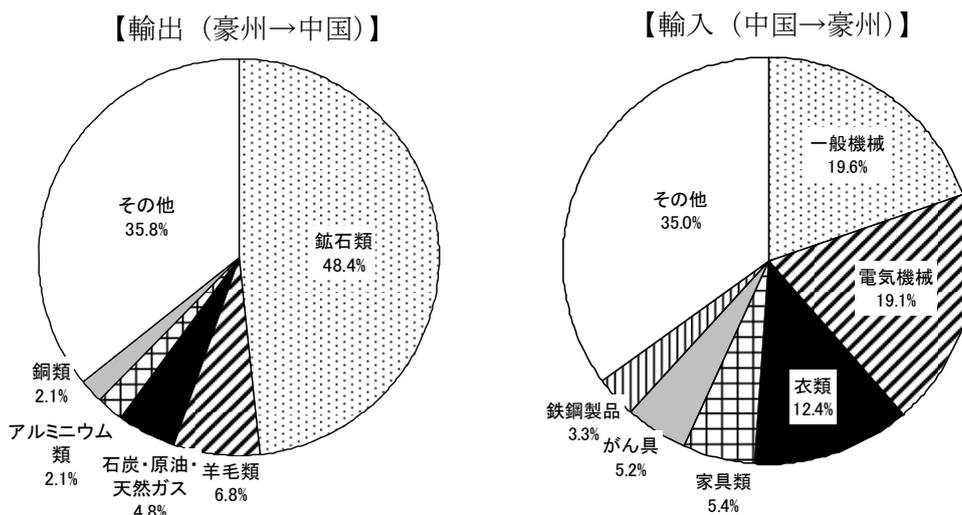
中国は豪州からみて最大の輸入相手国であり、また輸出相手国としては第2位の国である（図表 17、図表 20）。豪中貿易は、輸入超過の状態に拡大傾向にある（図表 35）。豪州から中国に輸出される主な品物は、鉱石類、石炭・原油・天然ガス、アルミニウム類などといった一次産品が主である（図表 36）。また、中国から豪州に輸入される主な品物は、一般機械、電気機械などといった機械製品のほか、衣類や家具類などが主である（図表 36）。

図表 35 豪州における中国との輸出入の推移



(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics)』

図表 36 豪州における中国との主な貿易品目 (連邦全体・金額ベース: 2006年)

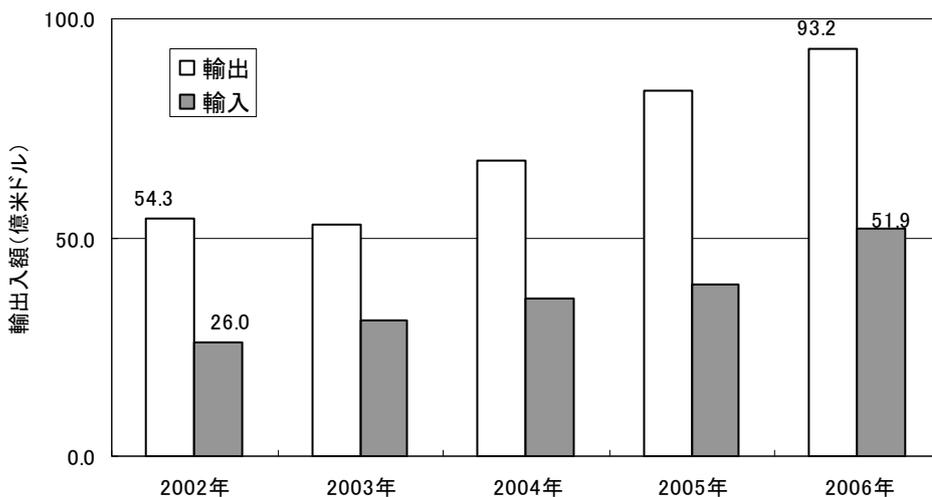


(注) 輸出金額 (2006年) : 15,381 百万米ドル 輸入金額 (2006年) : 19,235 百万米ドル  
 (資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics)』より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

<韓国>

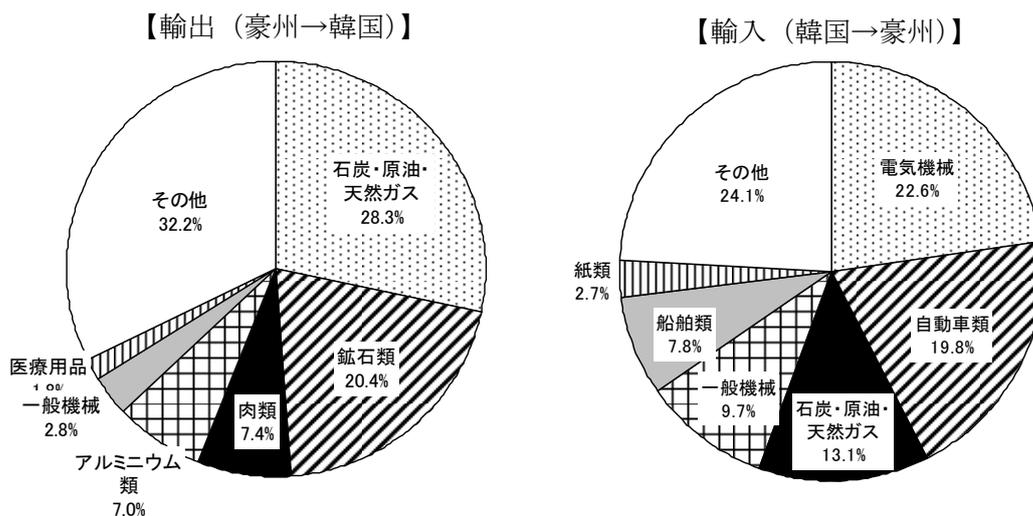
韓国は豪州からみて第5位の輸入相手国であり、また輸出相手国としては第3位の国である（図表 17、図表 20）。豪韓貿易は、日本同様、大幅な貿易黒字を出したまま拡大傾向にある（図表 37）。豪州から韓国に輸出される主な品物は、石炭・原油・天然ガス、鉱石類、アルミニウム類などの一次産品が主である（図表 38）。また、韓国から豪州に輸入される主な品物は、電気機械、自動車類などの機械類などが主である（図表 38）。

図表 37 豪州における韓国との輸出入の推移



(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics)』

図表 38 豪州における韓国との主な貿易品目 (連邦全体・金額ベース: 2006年)



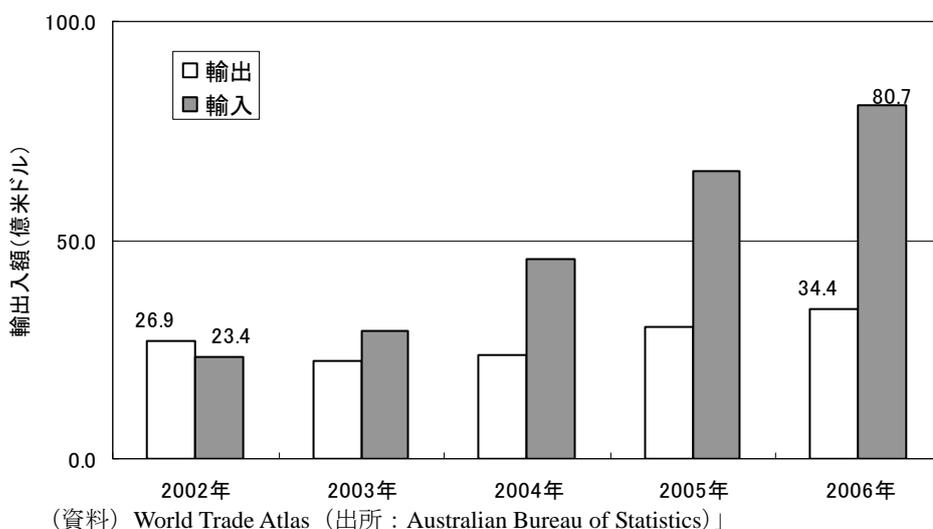
(注) 輸出金額 (2006年): 9,317 百万米ドル 輸入金額 (2006年): 5,195 百万米ドル

(資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics)』より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

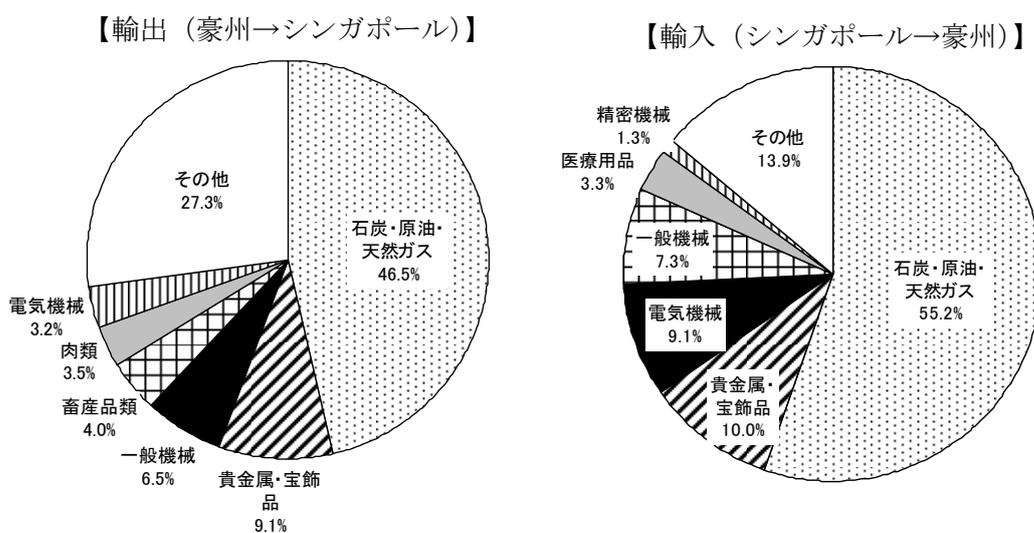
<シンガポール>

シンガポールは豪州からみて第4位の輸入相手国であり、また輸出相手国としては第9位の国である(図表17、図表20)。豪星貿易は、近年、豪州からみて輸入超過の状態に拡大傾向にある(図表39)。豪州からシンガポールに輸出される主な品物は、石炭・原油・天然ガスなどの一次産品が主である(図表40)。また、シンガポールから豪州に輸入される主な品物も石炭・原油・天然ガスなどの一次産品が主である(豪州にはあまり産出しない原油など)(図表40)。

図表39 豪州におけるシンガポールとの輸出入の推移



図表40 豪州におけるシンガポールとの主な貿易品目 (連邦全体・金額ベース: 2006年)



(注) 輸出金額 (2006年): 3,441 百万米ドル 輸入金額 (2006年): 8,069 百万米ドル  
 (資料) World Trade Atlas (出所: Australian Bureau of Statistics) より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

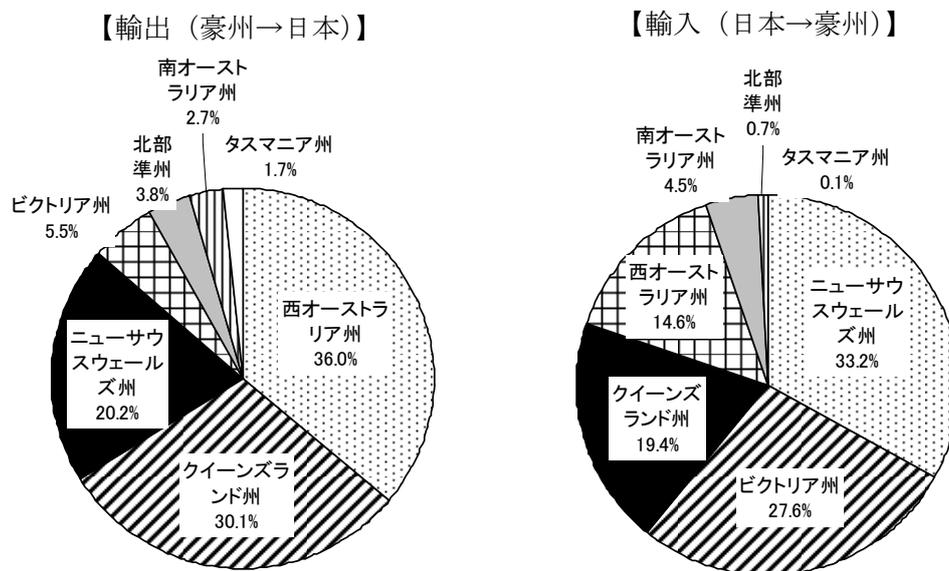
## ■日豪貿易における各州とのつながり

日豪 EPA 交渉に際しては、連邦全体との関係だけではなく、大きな権限を与えられている各州政府との関係にも配慮、留意する必要がある。そこで、日豪貿易における州別の特徴を整理する。

### <連邦全体>

日本は豪州からみて最大の輸出相手国であり、西オーストラリア州からの鉄鉱石や天然ガス、クイーンズランド州やニューサウスウェールズ州からの石炭が主要輸出品である（図表 41）。一方、日本からの輸入は、人口が集中しているニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州における自動車類の輸入が主である（図表 41）。豪州からみて大幅な貿易黒字を計上している。

図表 41 日豪貿易における各州の位置づけ（連邦全体・金額ベース：2006 年）

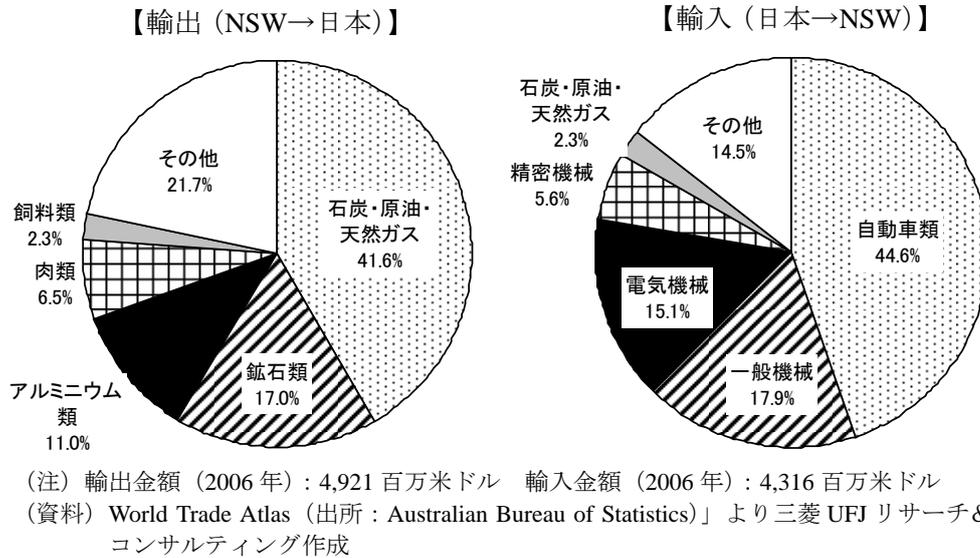


(注) 輸出金額 (2006 年) : 24,264 百万米ドル 輸入金額 (2006 年) : 13,012 百万米ドル  
 (資料) World Trade Atlas (出所 : Australian Bureau of Statistics) 』より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

### <ニューサウスウェールズ州>

シドニー等の大都市を抱えるニューサウスウェールズ州は、日豪貿易において最大の日本製品輸入州である。主な輸入品は、自動車類、一般機械、電気機械などといった日本の主力輸出品である（図表 42）。豪州から日本への輸出品は、ニューキャッスル炭田等から産出される石炭が最大品目であり、日本国内で製錬可能な銅鉱石、亜鉛鉱石、鉛鉱石などといった鉱石類がこれに次いでいる（図表 42）。ニューサウスウェールズ州だけでみた場合、日本との貿易収支は黒字である。

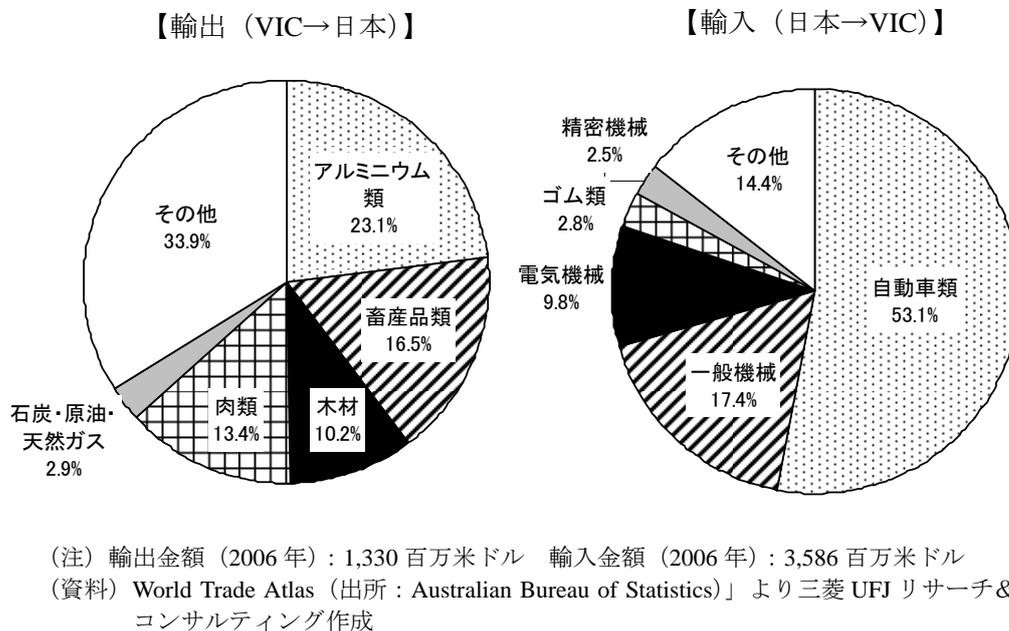
図表 42 ニューサウスウェールズ州と日本との主な貿易品目（金額ベース：2006年）



<ビクトリア州>

メルボルン等の大都市を抱えるビクトリア州は、日豪貿易においてニューサウスウェールズ州に次ぐ日本製品輸入州である。主な輸入品は、同様に自動車類、一般機械、電気機械などといった日本の主力輸出品である（図表 43）。豪州から日本への輸出品は、豪州で有数の規模を有するアルミニウム製連所（ポートランド・スメルターズ：丸紅商事が一部出資）を有していることもあり、アルミニウム類が最大であり、これに木材や乳製品や食肉などがこれに次いでいる（図表 43）。ビクトリア州だけでみた場合、日本との貿易収支は赤字である。

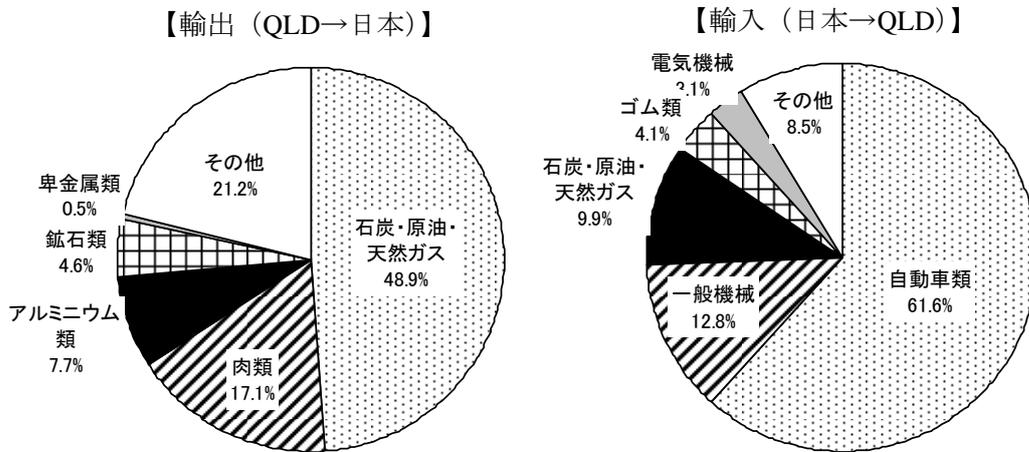
図表 43 ビクトリア州と日本との主な貿易品目（金額ベース：2006年）



<クイーンズランド州>

ブリスベン等の大都市を抱えるクイーンズランド州も日豪貿易における重要な日本製品輸入州である。主な輸入品は、同様に自動車類、一般機械などといった日本の主力輸出品である（図表 44）。豪州から日本への輸出品は、豪州における炭田集中市域ということもあり、石炭が最大品目であり、これに肉類、アルミニウム類（豪州最大のアルミニウム製錬所：ポイン・スマルターズが立地：住友グループ等が出資）が次いでいる（図表 44）。クイーンズランド州だけでみた場合、日本との貿易収支は大幅な黒字である。

図表 44 クイーンズランド州と日本との主な貿易品目（金額ベース：2006年）



(注) 輸出金額 (2006年) : 7,343 百万米ドル 輸入金額 (2006年) : 2,525 百万米ドル  
 (資料) World Trade Atlas (出所 : Australian Bureau of Statistics) 』より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

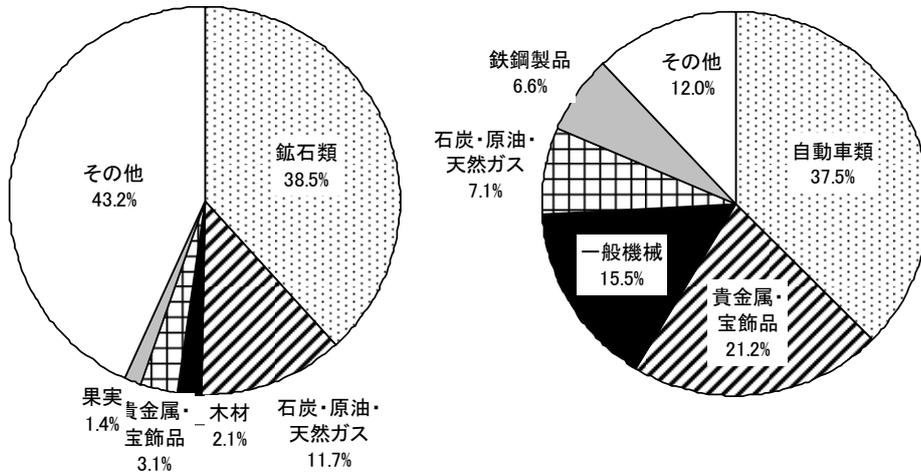
<西オーストラリア州>

広大な面積に多数の油・ガス田、鉄鉍山等を擁する西オーストラリア州は、日豪貿易における最大の輸出州である。主な輸出品は、日本で製鉄、製錬が可能な鉄鉍石やニッケル鉍石などの鉍石類、また発電用および民生用の天然ガスなどである（図表 45）。豪州から日本への輸出品は、他州同様に自動車類が最大品目である（図表 45）。西オーストラリア州だけでみた場合、日本との貿易収支は大幅な黒字である。

図表 45 西オーストラリア州と日本との主な貿易品目（金額ベース：2006年）

【輸出（WA→日本）】

【輸入（日本→WA）】



(注) 輸出金額 (2006年) : 8,780 百万米ドル 輸入金額 (2006年) : 1,896 百万米ドル

(資料) World Trade Atlas (出所 : Australian Bureau of Statistics) 』より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

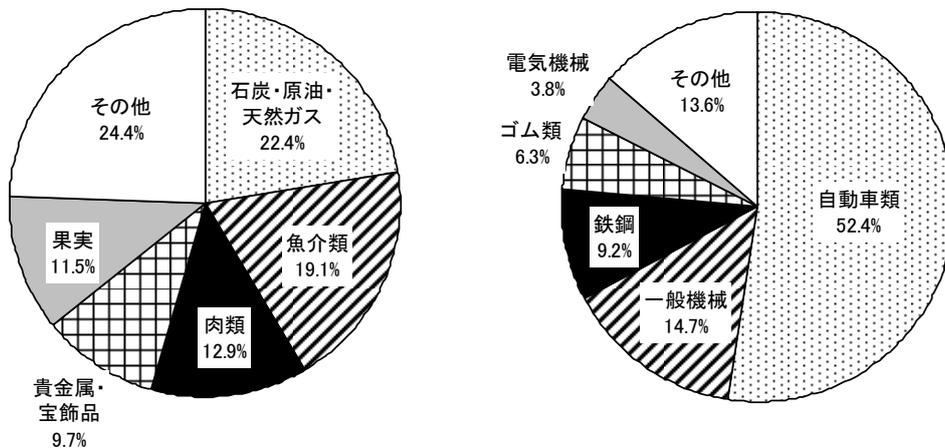
<南オーストラリア州>

南オーストラリア州における日本からの主な輸入品は、他州同様に自動車類、一般機械等である (図表 46)。日本への主な輸出品は、内陸部からパイプラインで運ばれてきた原油や天然ガスのほか、魚介類や肉類、果実などの農林水産品、オパールなどの宝飾品が多くを占めている (図表 46)。南オーストラリア州だけでみた場合、日本との貿易収支はわずかに黒字である。

図表 46 南オーストラリア州と日本との主な貿易品目（金額ベース：2006年）

【輸出（SA→日本）】

【輸入（日本→SA）】



(注) 輸出金額 (2006年) : 649 百万米ドル 輸入金額 (2006年) : 584 百万米ドル

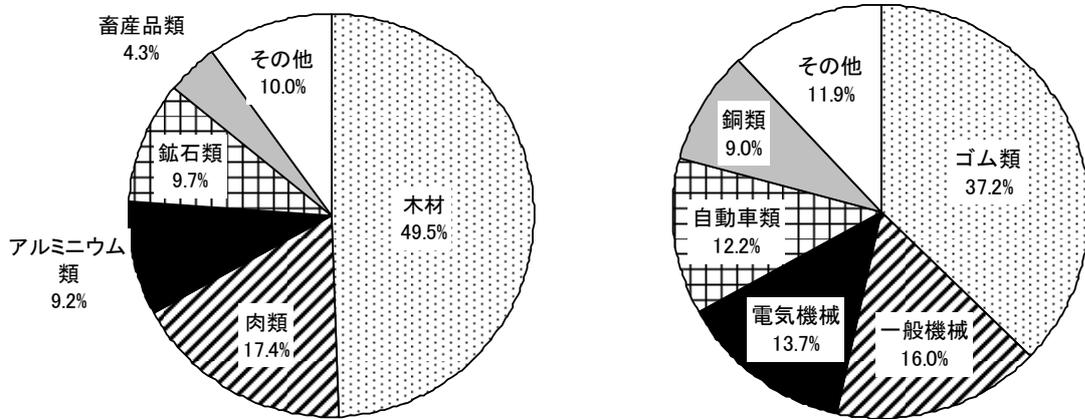
(資料) World Trade Atlas (出所 : Australian Bureau of Statistics) 』より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

<タスマニア州・北部準州>

タスマニア州における日本からの主な輸入品は、ゴム類のほか、一般機械、電気機械、自動車類などである（図表 47）。日本への主な輸出品は、豊富な木材資源を活かした木材のほか、肉類やアルミニウム類（州内に豪州内でも有数規模のアルミニウム製錬所（ベルベイ）あり）である（図表 47）。

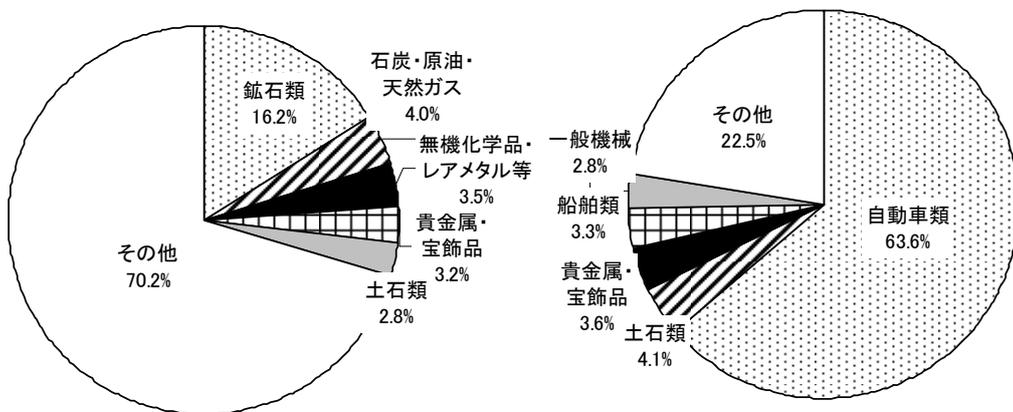
北部準州における日本からの主な輸入品は自動車類が最大である（図表 48）。一方、日本への輸出品は鉱石類のほか、天然ガス、レアメタルなどといった鉱産資源が主である（図表 48）。

図表 47 タスマニア州と日本との主な貿易品目（金額ベース：2006年）  
【輸出（TAS→日本）】 【輸入（日本→TAS）】



(注) 輸出金額（2006年）：426 百万米ドル 輸入金額（2006年）：13 百万米ドル  
 (資料) World Trade Atlas（出所：Australian Bureau of Statistics）より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

図表 48 北部準州と日本との主な貿易品目（金額ベース：2006年）  
【輸出（NT→日本）】 【輸入（日本→NT）】



(注) 輸出金額（2006年）：89 百万米ドル 輸入金額（2006年）：89 百万米ドル  
 (資料) World Trade Atlas（出所：Australian Bureau of Statistics）より三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング作成

## ■まとめ

豪州の貿易は、西オーストラリア州における鉄鉱石や天然ガス、またニューサウスウェールズ州やクイーンズランド州における石炭などといった豊富な鉱産資源の輸出、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州など人口が集中している地域における機械類の輸入によって特徴づけられる。国内に眠る豊富な資源を輸出し、得られた外貨で国内生産が十分ではない自動車や一般機械等を輸入する構造となっている。

日本は豪州からみて最大の貿易黒字相手国である。近年、豪州の対日貿易収支は、さらに黒字が拡大する傾向にあり、豪州における日豪貿易の重要性が増しつつある。自動車や各種機械の輸出で外貨を獲得している日本としては、豪州から調達する各種のエネルギー・鉱物資源によって「ものづくり」が支えられているとも言えることから、日本からみても豪州は重要な貿易相手国であるといえる。

近年、中国の経済発展等に伴い、豪州における対中貿易が比重を増しつつある。2006年には米国を抜いて最大の輸入相手国となっている。豪州から中国へは主に鉄鉱石やボーキサイト等の鉱石などが輸出され、中国から豪州へは機械類や衣類などが輸入されている。豪州からみて日豪貿易が重要な貿易の一つであることに変わりはないが、豪州における対中貿易の増加により、日豪貿易の地位は相対的に低下しつつある。

日本の主要輸出品を今後も生産し続けようとするためには、日本にとって重要な資源供給国である豪州との連携が極めて重要であり、中国の台頭による相対的な地位低下に対しては、資源開発等に関して許認可権を有する資源輸出州（西オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州）との個別の連携を強化するなど、より密接な関係を構築することが求められる（詳細後述）。

## (2) 豪州のエネルギー・鉱物資源に関する法制度

豪州は連邦制度を採っており、立法・司法・行政は、連邦、州・準州政府および地方府の三層構造を成している。連邦および州の権限は、豪州連邦憲法に規定されているが、概ね以下のとおりである（図表 49）。

図表 49 豪州における連邦・州・地方政府の役割

連邦政府	国家的な政策決定（国庫歳入、財政、税制） 外国投資のガイドライン 移民 競争政策 貿易・関税 企業法 国際協定 先住民の土地所有権
州・準州政府	鉱物資源開発権の管理と配分 基本的土地管理政策 操業規制（環境衛生及び労働安全） 鉱物生産税（ロイヤリティ）の徴収
地方政府	地方開発計画の立案及び地域社会政策

出所) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「オーストラリアの投資環境調査（平成 17 年 10 月）

### ①立法制度

連邦政府を採用する豪州においては、連邦議会の行政権は、税制、貿易、外交、州際間および対外貿易、金融、移民、企業倒産等に限定されている。「その他の権限、公共事業、教育、衛生、警察などはすべて州の主権に残された」<sup>27</sup>。連邦議会の立法権の対象範囲は豪州憲法第 I 編第 V 部第 51 条に規定されているとおりである（巻末参考資料 I 参照）。

連邦議会には、環境問題等の分野の権限が付与されていないが、これらが国際条約等に影響する場合には連邦政府は関与することとなる。また、連邦政府は税制権限および予算管理等の行政件等に関しては、州・準州の行政を管理する立場から影響力を有する<sup>28</sup>。

豪州の州・準州はそれぞれが憲法および立法権を有する。豪州の 6 つの州・準州はかつて英国の植民地であったが、これが 1900 年にイギリス議会を通過、1901 年 1 月に発効した豪州連邦憲法によって州・準州となった。植民地の立法権は連邦憲法に定めがない限り権限を継続し（豪州連邦憲法第 107 条）、植民地において既に発効していた法は全て効力を有

<sup>27</sup> 豪日交流基金ウェブサイト「オーストラリア連邦憲法 Commonwealth of Australia Constitution Act」  
<http://www.ajf.australia.or.jp/aboutajf/publications/sirneil/dict/CommonwealthofAustraliaConstitutionAct.html>

<sup>28</sup> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「オーストラリアの投資環境調査（平成 17 年 10 月） pp. 9-10。

し続けるが（同第 108 条）、連邦法と抵触する限りにおいては連邦法が優先することとされた（同第 109 条）（巻末資料第 I 参照）。

## ②司法制度

豪州においては、連邦及び各州がそれぞれ独立した司法制度を有するが、連邦最高裁判所（High Court といわれる）が連邦または州の司法の決定に拘らず司法の最高機関となっている<sup>29</sup>（豪州連邦憲法第 71 条）。

連邦最高裁判所の下、オーストラリア連邦裁判所（Federal Court of Australia）および係争案件の分野毎に取扱う連邦裁判機関がある。連邦裁判機関のなかで、「連邦先住権調停裁判機関（National Native Title Tribunal: NNTT）は、連邦先住権法（1993 年）（Native Title Act（1993））に基づき設立された（巻末参考資料 II として、Native Title Act（1993）の構成と重要条文、参照先を掲載する）。

州および準州の裁判所は、概ねそれぞれ高等裁判所（State and Territory Supreme Courts）、中間裁判所（State and Territory Intermediate Courts）、簡易裁判所（State and Territory Courts of Summary Jurisdiction）から成る<sup>30</sup>。

## ③関連法

豪州における資源・エネルギービジネスの展開においては、鉱業法、労働衛生安全法、労働法、外国投資法をはじめ、複数の連邦および州法や規制が関連する。このうち鉱業法に関しては、豪州の鉱物資源の所有権は、連邦政府および州・準州政府に帰属する。探鉱権および採掘権のリースは州・準州政府によって事業者に発行される。州毎との環境保護および開発目的等の必要要件に対する要求レベルは大差ないといわれている<sup>31</sup>。

ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州及び西豪州の主要な鉱業関係州法は以下のとおりである（図表 50）。

図表 50 豪州三州における主要鉱業関連法

NSW 州	MINING ACT 1992 MINING AMENDMENT (MISCELLANEOUS PROVISIONS) ACT 2004 MINES INSPECTION ACT 1901 MINES INSPECTION AMENDMENT ACT 1998 MINE HEALTH AND SAFETY ACT 2004 MINE SAFETY (COST RECOVERY) ACT 2005 MINE SUBSIDENCE COMPENSATION ACT 1961 NATIVE TITLE (NEW SOUTH WALES) ACT 1994 ENVIRONMENTAL PLANNING AND ASSESSMENT ACT 1979
QLD 州	MINERAL RESOURCES ACT 1989

<sup>29</sup> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、pp11。

<sup>30</sup> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、pp13。

<sup>31</sup> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「資源開発環境調査・オーストラリア」、pp.15-16。

	MINING AND QUARRYING SAFETY AND HEALTH ACT 1999 NATURE CONSERVATION ACT 1992 NATIONAL ENVIRONMENT PROTECTION COUNCIL (QUEENSLAND) ACT 1994 NATIVE TITLE (QUEENSLAND) ACT 1993
WA 州	MINING ACT 1978 MINING (VALIDATION AND AMENDMENT) ACT 1986 MINES SAFETY AND INSPECTION ACT 1994 MINE WORKERS' RELIEF ACT 1932 MINERAL SANDS (BEENUP) AGREEMENT ACT 1995 MINERAL SANDS (COOLJARLOO) MINING AND PROCESSING AGREEMENT ACT 1988 MINERALS AND ENERGY RESEARCH ACT 1987 MINING ON PRIVATE PROPERTY ACT 1898 NATIONAL ENVIRONMENT PROTECTION COUNCIL (WESTERN AUSTRALIA) ACT 1996 NATIVE TITLE (STATE PROVISIONS) ACT 1999 ENVIRONMENTAL PROTECTION (LANDFILL) LEVY ACT 1998 ENVIRONMENTAL PROTECTION ACT 1986

出所) Australasian Legal Information Institute (<http://www.austlii.edu.au/>) が提供する豪州法サイトより三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

各州とも、概ね基本法である鉱業法 (Mining Act) 等によって免許取得手続き等を規定している (例として、ニューサウスウェールズ州の鉱業法を巻末参考資料 IV として掲載する)。

#### ④投資手続き

鉱業開発には、「初期探鉱」、「精密探査と評価」、「鉱山開発および操業」の3つの基本的な段階がある<sup>32</sup>。実務的に各州政府に照会のうえ、手続きが進められることとなる。本章(4) (57 ページ) 以下では、各企業が投資手続きに当って直面している問題等を、とりまとめている。

<sup>32</sup> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「資源開発環境調査・オーストラリア」、pp.16。

### (3) 豪州のエネルギー・鉱物資源に関する判例

①Lee v. Kokstad Mining Pty Ltd [2007] QCA 248 (3 August 2007)

<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/cases/qld/QCA/2007/248.html?query=mining>

概要：クイーンズランド州最高裁は、2007年8月、同州土地資源裁定所（Land and Resources Tribunal; “LRT”）による採掘権の判断を棄却した。

事件の発端と経緯：

2003年9月17日、Kokstad Mining はブリスベンの採掘登記所に採掘権の申請を行った。採掘権の適用範囲は3つの区域に分かれ、夫々の権利者に属していた。採掘審査会は2005年2月7日にKokstad Mining の申請を認可した。後日、2005年12月5日、申請適応区域の土地権利者のひとり、Lee氏が土地資源裁定所に認可の差し止めを要求する申立を行った。土地資源裁定所のKoppenol議長はLee氏の主張を聴き入れ、採掘審査会による認可の差し止めを要求した。

該当する法と条項：

- 土地資源裁定令（1999年）第65条、67条 <Land and Resources Tribunal Act 1999 (Qld), s 65, s 67>
- 鉱物資源令（1989年）第252条A項、252条B項、265条、268条、307条 <Mineral Resources Act 1989 (Qld), s 252A, s 252B, s 265, s 268, s 307>
- 統一民事手続規則（1999年）第667(2)(a)則 <Uniform Civil Procedure Rules 1999 (Qld) r 667(2)(a)>

主な法的争点：

Question of Law（管轄）

Lee氏の土地資源裁定所のKoppenol議長への申立は、採掘審査会を経由していない。土地資源裁定令、鉱物資源令のいずれも、異議申立以外の形で土地資源裁定所の議長が採掘審査会の決定を見直す権限を与えてはおらず、従ってKoppenol議長の裁定は彼の管轄外のものとする。裁定所は法廷とは異なり、記録をすることをその主な機能とし、判決を下す権限を持たない。

*per incuriam*

この裁定に先立つ案件にて、Koppenol議長はMRAの目的および適用範囲上、指定された期限を過ぎた申立は無効であると結論している。後日Koppenol議長は、自身のこの案件に関する裁定は*per incuriam*、つまり先立つ結論を失念した上で行われたと述べた。

当事者双方の主張：

<Mr. Lee / Koppenol議長>

氏は申請適用区域に35,000エーカーに及ぶ放牧地を所有するが、実際の運営は従業員が行

い、自身はブリスベンに居住する。そのため氏は Kokstad Mining による告知を受け取ることが出来ず、従って期限内に異議申立を行うことが出来なかった。少なくとも蒸発池のひとつが氏の所有地に属することから、採掘認可の差し止めを主張する。Koppenol 議長は、告知が氏の元に期限内に届かなかったという事実、また告知を受け取ってれば氏はおそらく期日前に異議申立をしたであろうと充分推測されるため、採掘審査会の認可を差し止める裁定を下し、2005年12月23日までに氏が異議申立を行う余地を与えた。

#### < Kokstad Mining >

Kokstad Mining は鉱物資源令第7章の規定に則り、所定の証明書を取得し、申請適用区域の3人の土地所有者および地元の自治体に告知をするに際しても必要な手続きを遵守した。それにも関わらず、土地所有者は一人として期限までに採掘登記所に異議申し立てを行わなかった、故に採掘申請への異議は認められなかったとする。

判決：

2007年8月3日、土地資源裁定所の Koppenol 議長による裁定は、管轄権の欠如により無効とした上で告訴は棄却され、告訴人は被告人の訴訟費用を負担する。

②BHP Coal Pty Ltd; Umal Consolidated Pty Ltd; BHP Queensland Coal Limited; Mitsubishi Development Pty Ltd; QCT Investment Pty Ltd; QCT Mining Pty Ltd & QCT Management Limited, Re [2002] QLRT 46 (30 July 2002)

<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/cases/qld/QLRT/2002/46.html?query=^Mitsubishi>

概要： 2002年7月、同州土地資源裁定所（Land and Resources Tribunal; “LRT”）は、6社の申請に対する採掘権付与を天然資源大臣および鉱業大臣に勧告した。

（本決定はいわゆる係争案件ではなく、申請の受諾勧告）

申請内容と経緯：

2002年3月14日、6社はサラジ鉱山のインフラ整備を目的として、ダイサートの北方10キロ周辺の42.17エーカーの土地での採掘権をエメラルド鉱山地区の採掘登記所に申請した。一般に告知されて後2002年6月17日の期限までの間、異議申立は行われなかった。従って、6社は申請の口頭審理を省略した上で手続きを進めるよう要請した。

該当する法と条項：

- 鉱物資源令（1989年）第238条、245条、252条、252条A項、252条C項、269条、270条 <Mineral Resources Act 1989 (Qld), s 238, 245,252,252A, 252C,269,270 >
- 環境保護令（1994年）第5章12部、13章4項 <Environmental Protection Act 1994, Chapter 5 Part 12, Chapter 13 Div 4 >

主な審議内容：

口頭審理の免除

当申請に対する一般からの異議申し立てはなく、特定区域の所有者も期限内に同意を表明し、申請区域内に保護地も存在しないことから、鉱物資源令の 7 章の要件を満たすため、口頭審理の免除要請を受理する。

鉱物資源の開発および利用

当申請はサラジ鉱山採掘計画の一環であり、インフラの整備はサラジ鉱山の鉱物資源の開発および利用を促進するものとするが、申請区域自体には鉱物資源は認められず、よって鉱物資源の開発および利用を阻害するものではない。

申請区域の大きさおよび形状

大きさおよび形状が不適切であるという証拠は認められない。

申請有効期間

6 社は 20 年間の採掘権を求めたが、サラジ鉱山採掘計画に関連するその他の採掘権が 2010 年 12 月 31 日まで有効であることから、当申請も同日を有効期限とすることが適切である。

財政的および技術的適性

6 社は申請計画通り作業を履行する、技術的能力および財源を有すると認められる。

過去の実績

6 社は過去に強制取締りの対象になったことはなく、勧告中止を正当化するような過去の経緯は認められない。

その他の項目；他の申請者の有無・土地の有効利用・環境への悪影響・公的利益の阻害等

勧告内容：

2010 年 12 月 31 日を期限として、6 社の申請する採掘権を申請区域全面に付与するよう、天然資源大臣および鉱業大臣に勧告した。

参考：「BHP Coal Pty Ltd & Ors, Re [2007] QLRT 115 (20 August 2007)」

<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/cases/qld/QLRT/2007/115.html?query=^Mitsubishi>

においても、2007 年 8 月、同州土地資源裁定所（Land and Resources Tribunal; “LRT”）は、同様の判断根拠等により BHP 社他の申請に対する採掘権付与を天然資源大臣および鉱業大臣に勧告した。

③Peabody Energy Australia Coal Pty Ltd & Anor v BHP Coal Pty Ltd & Ors [2007] QLRT 88 (29 June 2007)

<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/cases/qld/QLRT/2007/88.html?query=^mining%20lease%20BHP>

概要： 2007 年 7 月、同州土地資源裁定所（Land and Resources Tribunal; “LRT”）は、ほぼ同

一の土地において鉱山事業を展開する 2 社の競合する採掘権に関する判断を行った。

事件の発端と経緯：

申請者 2 社は大規模な採炭事業の開削部分拡張のため、保持する採掘権 ML 6949 の対象となる区域の南側隣接部分に対し追加の採掘権 ASA3 を申請した。しかし、2004 年 3 月 30 日、採掘権 ML 70038 および SL 30/4781 を保持する他の大手採炭業者が、申請区域に対してすでに採掘権を有するとし、鉱物資源令と環境保護令の両法の下に異議を申し立てた。

該当する法と条項：

- 鉱物資源令（1989年） 第2条、10条、234条、248条、251条、268条、269条、275条、363条 <Mineral Resources Act 1989, s 2, 10, 234, 248, 251, 268, 269, 275, 363>
- 土地資源裁定令（1999年） 第54条 <Land and Resources Tribunal Act 1999, s 54>
- 環境保護令（1994年） 第5章 216条、217条、218条、222条、223条 <Environmental Protection Act 1994, Chapter 5, ss 216, 217, 218, 222, 223>
- 採炭安全衛生法（1999年） 第9条、10条、21条 <Coal Mining Safety and Health Act 1999, s 9, 10, 21>
- 土地法（1962年） 第203条 <Land Act 1962, s 203>

当事者双方の主張：

異議申立者

異議申立者は当申請以前に申請区域の特別採掘権(商業用)を有し、当申請の認可はその特別採掘権の行使を不可能にし、異議申立者の採掘作業に干渉するにも関わらず、申請者は損害を補償しない。また、当申請の認可は異議申立者の採掘権より逸脱するため、結果非合法となる。

申請者

鉱物資源令の第 251 条の下に、採掘権の重複申請の審査においては、その申請目的が優先され、裁定所により後続の申請が除外されとはしない。そして、当申請は異議申立者の鉱物への採掘作業を妨害しないため、採掘権 SL30/47811 より逸脱はしない。また何より、鉱物資源令は特別採掘権の上に採掘権を設定する可能性を排除しない（特に特別採掘権が鉱物採掘目的ではなく、運搬経路確保目的である場合は）。異議申立者に実際損害が生じた場合の補償については、別途審理されるべきである。

主な審議内容：

土地の利権

採掘権の認可は、その土地の所有権や利権を与えるものではない。

採掘権の使用目的

申請者の採掘権の使用目的は採炭であり、異議申立者のそれは運搬経路確保であるため、使用目的は異なる。従って、申請当時の規定では、申請者は現存の採掘権保持者に事前に

書面にて申請に対する合意を得る必要はなかった。また過去にも、このように違う目的の採掘権が並存する例がいくつか認められる。

#### 地域の経済的利益

当申請を却下することは、申請区域内の甚大な炭量を事実上失うことであり、少なくとも短・中期的に地域の経済的利益を損なうものである。しかし、当申請の認可により異議申立者の事業が阻害されてはならず、将来の事業計画を侵害しないためにも南側の限られた区域のみ異議申立者のために確保することも考慮されるべきである。

#### 判決：

2007年6月29日、その先行する採掘権が有効な限り、異議申立者の権利が当申請者の権利より優先されるという前提の下、申請者に追加採掘権に対する当申請を全面的に認可すると同時に、関連する環境権限（採掘）申請も認可するよう、鉱業大臣およびエネルギー大臣に勧告した。また別途、申請者あるいは異議申立者が本件の裁定所での調停を望む場合、その申し立て期限を2007年7月4日午後4時まで延長するよう勧告した。

④ Billy Coolibah and Ors on behalf of the Gurdanji and Garawa People/ Ashton Mining Limited/Northern Territory[2002] NNTTA 248(5 December 2002)

<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/cases/cth/NNTTA/2002/248.html?query=mining%20and%20license%20and%20authority%20and%20native%20and%20title%20and%20western%20and%20australia%20and%20rio%20and%20tinto>

概要： Ashton Mining Limited に対する炭鉱開発ライセンス 9925 の付与と簡略手続の適用について、申請区域に先住権を持つ Billy Coolibah and Ors on behalf of the Gurdanji and Garawa People による異議申立を棄却。

#### 該当する法律と条項：

- 先住権法(1993年)第29条、32条、237条 <Native Title Act 1993(Cth) ss29,32,237>
- 先住民土地権利法(仮訳)(1976年)第3条 <Aboriginal Land Rights(Northern Territory)Act 1976 (Cth) s3>
- NT先住民申請区域法(仮訳)(1989年)第3条、33条、34条、35条、36条 <Northern Territory Aboriginal Sacred Site Act 1989(NT) ss3,33,34,35,36>
- NT鉱業法(1980年)第24条、24A条、166条 <Mining Act 1980(NT) ss24,24A,166>
- NT修正鉱業法(2001年)第14条 <Mining Amendment Act 2001(NT) s14>
- NT鉱業管理法(2001年)第35条、36条、37条 <Mining Management Act 2001(NT) ss35,36,37>

#### 事件の経緯と背景：

- ・先住権法 29 条に基づき Northern Territory は、Ashton Mining Limited による炭鉱開発ライセンス 9925 (‘the proposed tenement’) の申請と先住権法 237 条で定める簡易手続の適用を公告した。
- ・申請区域は Perpetual Pastoral Lease(永久放牧リース)地域にかかっており、連邦裁判所により当該区域に先住権の登録が認められたため、32(3)条に基づき簡易手続適用への異議申立が行われた。

当事者双方の主張と提示された証拠

先住権者：

- ・申請区域およびその近辺は AAPA (Aboriginal Areas Protection Authority=先住民地域保護局 (仮訳)) によって、先住権が登録されており、先住権法 237 条により簡易手続の適用対象とはならないと主張。当該区域の伝統的重要性にも言及。

申請者、政府：

- ・‘generic’ materials (=「一般的な」証拠書類、意義申立の論点に関する Standard Documents (標準文書) のホルダー、開発及び採掘ライセンス付与と簡易手続適用に対する異議申立に関する Standard Exhibits (標準証拠品) を証拠として公聴会 (Listing Hearing) に提示。
- ・Ashton Mining Limited の関連会社 Rio Tinto Explanatory Pty Ltd による宣誓供述書も関連証拠として提示。(Rio Tinto と Northern Land Council は開発・採掘計画における協調アプローチと先住権者の権利尊重に関する覚書「Memorandum of Understanding dated 21 December 2001」で合意している。)

主な論点：

- ・当該炭鉱開発ライセンスの付与が先住権法 237 条に定める「簡略手続の適用対象となる将来的行為」に該当するかが争点となった。
- ・先住権法 237 条で定める簡略手続適用対象となる将来的行為の条件は以下の三点。
  - a) 先住権者のコミュニティや社会活動の継続を直接的に侵害しないこと。
  - b) 先住権者にとって伝統的に特別な重要性を持つ地域を侵害しないこと。
  - c) 土地及び水域について甚大な被害を与える、または、与える可能性のある権利の付与に当たらないこと。

NNTT の見解：

- ・当事件では、237 条の解釈に関する重要な裁定「Moses Silver/Ashton Exploration Australia Pty Ltd/Northern Territory, NNTT DO01/13, 1 February 20 (以下 Moses Silver)」に準拠して以下のような判断が行われた。
  - a) について：実質的・重大な(substantial)影響は認められず、コミュニティや社会活動の継続を侵害する現実的なリスクはないと判断。

b)について:ライセンス対象区域内で「Shady Camp Waterhole」の伝統的重要性は認めるが、申請者が提示した宣誓供述書、「Memorandum of Understanding dated 21 December 2001」、「Sacred Sites Act」などから、申請者は先住権者の権利尊重の必要性を十分に認識していると考え、伝統的重要性のある場所に対する現実的リスクは回避されると判断。

c)について:「甚大な侵害(major disturbance)」の解釈がポイントとなるが Full Court in Dann v Western Australia(1997)74FCR391 の解釈に準拠し、先住民の見解や心配を考慮する必要は認めるものの、ケースごとに異なる条件・証拠に照らして判断すべきとした。当事件では、b)と同様に種々の法律文書類や過去の判例に照らして「甚大な」侵害は認められないと判断。

裁定:2002年12月、連邦先住権調停機関は Ashton Mining Limited に対する炭鉱開発ライセンス 9925 付与行為は、先住権法 237 条に基づく簡略手続の適用対象とした。

⑤Wilfred Hicks and others on behalf of Wong-goo-tt-oo/ Western Australia/ Ripplesea Pty Ltd and Precious Metals Engineering(WA)Pty Ltd, [2008]NNTTA 11(25 January 2008)

<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/cases/cth/NNTTA/2008/11.html?query=mining%20and%20license%20and%20authority%20and%20native%20and%20title>

概要:Ripplesea Pty Ltd Precious 及び Metals Engineering(WA)Pty Ltd に対する炭鉱開発ライセンスの付与が、「1993年先住権法」237条で定める簡略手続の適用対象(the act attracting the expedited procedure)となる 将来的行為 (future act) に該当するか否かについて判断を行った。

該当する法と条項:

- 先住権法 (1993年) 第29条、151(2)条、237条 <Native Title Act 1993(Cth) ss29,151(2),237>
- 先住民継承財産法 (仮訳) (1972年) 第62条 <Aboriginal Heritage Act 1972(WA) s62>
- 鉱業法 (1978年) 第20(5)条、63条 <Mining Act 1978(WA) ss20(5),63>

事件の経緯:

・Ripplesea Pty Ltd Precious 及び Metals Engineering(WA)Pty Ltd の2社による炭鉱開発ライセンスの申請について、連邦先住権調停機関 (NNTB) は先住権法 29 条に従い公告を行い、簡易手続を適用することにも言及した。

・申請区域には複数の先住権が登録済みであったことから、先住権者達により、連邦先住権調停機関に対し、簡略手続適用への異議申立てが行われた。

・一部先住権者達による異議申立ては合意により取り下げられたが、残る異議申立者達に対し、連邦先住権調停機関は、簡易手続の適用の是非に関する論点・証拠の提供を指示し、4ヶ月の間に異議申立て撤回に向けた合意の可能性について話し合うことを求めた。

・予備会談において申請者と先住権者達は合意に至らず、申請者は公聴会 (Listing Hearing)

の開催を要請した。この要請は先住権者、政府両社に受け入れられた。

・公聴会により全ての論点・証拠は提示されたとして、以後事件は書面('on the papers')により検討されることになった。

各当事者の主張、提示証拠：

\*申請者、政府：

- ・申請区域については複数の潜在的土地保有権、リース権が存在するが、近年開発活動は行われていない。
- ・ライセンス付与は基本的に WA における標準的条件に従って行う。「Aboriginal Heritage Act1972(WA)」、「Environmental Protection Act 1986 (環境保護法)」、「Environmental Protection(Clearing of Native Vegetation)2004」の規定も考慮する。

先住権者：

- ・申請区域の一部及び全体について二つの先住権登録地域がある。
- ・申請区域の先住権者にとっての伝統的重要性を主張 (Wilfred Hicks による宣誓供述書)
- ・先住権者にとって重要な地域の保護に関する協定を提案したが、申請者との合意は得られなかった。

主な論点：

- ・当該炭鉱開発ライセンスの付与が、先住権法 237 条の定める「簡略手続の適用対象となる将来的行為」にあたるかが争点となった。
- ・将来的行為で簡易手続の適用対象となる条件は以下の三点である
  - a) 先住権者のコミュニティや社会活動の継続を直接的に侵害しないこと。
  - b) 先住権者にとって伝統的に特別な重要性を持つ地域を侵害しないこと。
  - c) 土地及び水域について甚大な被害を与える、または、与える可能性のある権利の付与に当たらないこと

NNTT の見解 (先住権法 237 条で定める三要件に照らして)：

- a) について：開発ライセンス付与に伴う土地の原状回復・地域安全確保義務を定める鉱業法 63 条、補償等を定める鉱業法 20(5)条に基づき、コミュニティや社会活動に対する侵害はおさえられると考えられる。また、当該区域における先住権者の社会活動は限定的であり、影響は大きくないと判断。
- b) について：Aboriginal Heritage Act に基づき、当該申請区域の先住権者にとっての当該区域の伝統的重要性を十分に認識し、RSHA(regional statement heritage agreement)の締結や合意による異議申立取り下げなどを達成した申請者・政府の対応を評価。
- c) について：「甚大な侵害 (major disturbance)」の可能性については、Wilfred Hicks/Geotech の 30 項を準用。開発ライセンスには土地の再生に関する要請規準なども含まれることから、土地・水域への甚大な侵害の可能性は実質ないと判断。

裁定：2008年1月、連邦先住権調停機関（National Native Title Tribunal）は、Ripplesea Pty Ltd Precious 及び Metals Engineering(WA) Pty Ltd による炭鉱開発ライセンス申請について、「先住権法」237条に基づき簡略手続の適用を認めた。

#### (4) エネルギー・鉱物資源分野における主要企業の展開

豪州に進出している資源メジャー（全て非日系企業）より得られた資源開発分野での動向を整理する。

##### ■全体概要

###### <投資関連>

投資先としての豪州はおおむね優れているとの共通した意見が得られており、特に課題を指摘する意見は得られていない。探鉱開発に際しては、環境保全や先住民保護に関する条件を多数付され、その手続きに時間を要しているとの指摘もあるが、一般的な要求事項の範囲であり、また審査内容や担当窓口についても透明性が高いとの評価である。

###### <調達・労働・人材関連>

ローカルコンテンツの調達義務については、明文化された法律等は存在しないものの、州政府から調達関連の指導を受けるとの意見がある（プロジェクトごとに州政府と協議）。

昨今の資源需要拡大により、豪州では鉱山技術者といった熟練技術者の不足が著しく、技術者育成のための教育制度を速やかに充実すべきとの意見がある。また、選鉱・製錬設備等については、豪州国内の製造量に限界があることから、すでに海外で製造されたものを豪州国内で組み立てる「モジュール化」が進行しているとの意見が得られている。

なお、労働 VISA の取得等については特に問題視する意見は得られていない。

###### <生産関連>

操業に際し、厳正な環境保全対策、また先住民保護対策が求められるとの指摘がある。ただ、どの企業もこれら問題への対応は当然の範疇にあると考えており、政府規制の内容および適用についても透明かつ公正であると指摘している。

豪州労働党は、以前ウラン鉱山の開発および原子力開発を抑制する政策方針を掲げていたため、現在もウラン開発は限られた地域（南オーストラリア州および北部準州など）でしか開発できないとの意見がある（現在、この方針は撤回されてはいるものの、一部の州政府については依然この傾向ありとのこと）。

また、地球温暖化問題が注目されるにつれ、豪州における京都議定書批准の可能性を指摘する意見があり、その際、温室効果ガスの排出量が多い石炭火力発電事業などに規制がかかるのではないかと懸念ももたれている。将来的な政策方針の予測可能性を高めるようにすべきとの意見も得られている。

###### <運送・流通等ロジスティクス関連>

ニューサウスウェールズ州における港湾能力および鉄道輸送能力が問題視されている。特にニューキャッスル炭田で生産される石炭の多くは、急増する石炭生産に鉄道や港湾の能力が追いついていないため、深刻な滞船問題が発生しているとの意見がある。ニューキ

ヤッスル港の場合、炭鉱事業者が港湾を所有しているため、数量割当をしようにも企業間のゲームになってしまうとの意見がある。そのため、客観的な立場にある州政府の主導権発揮が求められている。

石炭の主要生産地ということでは、ニューサウスウェールズ州のほか、クイーンズランド州もそうであるが、ここでは州政府の働きかけなどのより、ニューサウスウェールズ州ほど問題は深刻化していないとの意見が得られている。

豪州への投資では、資源分野のほか、労働安全・衛生分野などでも、連邦政府と州政府との調整が求められており、外国企業も含めた対話システムの構築が求められている。

#### <輸出関連>

州政府による人為的な市場介入として、天然ガスの州内販売義務（西オーストラリア州）を問題視する意見がある。義務遂行の内容については、個別の天然ガスプロジェクトごとに州政府と協議することとなっている。この義務遂行に際しては、海外市場価格よりも低い価格での国内販売を強いられるため、埋蔵量の小さいガス田や採算性の悪いガス田などで適用されることを懸念する意見が相次いでいる。ただし、今後は国内販売価格も海外市場価格に近づいていくとの見込みが多い。

また、今後は他分野および他州において、同様な国内供給義務が発生するかもしれないとの懸念が一部で持たれている。

#### <協力・支援関連>

豪州は石炭火力発電が普及しており、大量の二酸化炭素を発生させていることから、地球温暖化対策で先行している日本と連携を深めるべきとの意見が得られている。

## (5) 豪州における日系企業の展開と課題

豪州現地に進出している日系企業のほか、関連団体等から得られた各種の課題の概要は以下のとおりである。

### ■全体概要

#### <投資関連>

投資関連では、移転価格、日豪間の利益移動に関する税控除、FIRB 審査、外資企業に対する法定会計監査、無形資産の評価などが課題として存在する。

移転価格の問題については、日豪間で移転価格に関する解釈が異なっており、日本側で新たに追徴課税を受ける可能性があるとして指摘されている。また、APA(Advance Pricing Arrangement：企業間独立価格の事前確認制度)の更新に関する規制や税制については、諸手続きの緩和やこれらに関する税制優遇の必要性が指摘されている。

日豪間をまたぐ利益移動に関しては、現地進出の子会社や孫会社から日本の本社へ利益を送付する際、税控除の基準が不透明であり、日本側で新たに追徴課税を受ける可能性があるとして指摘されている。特に日本の税制では、孫会社までを対象とした税控除のしくみが整っておらず、米国などから比べて不利な状況に置かれている可能性があるとの指摘も得られている。

豪州の進出に際しては、FIRB (外国投資審査委員会)による事前審査が行われており、外資の投資金額には1億ドルの上限が設定されている上、一定以上の審査時間を要している。一部の高額投資案件については、この上限規制に抵触するものもあることから、米豪 FTA のように上限金額を引き上げさせるべきとの指摘がある。また、FIRB の審査では最速でも45日程度の審査を要することから、プロジェクトの進行に悪影響を与えており、これを簡略化すべきとの指摘もある。

豪州における小規模非公開会社においては、特に会計監査が義務付けられていないが、外資会社に関しては法定会計監査が存在することから、これを緩和して欲しいとの指摘がある。

一方、現在のところ問題にはなっていないが、将来的な非関税障壁の設定などを懸念する指摘がある。

また、日本側の要求背景が豪州政府に十分理解されていないとの意見も他方であることから、今後、これらを整理して豪州側へ伝える必要がある。また、FTA にウラン問題などのような政治的に複雑な問題を盛り込むことは困難であるとの指摘も得られている。

#### <調達関連>

豪州においてローカルコンテンツの購入義務は顕在化していないものの、資材高騰の影響などから将来的な購入義務に関する懸念がある。州政府から暗黙のローカルコンテンツ要求がある場合には、連邦政府の基本姿勢が貿易自由化にあるので、連邦政府と連携して州政府の要求を排除すべきとの意見も得られている。

### <労働・人材関連>

豪州では、先住民の文化や居住権等を尊重する制度を整えており、資源開発においても先住民との交渉が実質的に義務づけられている。この交渉時には、一部で地元雇用の要求があると指摘されている。

豪州では、外国人労働者のビザ申請・取得時に「日本人でなければいけない理由」や「豪州における居住状況」、「(日本人駐在に伴う)豪州人の採用予定人数」などを確認されるとの指摘があり、将来的な入国制限に繋がるのではないかとの指摘がある。また、同様に外国人の単純労働者に対する英語能力基準の設定を駐在員や高収入労働者に対しても拡大する可能性があるのではないかとの懸念が持たれている。

昨今の資源ブームを受けて、豪州各地で鉱山技術者の不足が指摘されている。豪州内でこうした技術者の育成がされてはいるものの需要に追いついていない状況との意見がある。また、こうした分野における日本人技術者を育成しようにも語学などの問題があつて、豪州内の資格制度をクリアすることは難しいだろうとの意見もある。

豪州では、外国人労働者に対して社会保険料(年金)の支払いを義務付けており、豪州滞在中は日本国内でも同様に義務付けられていることから、日豪両国において社会保険料の二重払い状態が存在している。また、外国人労働者は豪州の国民健康保険(Medicare)に加入できない問題があるとの意見が得られている。

金属価格の高騰によって、鉱業分野における雇用条件は以前よりも改善されていると思われ、事実、ストライキの発生件数は減少しているとの指摘がある。ただし、連邦政府の政権交代などによって雇用制度が変更され、以前のように労働ストライキが増える可能性もあることから、労働問題に関する「駆け込み寺」的な機関・窓口の設置を希望する意見がある。

### <生産関連>

先述のように豪州では先住民を尊重する法制度を有しているため、開発対象の鉱区が先住民居住区と重なる場合、開発の承認を得るための交渉を行う必要がある。ただし、この交渉については、部族ごとにそれぞれ行う必要があること、また予め遺跡調査を行う必要があることなどにより、実質的にはかなり長期間の交渉となっている(一部の意見では5年程度)。また、先住民との交渉が実質的な義務になっていることは知られているが、具体的な交渉プロセスについては不透明な点が多いとの指摘がある。

豪州開発許可を得るために必要な環境保全条件については、いずれのヒアリング対象者からも厳しいとの回答が得られており、州政府から提示される条件は数十から数百近くなる場合があるとの指摘がある。これについても比較的長期間の対応(環境アセスメント、保全計画の立案など)を要することが同様に指摘されている。

豪州は気候変動枠組み条約の京都議定書を批准するには至っていないが、連邦政府の政権交代によっては、批准の可能性もあることが一部のヒアリング対象者より指摘されており、将来的な環境税課税の懸念が持たれている。

このほか、豪州においては一般的に水資源に乏しく、水利権も住民、農民、鉱業者の順

に割り当てられることから選鉱工程を停止せざるを得ないために事業停止にいたる可能性などを懸念する意見がある。

#### <運送・流通等ロジスティクス関連>

運送・流通等のロジスティクス関連については、個別の州政府単位で意見が得られている。

#### <輸出関連>

連邦全体としての課題は特に指摘されていないが、資源ナショナリズムの勃興による輸出価格の届出制度、輸出許可枠制度、輸出関税などの将来的実施を懸念する意見が得られている。

また、商取引は双方向のものであることから、豪州から常に必要量の一定割合購入を義務付けるのは避けたいとする意見が得られている。

#### <協力・支援関連>

金属価格の高騰のより、資源メジャーの資金力が強化されていることから、政府金融による支援を受けることのできた日本企業の対外的な魅力（共同参画してもらい資金調達を容易にする）が低下しつつあるとの指摘がある。今後は、これまでのような用途および開発ステージ、さらに連携先の企業国籍等を限定した融資・助成ではなく、より広範な範囲での融資を求める意見がある。また、為替リスクを低減する意味から円、ポンド、ドル以外の通貨による融資を求める意見もある。

豪州では州政府が資源開発に関して強い権限を有しているので、州政府を巻き込んで交渉することができるメカニズムの設置を希望する意見が得られている。特に連邦政府と州政府のとの間で制度運用、見解の相違が生じた場合に機能することが求められている。

このほか、豪中 FTA が締結された場合、これに劣後しない待遇を求めるしくみづくりを盛り込んで欲しいとの意見が得られている。

一方、豪州の産業界は金融、通信、専門家サービスなどといった分野を重視していることから、対日貿易の重要性を指摘しつつも、日本におけるサービスの開放を求めているとの指摘がある。そのため、Win-Win の FTA とするためには、資源開発の分野ばかりではなく、サービス分野についても同時並行的に交渉する必要があるとの意見が得られている。

### ■資源別の開発課題等

以降、資源別の開発課題について概略を示す（図表 51）。

#### <鉄鉱石>

- ・ 鉄鉱石生産は、インフラも含めて資源メジャーによって寡占化されており、自社開発を行うには参入障壁が高すぎる状況。
- ・ 豪州以外の鉄鉱石は価格的に魅力が低い。
- ・ 州政府によるロイヤリティ（鉱業税）の値上げ（値上げ理由の不透明性など）

- ・ 州政府による二次加工義務（州内雇用の活性化を目的とした採算性無視の製錬業義務化、義務を満たすために必要な条件の不透明性など）
- ・ 中小鉱山の増加による専用鉄道の第三者利用要請（特に WA 州）
- ・ 豪州以外の鉄鉱石は安売りにも限界があるので、安定供給確保の策として、豪州の鉄鉱石をある一定量常に確保（但しマーケット価格で）する制度も考えられる（NAFTA 型比例アクセス条項に近いイメージ）。
- ・ 日本の製鉄技術を活かした低品位鉱床の開発および製錬技術の開発（二国間で未使用資源の開発を共同実施。成功の暁には優先的な権益配分など）。
- ・ 中国企業による積極的な購買（共同購入会社のパース設立など）
- ・ 資源メジャーによる権益の売り渋り（原料価格の高騰による立場の変化など）
- ・ 資源メジャーによる寡占（一方的な価格交渉、価格交渉の長期化による収益減など）

#### <石炭>

- ・ 石炭事業の場合、石炭の現物ではなく、販売収益を投資比率に応じて分配。
- ・ 主な石炭購入者である日本企業との連携を見込まれて参入するケースあり。
- ・ 開発許可を得るために必要な環境保全条件（特に炭層から発生するメタンガスの処理方法、CO<sub>2</sub> を発生させる石炭の採掘事業における新たな環境税課税の動きなど）
- ・ 州政府によるロイヤリティ（鉱業税）の値上げ（鉱山出荷時の価格ではなく、鉄道コストも含めた「港手前」での価格による課税の問題など）
- ・ 鉄道運搬能力および港湾積み出し能力の不足による滞船問題（炭鉱と運搬機能とを束ねたサプライチェーン・マネジメントシステムの欠如、州政府が関与するしくみの欠如、インフラ整備に関する優遇制度の欠如など）
- ・ 細かい石炭銘柄の指定による鉄道運搬の非効率化（日本の電力会社等による細かな銘柄指定が鉄道運搬を非効率化）
- ・ 石炭産業に対する環境規制の強化（CO<sub>2</sub> 排出など）
- ・ 日本のクリーンコール技術を梃子にした FTA 交渉（特に石炭開発・操業に関する優遇など）を展開すべき。
- ・ 政府支援事業における実施要件（事業形式、情報開示など）を緩和すべき。
- ・ 中国およびインドによる巨大需要の顕在化／日本需要の圧迫

#### <天然ガス>

- ・ 石油・ガス業界は、キャッシュを持っているので、将来的な権益を欲しがるとの傾向。
- ・ 豪州の魅力は、ガス残余量の大きさ、日本との距離的な近さ、投資上の信頼度の高さ。
- ・ インドネシアなどの東南アジアから調達が減る分、豪州でカバーしたいと考える企業あり。
- ・ 主なガス購入者である日本企業との連携を見込まれて参入するケースあり。
- ・ 州政府によるロイヤリティ（鉱業税）および石油税の値上げ（税率設定の不透明性）
- ・ 国内市場向けのガス留保制度（WA 州における州内販売義務、国際価格との乖離による

事業採算性の悪化、留保率設定の不透明性など)

- ・ 契約における仕向地条件の設定（ガス業界特有の慣行廃止に向けた政府指導など）。
- ・ 日本の造船技術や LNG 受入基地技術を梃子にした FTA 交渉を展開すべき。
- ・ LNG プロジェクトは毎年できるものではないので、技術やノウハウの継承を考えた継続投資が必要。

#### <ウラン>

- ・ 政策問題および先住民対策によって開発困難なウラン資源（政権交代後の連邦政府判断など）
- ・ 政策問題および先住民対策によって開発困難なウラン資源（実質的に開発できるのは NT 州と SA 州か）
- ・ 既往開発案件や輸出入事業に対する政府支援の欠如（JOGMEC 等における限定的な支援要件、現実のニーズに即していない支援制度）
- ・ 中国における鉄鋼需要、銅需要、石炭需要、ウラン需要の高まり（これに追随するインドの需要）

#### <その他>

- ・ 資源メジャーがシェアを握りつつあるので、今後の豪州は資源開発でチャンスが少ない地域。今後はカンントリーリスクを取りながら開発する企業も。
- ・ 金属価格の高騰により、親会社への販売価格も高くせざるを得ない状況（移転価格税制に抵触するため）。
- ・ 過去、非鉄金属鉱山にも投資をしていた企業もあるが、多くは採掘コストの上昇、亜鉛価格の低迷により撤退。
- ・ 新規参入が困難なベースメタル案件（資源メジャーの寡占や金属価格の高騰による立場の変化、投資割合からの現物受取率の乖離など）
- ・ 環境規制の強化による初期投資コストの上昇懸念（環境税の課税による発電コストの上昇など）
- ・ 中国の高値買いによる移転価格の引き上げ（親会社への高値で販売せざるを得なくなる）。
- ・ 中国におけるボーキサイト・アルミナ需要の拡大
- ・ 資源メジャーによる権益売り渋り（日本の資金力の魅力低下）

#### ■州別の開発課題等

以降、州別の開発課題について概略を示す（図表 51）。

##### <西オーストラリア州>

- ・ ローカルコンテンツ（資機材、現地人材など）に関する要求（細かな提出物でローカルコンテンツの購買要求など）
- ・ 地元雇用への貢献要求（明文化されていない要求など）

- ・ 専門的技術者が不足している状況での地元雇用要求（資源ブームで人材は不足しているにもかかわらず地元雇用の要求）
- ・ 州政府によるロイヤリティ（鉱業税）および石油税の値上げ（税率設定の不透明性、引き上げ理由の不透明性、）
- ・ 州政府による二次加工義務（州内雇用の活性化を目的とした採算性無視の製錬業義務化、義務を満たすために必要な条件の不透明性など）
- ・ 共用可能性があるインフラへの設備投資要求（特に優遇条件の提示などもない状況での投資要求など）
- ・ 中小鉱山の増加による専用鉄道の第三者利用要請（特に WA 州）
- ・ 国内市場向けのガス留保制度（WA 州における州内販売義務、国際価格との乖離による事業採算性の悪化、留保率設定の不透明性など）
- ・ 中国企業による積極的な購買（共同購入会社のパース設立など）
- ・ 連邦政府だけではなく、州政府首相などとも積極的な資源外交を展開すべき（中国に劣後しない外交を）

<クイーンズランド州・ニューサウスウェールズ州>

- ・ 開発許可を得るために必要な環境保全条件（特に炭層から発生するメタンガスの処理方法、CO<sub>2</sub> を発生させる石炭の採掘事業における新たな環境税課税の動きなど）
- ・ 州政府によるロイヤリティ（鉱業税）の値上げ（鉱山出荷時の価格ではなく、鉄道コストも含めた「港手前」での価格による課税の問題など）
- ・ 鉄道運搬能力および港湾積み出し能力の不足による滞船問題（炭鉱と運搬機能とを束ねたサプライチェーン・マネジメントシステムの欠如、州政府が関与するしくみの欠如、インフラ整備に関する優遇制度の欠如など）
- ・ 細かい石炭銘柄の指定による鉄道運搬の非効率化（日本の電力会社等による細かな銘柄指定が鉄道運搬を非効率化）

図表 51 主要資源の開発に関する課題・州別の課題

		共通事項	鉄鉱石	石炭	天然ガス	ウラン	その他	西オーストラリア州	ニューサウスウェールズ州/クイーンズランド州	
最近の業況		-	・鉄鉱石生産は、インフラも含めて資源メジャーによって寡占化されており、自社開発を行うには参入障壁が高すぎる状況。 ・豪州以外の鉄鉱石は価格に魅力が低い。	・石炭事業の場合、石炭の現物ではなく、販売収益を投資比率に応じた分配。 ・主な石炭購入者である日本企業との連携を見込まれて参入するケースあり。	・石油・ガス業界は、キャッシュを持っているので、将来的な権益を減しがち。 ・豪州の魅力は、ガス残量の大きさ、日本との距離的な近さ、投資上の信頼性の高さ。 ・インドネシアなどの東南アジアから調達が減る分、豪州でカバーしたいと考える企業あり。 ・主なガス購入者である日本企業との連携を見込まれて参入するケースあり。	-	・資源メジャーがシェアを握りつつあるので、今後の豪州は資源開発でチャンスが少ない地域。今後はカンントリーリスクを取りながら開発する企業も。 ・金属価格の高騰により、親会社への販売価格も高くせざるを得ない状況(移転価格税制に抵触するため)。 ・過去、非鉄金属鉱山にも投資をしていた企業もあるが、多くは採掘コストの上昇、亜鉛価格の低迷により撤退。	-	-	
各種プロジェクトに関する許可手続き、ビジネス環境等	投資関連	・日豪間で解釈が異なる移転価格(日本側で追徴課税を受けることなどあり) ・APA(Advance Pricing Arrangement: 企業間独立価格の事前確認制度)の更新に関する規制や税制(これの緩和が必要) ・日豪間をまたぐ利益移動に関する税控除の不透明性(現地法人(子会社・孫会社など)から日本法人への利益送付時の税控除など) ・FIRB(ex. 投資事前審査)に関する投資金額の上限設定(1億ドル)、審査期間(最長でも45日程度) ・外資の小規模非公開会社における法定会計監査の存在(豪州会社の場合不要) ・日豪間で評価が異なる無形資産(実質的な二重課税の状況)。 ・将来的な非関税障壁やダンピング対抗の懸念(過去や他国に対する動向などからの懸念)。 ・豪州政府の基本的スタンスは市場への非介入、FTA交渉では日本政府の懸念事項が十分に伝わっていないので、これを整理して伝える必要あり。また、ウラン問題のような政治問題をFTAに盛り込むことはハードルが高い。	-	-	-	-	・政策問題および先住民対策によって開発困難なウラン資源(政権交代後の連邦政府判断など)	・新規参入が困難なベースメタル案件(資源メジャーの寡占や金属価格の高騰による立場の変化、投資割合からの現物受取率の乖離など)	-	
	調達関連	・将来的なローカルコンテンツの購入義務に関する懸念(資材高騰の影響などから) ・連邦政府の基本姿勢は「自由化が投資をより促進・刺激」なので、州政府からの明確なローカルコンテンツ要求があれば、連邦政府と連携すべき。	-	-	-	-	-	-	・ローカルコンテンツ(資機材、現地人材など)に関する要求(細かな提出物でローカルコンテンツの購買要求など) ・地元雇用への貢献要求(明文化されていない要求など)	
	労働・人材関連	・先住民との交渉における地元雇用の要求。 ・日本駐在員のビザ申請時・取得時における制限(日本人でなければいけない理由、居住状況、日本人駐在に伴う豪州人の採用人数など) ・外国人労働者に対する英語能力基準の設定(駐在員や高年取労働者に対する加算の将来的な懸念) ・深刻な技術者不足・人件費の高騰(鉱山事業がストップする可能性も) ・日本人にとってハードルの高い地質技術者資格の取得(豪州人等に頼らざるを得ない状況)。 ・外国人労働者における社会保険料の二重払い(日豪双方における保険料負担) ・外国人労働者が利用できない健康保険(Medicare) ・労働問題に対する「駆け込み寺」的な機関・窓口の必要性(スト問題に対する相談窓口なし)。 ・性別雇用契約制度の見直しなど(連邦政府の政権交代による制度変更、組合の介入機会の増加)	-	-	-	-	-	-	-	・専門的技術者が不足している状況での地元雇用要求(資源ブームで人材は不足しているにも関わらず地元雇用の要求)
	生産関連	・開発許可を得るための先住民との長期間交渉(各都府ごとに要交渉、事前の遠隔調査、先住民居住地のラング別交渉、2~3年の交渉期間、交渉プロセスの不透明性など) ・開発許可を得るために必要な環境保全条件(州政府から数十、数百にもわたる条件提示、2~3年の折衝期間など) ・将来的な環境税課税の懸念(連邦政府の政権交代、地球温暖化問題に対する政策方向の不透明性) ・豪州における水資源/バンクの懸念・水利優先権(住民>農民>鉱業)	・州政府によるロイヤリティ(鉱業税)の値上げ(値上げ理由の不透明性など) ・州政府による二次加工義務(州内雇用の活性化を目的とした採算性無視の製錬業義務化、義務を満すために必要な条件の不透明性など)	・開発許可を得るために必要な環境保全条件(特に炭層から発生するメタンガスの処理方法、CO2を発生させる石炭の採掘事業における新たな環境税課税の動きなど) ・州政府によるロイヤリティ(鉱業税)の値上げ(鉱山出荷時の価格ではなく、鉄道コストも含めた「港手前」での価格による課税の問題など)	・州政府によるロイヤリティ(鉱業税)および石油税の値上げ(税率設定の不透明性)	・政策問題および先住民対策によって開発困難なウラン資源(実質的に開発できるのはNT州とSA州)	・環境規制の強化による初期投資コストの上昇懸念(環境税の課税による発電コストの上昇など)	・州政府によるロイヤリティ(鉱業税)および石油税の値上げ(税率設定の不透明性、引き上げ理由の不透明性) ・州政府による二次加工義務(州内雇用の活性化を目的とした採算性無視の製錬業義務化、義務を満すために必要な条件の不透明性など)	・開発許可を得るために必要な環境保全条件(特に炭層から発生するメタンガスの処理方法、CO2を発生させる石炭の採掘事業における新たな環境税課税の動きなど) ・州政府によるロイヤリティ(鉱業税)の値上げ(鉱山出荷時の価格ではなく、鉄道コストも含めた「港手前」での価格による課税の問題など)	
	運送・流通等ロジスティクス関連	-	・中小鉱山の増加による専用鉄道の第三者利用要請(特にWA州)	・鉄道運搬能力および港湾積み出し能力の不足による滞船問題(炭鉱と運搬機能とを兼ねたサプライチェーン・マネジメントシステム)の欠如、州政府が関与するしくみの欠如、インフラ整備に関する優遇制度の欠如など) ・細かい石炭銘柄の指定による鉄道運搬の非効率化(日本の電力会社等による細かな銘柄指定が鉄道運搬を非効率化)	-	-	-	-	・共用可能性があるインフラへの設備投資要求(特に優遇条件の提示などもない状況での投資要求など) ・中小鉱山の増加による専用鉄道の第三者利用要請(特にWA州)	・鉄道運搬能力および港湾積み出し能力の不足による滞船問題(炭鉱と運搬機能とを兼ねたサプライチェーン・マネジメントシステム)の欠如、州政府が関与するしくみの欠如、インフラ整備に関する優遇制度の欠如など) ・細かい石炭銘柄の指定による鉄道運搬の非効率化(日本の電力会社等による細かな銘柄指定が鉄道運搬を非効率化)
	輸出関連	・将来的な輸出規制の懸念(価格届出制度、E/L発給制限、輸出関税の賦課など) ・梱包材等に関する規制(梱包材材に関する備証証明や原産地証明、生産日証明の要求) ・商取引は双方向のもので、豪州から常に必要量の一定割合購入を義務付けるのは避けたいところ。	・豪州以外の鉄鉱石は安売りにも限界があるので、安定供給確保の策として、豪州の鉄鉱石をある一定量常に確保(但しマーケット価格)する制度も考えられる(NAFTA型比例アクセス条項に近いイメージ)。	-	・国内市場向けのガス留保制度(WA州における州内販売義務、国際価格との乖離による事業採算性の悪化、留保率設定の不透明性など) ・契約における仕向地条件の設定(ガス業界特有の慣行廃止に向けた政府指導など)。	-	・中国の高値買いによる移転価格の引き上げ(親会社への高値で販売せざるを得なくなる)。	・国内市場向けのガス留保制度(WA州における州内販売義務、国際価格との乖離による事業採算性の悪化、留保率設定の不透明性など)	-	
協力・支援関連	・資源メジャーの資金力強化による金融支援手法の魅力低下(日本企業に対する日本政府からの金融支援手法の有効性低下、用途・開発ステージ・連携企業に関して限定的な制度、円・ポンド・ドル以外による融資など) ・強い権限を与えられている州政府について連邦政府を巻き込んで交渉するメカニズムの欠如(連邦政府と州政府との間で制度適用・見解の相違が生じた場合) ・第三国に劣後しない待遇(豪中FTAに劣後しないしくみづくり) ・「協力」(cooperation)という文言は、途上国に対する技術支援を連想させるので、「collaboration」としてはどうか。 ・豪州の産業界は、日本の重要性を指摘しつつサービスの開放が必要だとの見解、サービス分野で金融、通信、専門家サービスを基本的に重視。資源投資ばかりではなく、金融や教育分野での産業連携ということでも広くみとくWin-Win構築をすることができる可能性あり。 ・豪州が有する他のFTAには入っていないので、協議メカニズム設置がよい先例とすべき。貿易円滑化などを中心的な議題とする実務レベルのものはどうか。 ・協定見直しにMFNJを入れ込むことが重要。今後のFTAのポトムラインにもなる。	・日本の製鉄技術を活かした低品位鉄鉱石の開発および製鉄技術の開発(二国間で未使用資源の開発を共同実施。成功の例には優先的な権益配分など)。 ・日本のクリーンコール技術を根拠にしたFTA交渉(特に石炭開発・操業に関する優遇など)を展開すべき。 ・政府支援事業における実施内容(事業形式、情報開示など)を緩和すべき。	・石炭産業に対する環境規制の強化(CO2排出など)	・日本の造船技術やLNG受入基地技術を根拠にしたFTA交渉を展開すべき。 ・日本の造船技術やLNG受入基地技術を根拠にしたFTA交渉を展開すべき。	・既往開発案件や輸出入事業に対する政府支援の欠如(JOGMEC等における限定的な支援内容、現実のニーズに即した支援制度)	-	-	-	-	
その他	・豪州における日本の地位低下(日本よりも高価格・大量の購入者として中国の登場、中国政府による州政府関係者を対象とした積極的な資源外交、中国移民の増加など) ・政府資本を背景にした中国資本の市場参入(国営企業等による権益の買いあさりなど) ・製造業の競争激化によって厳しくなる新規投資(メーカーによる資源開発投資はハイリスク) ・米国などは異なる日本に対する文化的下地を大事にすべき(日本に対するリスベクト、日本語教育など) ・糖農産物を必要以上に恐れる必要はない(あまり美味しくない)。	・中国企業による積極的な購買(共同購入会社のパス設立など) ・資源メジャーによる権益の売り決済(原料価格の高騰による立場の変化など) ・資源メジャーによる寡占(一方的な価格交渉、価格交渉の長期化による収益減など)	・中国およびインドによる巨大需要の顕在化/日本需要の圧迫	・LNGプロジェクトは毎年できるものではないので、技術やノウハウの継承を考えた継続投資が必要。	・中国における鉄鋼需要、銅需要、石炭需要、ウラン需要の高まり(これに追随するインドの需要)	・中国におけるボーキサイト・アルミナ需要の拡大 ・資源メジャーによる権益売り決済(日本の資金力の魅力低下)	・中国企業による積極的な購買(共同購入会社のパス設立など) ・連邦政府だけではなく、州政府首相なども積極的な資源外交を展開すべき(中国に劣後しない外交を)	-	-	

(注) WA=Western Australia 州に特有の事情、QLD=Queensland 州に特有の事情、NSW=New South Wales 州に特有の事情、VIC=Victoria 州に特有の事情、SA=South Australia 州に特有の事情、NT=北部準州に特有の事情、無印=連邦全般  
(資料) 現地ヒアリング調査より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

### 3. 豪州における企業活動の活性化に向けて

#### (1) 電子商取引

電子商取引が通商政策との関連で議論されはじめたのは WTO においてであり、1998 年 5 月の WTO 閣僚会議では、「グローバルな電子商取引に関する宣言」が採択されている。この宣言には、第 3 回閣僚会議まで電子送信に関税を賦課しないという慣行の維持、電子商取引を健闘するための作業計画策定等が合意されている。その後、WTO においては、作業計画が策定され、電子商取引にかかわる物品貿易、サービス貿易、知的財産権、開発途上国支援等について、物品理事会、サービス理事会、TRIPS 理事会および貿易開発委員会がそれぞれ検討を行うこととなった。また、これら理事会の上位組織である一般理事会において、作業全体を把握するとともに、分野横断的事項の検討を行うこととなっている<sup>33</sup>。

その後、2001 年の第 4 回 WTO 閣僚会議においても、第 5 回閣僚会議までの関税不賦課の継続および検討の継続を合意<sup>34</sup>したものの、その後、特段の進展をみてはいない。

FTA においては、電子商取引問題に限らず、WTO の場で合意に至っていないが議論が行われている内容が先取りされることがある（例えば米国の FTA における労働、環境等）。豪州が有する FTA のうち、ANZCER を除く 3 協定にも電子商取引の章が設けられている。以下にその内容を整理する（図表 52）。

図表 52 豪州の FTA における電子商取引に関する比較

米豪 FTA	豪タイ FTA	豪星 FTA
第 16 章 電子商取引	第 11 章 電子商取引	第 14 章 電子商取引
一般 (16.1) 両国は電子商取引による経済発展と機会の提供、障害の除去、関連する WTO ルール適用の重要性を認識する。	目的と定義 (1101) 両国は電子商取引による経済発展と機会の提供、障害の除去、関連する WTO ルール適用の重要性を認識する。 本章の目的は協力の態勢を含む電子商取引の促進。	前文および目的と定義 (1) 両国は電子商取引による経済発展と機会の提供、障害の除去、関連する WTO ルール適用の重要性を認識する。 本章の目的は両国間および世界における電子商取引の促進。
定義 (16.8) 「認証」、「キャリア・メディア」、「デジタル証明」、「デジタル製品」、「電子取引」、「貿易管理文書」の定義。	「電子版」および「貿易管理文書」の定義。	「関税」、「電子版」および「貿易管理文書」の定義。

<sup>33</sup> UFJ 総合研究所 (2004)

<sup>34</sup> WTO ウェブサイト ([http://www.wto.org/english/tratop\\_e/ecom\\_e/ecom\\_briefnote\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/ecom_e/ecom_briefnote_e.htm))

米豪 FTA	豪タイ FTA	豪星 FTA
サービスの電子的提供 (16.2) 電子的に取引されるサービスは本協定のサービス、投資および金融サービスについて規定する章の義務および義務からの例外の対象となる。	(規定なし)	(規定なし)
(規定なし)	(規定なし)	透明性 (2) 両国は本章の運用に影響する措置を迅速に公開しなければならない。 両国は他国からの情報提供には迅速に応じなければならない。
関税 (16.3) デジタル製品の輸出入には、同製品がメディアに固定されているか、電子的に取引されるかに拘らず関税を賦課しない。	関税 (1102) 豪タイの間の電子的取引の関税不賦課の現在の慣行を維持する。	関税 (3) 両国は電子的取引の関税不賦課の現在の慣行を維持する。
デジタル製品の無差別待遇 (16.4) 両国はあるデジタル製品に対して、他の同種のデジタル製品に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。	(規定なし)	(規定なし)
(規定なし)	国内規制の枠組み (1103) 両国は電子商取引の規定に関し、1996年 UNCITRAL 電子商取引モデル法に準拠した国内法的枠組みを維持しなければならない。 両国は電子商取引の規制負担を最小化し、規制枠組みが産業主導の発展を支援するものとしなければならない。	国内規制の枠組み (4)
認証 (authentication) およびデジタル証明書 (digital certificates) (16.5)	電子認証およびデジタル証明 (1104) 両国は電子認証に関する国内法を維持しなければならない	電子認証およびデジタル証明 (5)

米豪 FTA	豪タイ FTA	豪星 FTA
<p>相互に決定された適切な認証手段による電子商取引を禁止してはならない。また、認証に関して法廷で証明する機会を奪ってはならない。両国は政府レベルのデジタル証明の相互認証に向けて共に作業しなければならない。</p>	<p>い。国内法は、電子商取引の適正な認証技術を決定、実施することを両国に認めものであり、かつ、電子商取引の合法性を法廷において証明する機会を与えるものでなければならない。</p> <p>両国は政府レベルのデジタル証明の相互認証に向けて共に作業しなければならない。</p> <p>両国はビジネス・セクターのデジタル証明の相互運用性を奨励しなければならない。</p>	
<p>オンラインの消費者保護 (16.6)</p> <p>両国は、電子商取引に関する不正や虚偽的な商慣行からの透明で効率的な消費者保護の維持と適用の重要性を認識する。</p>	<p>オンラインの消費者保護 (1105)</p> <p>両国は、可能な範囲で両国が適当と認めた方法により、少なくとも他の形態の商取引と同等の電子商取引における保護を消費者に与えなければならない。</p>	<p>オンラインの消費者保護 (6)</p>
<p>(規定なし)</p>	<p>オンライン上の個人情報保護 (1106)</p> <p>両国は電子商取引のユーザーの個人情報保護のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>個人情報保護の水準を向上させるにあたり、国際機関による国際規格を考慮しなければならない。</p>	<p>オンライン上の個人情報保護 (7)</p>
<p>ペーパーレス取引 (16.7)</p> <p>両国は全ての既存の貿易管理文書の電子版を公的に入手可能にするよう努力しなければならない。</p> <p>両国は貿易管理文書の電子フォーマットを法的に同等の文書として受入れるよう努力しなければならない。</p>	<p>ペーパーレス取引 (1107)</p> <p>両国は貿易管理文書の電子フォーマットを法的に同等の文書として受入れなければならない。ただし、これに反する国内または国際的な要求がある場合、または、管理プロセスの効率性を減じる場合にはこの限りではない。</p> <p>両国は貿易管理文書の電子化を強化する二国間協力および国際的な場における協力をしなければならない。</p>	<p>ペーパーレス取引 (8)</p> <p>両国は 2005 年までに全ての既存の貿易管理文書の電子版を公的に入手可能にしなければならない。</p> <p>両国は貿易管理文書の電子フォーマットを法的に同等の文書として受入れなければならない。ただし、これに反する国内または国際的な要求がある場合、または、管理プロセスの効率性を減じる場合にはこの限りではない。</p> <p>両国は貿易管理文書の電子</p>

米豪 FTA	豪タイ FTA	豪星 FTA
		化を強化する二国間協力および国際的な場における協力をしなければならない。
(規定なし)	電子商取引に関する協力 (1108) 両国は電子商取引を発展させるための研究や研修を慫慂しなければならない。	(規定なし)
(規定なし)	(規定なし)	例外 (9) 本章は本 FTA の一般例外、安全保障例外およびサービス貿易に関する例外の対象とする。
(規定なし)	紛争処理条項の不適用 (1109) 紛争処理条項は本章に適用しない(ただし、関税に係る1102条を除く)。	紛争処理条項の不適用 (10) 紛争処理条項は本章の 4~7 条に適用しない。

注) 各欄の ( ) 内は協定の条項番号。

注2) 豪タイ FTA および豪星 FTA では、条項によって全く同じ文言が用いられている。そうした条項については欄を結合している。

出所) 協定文より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。

以上に見たとおり、3 協定の電子商取引に関する章の規定内容は概ね近似しているが、次のような相違点が挙げられる。

- ・ 国内法について UNCTRAL 電子商取引モデル法に準拠した国内法整備に関しては、豪タイ FTA および豪星 FTA で規定。米豪 FTA には規定がない。
- ・ オンライン上の個人情報保護については、豪タイ FTA および豪星 FTA で規定。米豪 FTA には規定がない。
- ・ デジタル製品の無差別待遇については、米豪 FTA のみが規定。
- ・ 電子認証およびデジタル証明については、豪タイ FTA および豪星 FTA では、産業界による相互運用性の慫慂を規定しているが、米豪 FTA にはビジネスについて言及がない。
- ・ 国内規制の枠組みに関しても、豪タイ FTA および豪星 FTA では、規制枠組みが産業主導の発展を支援すべきものであることを規定している。

なお、日本の産業界における、日豪経済連携協定に関する要望においては、電子商取引

についての言及は見られない<sup>35</sup>。

## (2) 日本企業が指摘する豪州市場の課題

日本企業は、豪州における貿易・投資上の課題として、外資優遇策、税制、為替リスク等を挙げている。主要な意見は以下のとおりである（図表 53）。

図表 53 日本企業による豪州における貿易・投資上の課題

項目	問題点と要望（意見提出者）
追加的な輸入税	商品の輸入税とは別に、毎年 NICNAS(National Industrial Chemicals Notification and Assessment Scheme)に輸入取扱金額（前年度の合計取扱輸入金額）に応じた取扱許可料及び新規商品登録料で追加の輸入税と思われる手続き及び金額の支払いを求められている。前年度取扱金額に見合う取扱許可料の支払いの撤廃を求めたい。（日商）
輸入時の梱包材の制限	輸出梱包に通常の梱包材が使用できず、わざわざ開梱し、廃材処理して燻蒸梱包やベニヤ梱包にしている。この制限の撤廃を求める。（日商他）
輸出数量規制枠	炭鉱輸出港であるニューキャッスル港で導入されたアロケーションシステム（輸出数量規制枠）により滞船は緩和されたものの、同港からの一般炭スポット輸出が落ち込み、結果的にスポット輸出価格が高止まりとなった。港湾関連インフラの早期整備とアロケーションシステムの撤廃を求める。（日本製紙協会）
輸入通関統計の公開	当国輸出入通関統計は一般開示されておらず、詳細なる輸出入通関統計は第三者の業者より高額の代金を払って入手する以外は不可能。豪州政府機関のウェブサイトですべて無料あるいは、小額の登録料での公開を求めたい。（日商）
輸入モニタリング	輸入鋼材全般を対象とした輸入モニタリングの実施が障害となっている。（日本鉄鋼連合会）
乳製品の輸入規制	乳製品の輸入が原則禁止されており、現地生産開始のためのサンプル入手ができないので規制緩和を求める。（日商）
豪ドルの不安定	豪州ドル高により製品の国際コスト競争力を弱まっている。（日商）
外銀支店における個人預金取扱い規制	外銀当座における個人預金の取扱いは、初回預入 A\$250,000 を上回る場合のみに取扱い可能、実質的には業務として行うのは不可能で、豪銀との間で実質的な競争上のイコール・フットィングが確保されていない。（日商）

<sup>35</sup> (社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(社)日本貿易会「日豪経済連携協定の早期交渉開始を求める 2006年9月19日」

政府調達の入札資格	オーストラリアからの輸出／外貨獲得に、ある金額以上の貢献がなければ、政府関係機関の入札に参加できないため、改善を求める。(日機輸、JEITA)
西豪州におけるLNGの州内供給義務	西豪州政府方針として”WA DOMESTIC GAS RESERVATION POLICY”の導入が発表され、LNGプロジェクトの経済性の低下及び国際競争力の低下に繋がる危惧が拡大している。(日商)
先住民権の土地利用取得による法解釈の不統一	炭鉱の新規開発等において、Native Title(先住民権)の土地の利用・取得が伴う場合、合意形成のための法的運用の方法・解釈が統一した内容で定まっていないため、鉱業権の許可までにかかりの時間がかかっている。(日商)
利益分与付き契約での政府取り分の変更	鉄鉱石や石油・ガス田などの天然資源開発プロジェクトについて、政府のロイヤリティが変更される形態での契約は採算性に直接影響し長期的な投資計画を立てにくくなる。(日商)

出所) 日本機械輸出組合／貿易・投資円滑化ビジネス協議会「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望(2006年版)」より抜粋、整理。

日系企業がかねてから問題点を提起してきた税制に関しては、2007年8月3日、日豪租税条約改正交渉が基本合意に達するなどの改善を見ている。

## 結語

本報告書では、豪州の対外貿易政策、特に他国との FTA/EPA の締結・交渉状況を俯瞰し、豪州におけるエネルギー・鉱物資源に関する現状と対外貿易、法制度等を確認するとともに、現地日系企業及び外国メジャー等の展開や課題について検討し、さらに日本企業が指摘する豪州市場の課題一般についても整理した。

豪州と日本の二国間経済関係は今日まで、豪州からのエネルギー・鉱物資源等の対日輸出、日本からの機械類等の対豪輸出を軸に順調に推移してきた。しかしながら、今日、両国を取り巻く国際的な環境に変化が見られる。まず、豪州が米国を含む他国との間に締結した FTA によって相対的に日本企業に不利な貿易・投資条件が発生してきている。次に、日本の安全保障の観点からも重要となる資源・エネルギーの世界的な供給不足が指摘されるなか、消費国である中国が豪州市場においてもプレゼンスを高めている。さらに、日系企業の豪州市場における展開においても、分野横断的あるいは分野別の課題が存在している。こうしたことから、日豪経済関係の更なる強化と円滑化は重要課題であり、充実した内容での日豪経済連携協定の締結は喫緊の課題となっている。



## 卷末参考資料

- I. 豪州連邦憲法（連邦と州の権限に関する条文の抜粋）
- II. 連邦先住権法（1993年）（Native Title Act (1993)）の構成と重要条項
- III. ニューサウスウェールズ州鉱業法（MINING ACT 1978）の構成
- IV. 豪州の主要資源・エネルギー関連産業団体



参考資料 I. 豪州連邦憲法（連邦と州の権限に関する条文の抜粋）

Commonwealth Of Australia Constitution Act

Chapter I. The Parliament.

Part V - Powers of the Parliament

51. The Parliament shall, subject to this Constitution, have power to make laws for the peace, order, and good government of the Commonwealth with respect to: -

- (i.) Trade and commerce with other countries, and among the States:
- (ii.) Taxation; but so as not to discriminate between States or parts of States:
- (iii.) Bounties on the production or export of goods, but so that such bounties shall be uniform throughout the Commonwealth:
- (iv.) Borrowing money on the public credit of the Commonwealth:
- (v.) Postal, telegraphic, telephonic, and other like services:
- (vi.) The naval and military defence of the Commonwealth and of the several States, and the control of the forces to execute and maintain the laws of the Commonwealth.
- (vii.) Lighthouses, lightships, beacons and buoys:
- (viii.) Astronomical and meteorological observations:
- (ix.) Quarantine:
- (x.) Fisheries in Australian waters beyond territorial limits:
- (xi.) Census and statistics:
- (xii.) Currency, coinage, and legal tender:
- (xiii.) Banking, other than State banking; also State banking extending beyond the limits of the State concerned, the incorporation of banks, and the issue of paper money:
- (xiv.) Insurance, other than State insurance; also State insurance extending beyond the limits of the State concerned:

(xv.) Weights and measures:

(xvi.) Bills of exchanging and promissory notes:

(xvii.) Bankruptcy and insolvency:

(xviii.) Copyrights, patents of inventions and designs, and trade marks:

(xix.) Naturalisation and aliens:

(xx.) Foreign corporations, and trading or financial corporations formed within the limits of the Commonwealth:

(xxi.) Marriage:

(xxii.) Divorce and matrimonial causes; and in relation thereto, parental rights, and the custody and guardianship of infants:

(xxiii.) Invalid and old-age pensions:

(xxiiiA.) The provision of maternity allowances, widows' pensions, child endowment, unemployment, pharmaceutical, sickness and hospital benefits, medical and dental services (but not so as to authorise any form of civil conscription), benefits to students and family allowances:

(xxiv.) The service and execution throughout the Commonwealth of the civil and criminal process and the judgments of the courts of the States:

(xxv.) The recognition throughout the Commonwealth of the laws, the public Acts and records, and the judicial proceedings of the States:

(xxvi.) The people of any race, for whom it is deemed necessary to make special laws:

(xxvii.) Immigration and emigration:

(xxviii.) The influx of criminals:

(xxix.) External Affairs:

(xxx.) The relations of the Commonwealth with the islands of the Pacific:

(xxxi.) The acquisition of property on just terms from any State or person for any purpose in respect of which the Parliament has power to make laws:

(xxxii.) The control of railways with respect to transport for the naval and military purposes of the Commonwealth:

(xxxiii.) The acquisition, with the consent of a State, of any railways of the State on terms arranged between the Commonwealth and the State:

(xxxiv.) Railway construction and extension in any State with the consent of that State:

(xxxv.) Conciliation and arbitration for the prevention and settlement of industrial disputes extending beyond the limits of any one State:

(xxxvi.) Matters in respect of which this Constitution makes provision until the Parliament otherwise provides:

(xxxvii.) Matters referred to the Parliament of the Commonwealth by the Parliament or Parliaments of any State or States, but so that the law shall extend only to States by whose Parliaments the matter is referred, or which afterwards adopt the law:

(xxxviii.) The exercise within the Commonwealth, at the request or with the concurrence of the Parliaments of all the States directly concerned, of any power which can at the establishment of this Constitution be exercised only by the Parliament of the United Kingdom or by the Federal Council of Australasia:

(xxxix.) Matters incidental to the execution of any power vested by this Constitution in the Parliament or in either House thereof, or in the Government of the Commonwealth, or in the Federal Judicature, or in any department or officer of the Commonwealth.

52. The Parliament shall, subject to this Constitution, have exclusive power to make laws for the peace, order, and good government of the Commonwealth with respect to

(i.) The seat of government of the Commonwealth, and all places acquired by the Commonwealth for public purposes:

(ii.) Matters relating to any department of the public service the control of which is by this

Constitution transferred to the Executive Government or the Commonwealth:

(iii.) Other matters declared by this Constitution to be within the exclusive power of the Parliament.

53. Proposed laws appropriating revenue or moneys, or imposing taxation, shall not originate in the Senate. But a proposed law shall not be taken to appropriate revenue or moneys, or to impose taxation, by reason only of its containing provisions for the imposition or appropriation of fines or other pecuniary penalties, or for the demand or payment or appropriation of fees for licences, or fees for services under the proposed law.

The Senate may not amend proposed laws imposing taxation, or proposed laws appropriating revenue or moneys for the ordinary annual services of the Government.

The Senate may not amend any proposed law so as to increase any proposed charge or burden on the people.

The Senate may at any stage return to the House of Representatives any proposed law which the Senate may not amend, requesting, by message, the omission or amendment of any items or provisions therein. And the House of Representatives may, if it thinks fit, make any of such omissions or amendments, with or without modifications.

Except as provided in this section, the Senate shall have equal power with the House of Representatives in respect of all proposed laws.

54. The proposed law which appropriates revenue or moneys for the ordinary annual services of the Government shall deal only with such appropriation.

55. Laws imposing taxation shall deal only with the imposition of taxation, and any provision therein dealing with any other matter shall be of no effect.

Laws imposing taxation except laws imposing duties of customs or of excise, shall deal with one subject of taxation only; but laws imposing duties of customs shall deal with duties of customs only, and laws imposing duties of excise shall deal with duties of excise only.

56. A vote, resolution, or proposed law for the appropriation of revenue or moneys shall not be passed unless the purpose of the appropriation has in the same session been recommended by message of the Governor-General to the House in which the proposal originated.

57. If the House of representatives passes any proposed law, and the Senate rejects or fails to pass it,

or passes it with amendments to which the House of Representatives will not agree, and if after an interval of three months the House of Representatives, in the same or the next session, again passes the proposed law with or without any amendments which have been made, suggested, or agreed to by the Senate, and the Senate rejects or fails to pass it, or passes it with amendments to which the House of Representatives will not agree, the Governor-General may dissolve the Senate and the House of Representatives simultaneously. But such dissolution shall not take place within six months before the date of the expiry of the House of Representatives by effluxion of time.

If after such dissolution the House of Representatives again passes the proposed law, with or without any amendments which have been made, suggested, or agreed to by the Senate, and the Senate rejects or fails to pass it, or passes it with amendments to which the House of Representatives will not agree, the Governor-General may convene a joint sitting of the members of the Senate and of the House of Representatives.

The members present at the joint sitting may deliberate and shall vote together upon the proposed law as last proposed by the House of Representatives, and upon amendments, if any, which have been made therein by one House and not agreed to by the other, and any such amendments which are affirmed by an absolute majority of the total number of the members of the Senate and House of Representatives shall be taken to have been carried, and if the proposed law, with the amendments, if any, so carried is affirmed by an absolute majority of the total number of the members of the Senate and House of Representatives, it shall be taken to have been duly passed by Houses of the Parliament, and shall be presented to the Governor-General for the Queen's assent.

58. When a proposed law passed by both Houses of the Parliament is presented to the Governor-General for the Queen's assent, he shall declare, according to his discretion, but subject to this Constitution, that he assents in the Queen's name, or that he withholds assent, or that he reserves the law for the Queen's pleasure. The Governor-General may return to the house in which it originated any proposed law so presented to him, and may transmit therewith any amendments which he may recommend, and the Houses may deal with the recommendation.

59. The Queen may disallow any law within one year from the Governor-General's assent, and such disallowance on being made known by the Governor-General by speech or message to each of the Houses of the Parliament, or by Proclamation, shall annul the law from the day when the disallowance is so made known.

60. A proposed law reserved for the Queen's pleasure shall not have any force unless and until within two years from the day on which it was presented to the Governor-General for the Queen's assent the Governor-General makes known, by speech or message to each of the Houses of the Parliament, or by Proclamation, that it has received the Queen's assent.

Chapter V. The States.

106. The Constitution of each State of the Commonwealth shall, subject to this Constitution, continue as at the establishment of the Commonwealth, or as at the admission or establishment of the State, as the case may be, until altered in accordance with the Constitution of the State.

107. Every power of the Parliament of a Colony which has become or becomes a State, shall, unless it is by this Constitution exclusively vested in the Parliament of the Commonwealth or withdrawn from the Parliament of the State, continue as at the establishment of the Commonwealth, or as at the admission or establishment of the State, as the case may be.

108. Every law in force in a Colony which has become or becomes a State, and relating to any matter within the powers of the Parliament of the Commonwealth, shall, subject to this Constitution, continue in force in the State; and, until provision is made in that behalf by the Parliament of the Commonwealth, the Parliament of the State shall have such powers of alteration and of repeal in respect of any such law as the Parliament of the Colony had until the Colony became a State.

109. When a law of a State is inconsistent with a law of the Commonwealth, the latter shall prevail, and the former shall, to the extent of the inconsistency, be invalid.

110. The provisions of this Constitution relating to the Governor of a State extend and apply to the Governor for the time being of the State, or other chief executive officer or administrator of the government of the State.

111. The Parliament of a State may surrender any part of the State to the Commonwealth; and upon such surrender, and the acceptance thereof by the Commonwealth, such part of the State shall become subject to the exclusive jurisdiction of the Commonwealth.

112. After uniform duties of customs have been imposed, a State may levy on imports or exports, or on goods passing into or out of the State such charges as may be necessary for executing the inspection laws of the State; but the net produce of all charges so levied shall be for the use of the Commonwealth; and any such inspection laws may be annulled by the Parliament of the Commonwealth.

113. All fermented, distilled, or other intoxicating liquids passing into any State or remaining therein for use, consumption, sale, or storage, shall be subject to the laws of the State as if such liquids had been produced in the State.

114. A State shall not, without the consent of the Parliament of the Commonwealth, raise or maintain any naval or military force, or impose any tax on property of any kind belonging to the

Commonwealth, nor shall the Commonwealth impose any tax on property of any kind belonging to a State.

115. A State shall not coin money, nor make anything but gold and silver coin a legal tender in payment of debts.

116. The Commonwealth shall not make any law for establishing any religion, or for imposing any religious observance, or for prohibiting the free exercise of any religion, and no religious test shall be required as a qualification for any office or public trust under the Commonwealth.

117. A subject of the Queen, resident in any State, shall not be subject in any other State to any disability or discrimination which would not be equally applicable to him if he were a subject of the Queen resident in such other State.

118. Full faith and credit shall be given, throughout the Commonwealth to the laws, the public Acts and records, and the judicial proceedings of every State.

119. The Commonwealth shall protect every State against invasion and, on the application of the Executive Government of the State, against domestic violence.

120. Every State shall make provisions for the detention in its prisons of persons accused or convicted of offences against the laws of the Commonwealth, and for the punishment of persons convicted of such offences, and the Parliament of the Commonwealth may make laws to give effects to this provision.

参考資料 II. 連邦先住権法（1993 年）（Native Title Act (1993)）の構成と重要条項

([http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol\\_act/nta1993147/](http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/nta1993147/))

- ・ 連邦政府と州政府の権限に関わる条項および特に鉱業に関わる状況を掲載した。
- ・ 同法は 1998 年および 2007 年に改正された。

NATIVE TITLE ACT 1993

PART 1--PRELIMINARY

PART 2--NATIVE TITLE

Division 1--Recognition and protection of native title

10. Recognition and protection of native title
11. Extinguishment of native title
13. Approved determinations of native title

Division 2--Validation of past acts

Subdivision AA--Overview of Division

Subdivision A--Acts attributable to the Commonwealth

14. Validation of Commonwealth acts
15. Effect of validation on native title
16. Preservation of beneficial reservations and conditions
17. Entitlement to compensation
18. Where just terms invalidity

Subdivision B--Acts attributable to a State or Territory

19. State/Territory acts may be validated

(1) If a law of a State or Territory contains provisions to the same effect as sections 15 and 16, the law of the State or Territory may provide that past acts attributable to the State or Territory are valid, and are taken always to have been valid.

20. Entitlement to compensation

Division 2A--Validation of intermediate period acts etc

Subdivision A--Overview of Division

21. Overview of Division

Subdivision B--Acts attributable to the Commonwealth

- 22A. Validation of Commonwealth acts
- 22B. Effect of validation on native title
- 22C. Preservation of beneficial reservations and conditions
- 22D. Entitlement to compensation
- 22E. Where "just terms" invalidity
- 22EA. Requirement to notify: mining rights

Requirement to notify: mining rights

(1) If:

- (a) an act that is attributable to the Commonwealth consists of:
  - (i) the creation of a right to mine; or
  - (ii) the variation of such a right to extend the area to which it relates; or
  - (iii) the extension of the period for which such a right has effect, other than under an option or right of extension or renewal created by the lease, contract or other thing whose grant or making created the right to mine; and
- (b) the act took place at any time during the period from the beginning of 1 January 1994 until the end of 23 December 1996; and
- (c) at any time before the act was done, either:
  - (i) a grant of a freehold estate or a lease was made covering any of the land or waters affected by the act; or
  - (ii) a public work was constructed or established on any of the land or waters affected by the act;

the Commonwealth must, before the end of 6 months after this section commences:

- (d) give notice containing the details set out in subsection (2) to any registered native title body corporate, any registered native title claimant and any representative Aboriginal/Torres Strait Islander body, in relation to any of the land or waters affected by the act; and
- (e) notify the public in the determined way of the details set out in subsection (2).

Details

(2) The details are:

- (a) the date on which the act was done; and
- (b) the kind of mining involved; and
- (c) sufficient information to enable the area affected by the act to be identified; and
- (d) information about the way in which further details about the act may be obtained.

Subdivision C--Acts attributable to a State or Territory

- 22F. State/Territory acts may be validated
- 22G. Entitlement to compensation
- 22H. Requirement to notify: mining rights

Requirement to notify: mining rights

(1) If:

- (a) an act that is attributable to a State or Territory consists of:

(i) the creation of a right to mine; or

(ii) the variation of such a right to extend the area to which it relates; or

(iii) the extension of the period for which such a right has effect, other than under an option or right of extension or renewal created by the lease, contract or other thing whose grant or making created the right to mine; and

(b) the act took place at any time during the period from the beginning of 1 January 1994 until the end of 23 December 1996; and

(c) at any time before the act was done, either:

(i) a grant of a freehold estate or a lease was made covering any of the land or waters affected by the act; or

(ii) a public work was constructed or established on any of the land or waters affected by the act;

the State or Territory must, before the end of 6 months after the commencement of the law of the State or Territory that validates intermediate period acts attributable to the State or Territory in accordance with section 22F:

(d) give notice containing the details set out in subsection (2) to any registered native title body corporate, any registered native title claimant and any representative Aboriginal/Torres Strait Islander body, in relation to any of the land or waters affected by the act; and

(e) notify the public in the determined way of the details set out in subsection (2).

#### Details

(2) The details are:

(a) the date on which the act was done; and

(b) the kind of mining involved; and

(c) sufficient information to enable the area affected by the act to be identified; and

(d) information about the way in which further details about the act may be obtained.

#### Division 2AA--Validation of transfers under

#### Division 2B--Confirmation of past extinguishment of native title by certain valid or validated acts

#### Division 3--Future acts etc

Subdivision A--Preliminary

Subdivision B--Indigenous land use agreements

Subdivision C--Indigenous land use agreements

- Subdivision D--Indigenous land use agreements
- Subdivision E--Effect of registration of indigenous land use agreements
  
- Subdivision F--Future acts
- Subdivision G--Future acts and primary production
- Subdivision H--Management of water and airspace
- Subdivision I--Renewals and extensions etc
- Subdivision J--Reservations, leases etc
- Subdivision K--Facilities for services to the public
- Subdivision L--Low impact future acts
- Subdivision M--Acts passing the freehold test
- Subdivision N--Acts affecting offshore places
- Subdivision O--Future acts invalid unless otherwise provided
- Subdivision P--Right to negotiate

26D. Excluded mining acts: earlier valid acts

Excluded mining acts: earlier valid acts

Renewal of valid mining lease etc.

(1) This Subdivision does not apply to an act consisting of the creation of a right to mine if:

(a) the creation of the right is done by:

- (i) the renewal; or
- (ii) the re-grant or re-making; or
- (iii) the extension of the term; of an earlier right to mine; and

(b) the earlier right:

(i) was created on or before 23 December 1996 by an act that is valid (including because of Division 2 or 2A); or

(ii) was created by an act to which this Subdivision applied that was not invalid to any extent under section 28; and

(c) the area to which the earlier right relates is not extended; and

(d) the term of the right is not longer than the term of the earlier right;

and

(e) no rights are created in connection with the right that were not created in connection with the earlier right.

Act contemplated by exploration or prospecting agreement etc.

(2) This Subdivision does not apply to an act (the later act ) consisting of the creation of a right to mine if:

(a) before the later act takes place, an act (the earlier act ) consisting of the creation of a right to explore or prospect took place; and

(aa) the earlier act took place after the commencement of this section; and

(b) this Subdivision applied to the earlier act and, because:

(i) an agreement of the kind mentioned in paragraph 31(1)(b) was made in relation to the earlier act; or

(ii) a determination was made under section 38 that the earlier act might be done, or might be done subject to conditions being complied with; the earlier act was not invalid to any extent under section 28; and

(c) the agreement or determination:

(i) included a statement to the effect that, if the later act were done, this Subdivision would not apply to the later act; and

(ii) provided that, if the later act were done, certain conditions would be complied with by parties other than native title parties (whether before or after the act was done); and

(d) any such conditions that were required to be complied with before the later act is done are complied with before the later act is done.

Subdivision Q--Conferral of access rights on native title claimants in respect of non-exclusive agricultural and pastoral leases

Division 4--Other provisions relating to native title

Division 5--Determination of compensation for acts affecting native title etc

Division 6--Native title functions of prescribed bodies corporate and holding of native title in trust

#### PART 3--APPLICATIONS

Division 1AA--Overview of Part

Division 1--Applications to the Federal Court

Division 1A--Other applications to the Federal Court

Division 2--Applications to the National Native Title Tribunal

Division 2A--Applications to the Native Title Registrar

Division 3--Miscellaneous

#### PART 4--DETERMINATIONS OF THE FEDERAL COURT

Division 1--Overview of Part

Division 1A--General

Division 1B--Reference to NNTT for mediation

Division 1C--Agreements and unopposed applications

Division 2--Conferences etc

Division 3--Orders

PART 5--NATIVE TITLE REGISTRAR

PART 6--NATIONAL NATIVE TITLE TRIBUNAL

Division 1--Establishment, purpose and way of operating

Division 2--Membership of the National Native Title Tribunal

Division 3--Organisation of the Tribunal

Division 4--Management of the Tribunal

Subdivision A--Management responsibilities of President and Registrar

Subdivision B--Other officers, Tribunal staff and consultants

Subdivision C--Miscellaneous administrative matters

Division 4A--Mediation conferences

Division 4AA--Review on whether there are native title rights and interests

Division 4B--How assistance, mediation or review is to be provided

Division 5--Inquiries and determinations by the Tribunal

Subdivision A--Special inquiries

Subdivision AA--Native title application inquiries

Subdivision B--Inquiries--General

Subdivision C--Conferences and hearings

Subdivision D--Determinations and reports

Subdivision F--Appeals

Division 6--Offences

Division 7--Miscellaneous

PART 7--REGISTER OF NATIVE TITLE CLAIMS

PART 8--NATIONAL NATIVE TITLE REGISTER

PART 8A--REGISTER OF INDIGENOUS LAND USE AGREEMENTS

PART 9--FINANCIAL ASSISTANCE TO STATES AND TERRITORIES

PART 11--REPRESENTATIVE

Division 1--Preliminary

Division 2--Recognition of representative Aboriginal

Division 3--Functions and powers of representative bodies

Division 4--Finance

Division 5--Accountability

Division 6--Conduct of directors and other executive officers

Division 7--Miscellaneous

PART 12--PARLIAMENTARY JOINT COMMITTEE ON NATIVE TITLE AND THE LAND  
ACCOUNT

PART 12A--STATE

PART 13--MISCELLANEOUS

PART 14--AMENDMENT OF ACTS

PART 15--DEFINITIONS

Division 1--List of definitions

Division 2--Key concepts

Division 3--Leases

Division 4--Sundry definitions etc

SCHEDULE 1 Scheduled interests

参考資料 III. ニューサウスウェールズ鉱業法 (MINING ACT 1978 of the State of New South Wales) の構成

([http://www.austlii.edu.au/au/legis/wa/consol\\_act/ma197881/](http://www.austlii.edu.au/au/legis/wa/consol_act/ma197881/))

- ・ 同法は 1986 年に改正された。

PART I -- Preliminary

1. Short title
2. Commencement
4. Transitional provisions
5. Saving
6. Operation of this Act
8. Interpretation
- 8A. Rights in respect of oil shale or coal
9. Gold and silver and other precious metals property of the Crown
- 9B. Position on the Earth's surface

PART II -- Administration, mineral fields and courts

10. Administration of Act
11. Chief executive officer and other officers
12. Delegation
13. Wardens of mines
15. Warden prohibited from adjudicating in certain matters and officer prohibited from using information
16. Power to proclaim mineral fields

PART III -- Land open for mining

Division 1 -- Crown land

18. Crown land open for mining
  19. Power to set aside land for mining or exempt it therefrom
  20. General rights to prospect and protection of certain Crown land
  - 20A. Permit to prospect on Crown land the subject of an exploration licence
  - 20B. Power to remove Crown land from the operation of section 20A
  - 20C. Limitation on actions in tort
  21. Power to resume land
  22. Effect of resumption
- Division 2 -- Public reserves, etc.
23. Mining on public reserves, etc.
  24. Classification of reserves
  - 24A. Mining in marine reserves
  25. Mining on foreshore, sea bed, navigable waters or townsite
  26. Terms and conditions

26A. Mining tenements within townsites

Division 3 -- Private land

- 27. Private land open for mining
- 28. Unlawful entry on private land
- 29. Granting of mining tenements in respect of private land
- 30. Granting of permits in respect of private land
- 31. Holder of permit to give notice to owner and occupier
- 32. Rights conferred by a permit
- 33. Application for mining tenement by permit holder
- 35. Compensation to be agreed upon or determined before mining operation commences
- 37. Application to bring certain private land under this Division
- 38. Right of owner to apply for mining tenement
- 39. Owner to comply with mining tenement conditions

PART IV -- Mining tenements

Division 1 -- Prospecting licence

- 40. Grant of prospecting licence
- 41. Application for prospecting licence
- 42. Determination of application for prospecting licence
- 43. Prospecting licence not to include land already the subject of a mining tenement
- 44. Power to grant prospecting licence over all or part of land in application
- 45. Term of prospecting licence
- 46. Conditions attached to every prospecting licence
- 46A. Conditions for prevention or reduction of injury to land
- 47. Survey of area of prospecting licence not required in first instance
- 48. Rights conferred by prospecting licence
- 49. Holder of prospecting licence to have priority for grant of mining leases or general

purpose leases

- 50. Compliance with expenditure conditions
- 51. Reports of work and expenditure
- 51A. Geological samples
- 52. Security relating to prospecting licence
- 53. Application for retention status
- 54. Approval of retention status
- 55. Consultation with other Ministers
- 55A. Programme of work
- 55B. Holder of prospecting licence with retention status may be required to apply for mining

lease

- 56. Appeal against refusal to grant prospecting licence

- 56A. Special prospecting licences
- 56B. Certain licence holders to have right to apply for further prospecting licence  
Division 2 -- Exploration licence
- 56C. Graticular sections
- 57. Grant of exploration licence
- 57A. Designation of areas for purposes of s. 57(2aa)
- 58. Application for exploration licence
- 59. Determination of application for exploration licence
- 60. Security relating to exploration licence
- 61. Term of exploration licence
- 62. Expenditure conditions
- 63. Condition attached to exploration licence
- 63AA. Conditions for prevention or reduction of injury to land
- 63A. When exploration licence liable to forfeiture
- 64. Consent to dealing in exploration licence
- 65. Surrender of certain areas subject to the exploration licence
- 66. Rights conferred by exploration licence
- 67. Holder of exploration licence to have priority for grant of mining leases or general purpose leases
- 67A. Holder of exploration licence may apply to amalgamate secondary tenement
- 68. Holder of exploration licence to keep geological records
- 69. Land the subject of exploration licence not to be again marked out for a certain period
- 69A. Application for retention status
- 69B. Approval of retention status
- 69C. Consultation with other Ministers
- 69D. Programme of work
- 69E. Holder of exploration licence with retention status may be required to apply for mining lease
- 70. Special prospecting licence on an exploration licence  
Division 2A -- Retention licence
- 70A. Meaning of "primary tenement"
- 70B. Grant of retention licence
- 70C. Application for retention licence
- 70D. Determination of application for retention licence
- 70E. Term of retention licence and renewal
- 70F. Security relating to retention licence
- 70G. Survey of area of retention licence not required in first instance
- 70H. Conditions attached to retention licence
- 70I. Conditions for prevention or reduction of injury to land

- 70IA. Programme of work
- 70J. Rights conferred by retention licence
- 70K. When retention licence liable to forfeiture
- 70L. Holder of retention licence to have priority for grant of mining lease or general purpose  
lease
- 70M. Holder of retention licence to show cause why mining lease should not be applied for
- 70N. Land the subject of retention licence not to be again marked out for a certain period  
Division 3 -- Mining lease
- 70O. Definitions
- 70P. Guidelines to be publicly available
- 71. Grant of mining lease
- 72. Person may be granted more than one mining lease
- 73. Area of mining lease may be less than area sought
- 74. Application for mining lease
- 74A. Report on significant mineralisation required for certain applications
- 75. Determination of application for mining lease
- 76. Priorities as to mining tenements
- 78. Term of leases, options and renewals
- 79. Approval of application
- 80. Surveys of mining leases
- 82. Covenants and conditions of lease
- 82A. Condition to be included in certain mining leases
- 83. Issue of mining leases
- 84. Conditions for prevention or reduction of injury to land
- 84A. Security relating to mining lease
- 85. Rights of holder of mining lease
- 85A. Land the subject of mining lease not to be again marked out for a certain period
- 85B. Special prospecting licence on a mining lease  
Division 4 -- General purpose lease
- 86. Grant of general purpose lease
- 87. Purposes for which general purpose lease may be granted
- 88. Term of general purpose lease
- 89. Form of general purpose lease
- 90. Application of certain provisions to general purpose leases  
Division 5 -- Miscellaneous licences
- 91. Grant of miscellaneous licence
- 91A. Term and renewal of existing licence or licence granted in respect of existing  
application
- 91B. Term and renewal of licence granted in respect of new application

- 92. Provisions applying to all miscellaneous licences
  - 93. Map to accompany plan
  - 94. Terms and conditions
  - 94A. Grant of mining tenement on land in a miscellaneous licence
  - 94B. Surrender etc., of concurrent tenement
    - Division 6 -- Surrender and forfeiture of mining tenements
  - 95. Surrender of mining tenement
  - 95A. Exploration licence -- surrender of part of block
  - 96. Forfeiture of certain mining tenements
  - 96A. Forfeiture of exploration licence or retention licence
  - 97. Forfeiture of mining lease or general purpose lease
  - 97A. Appeals against cancellation of forfeiture
  - 98. Application for forfeiture on other grounds
  - 99. Proceedings by Minister on recommendation
  - 100. Applicant to have priority for marking out and applying for surrendered or forfeited licence or lease
  - 101. Application for forfeiture of mining tenement while holder is a company in process of winding up
    - Division 7 -- Exemption from expenditure conditions
  - 102. Exemption from expenditure conditions
  - 102A. Exemption from expenditure conditions in respect of certain holders of exploration licences
  - 103. Effect of exemption
- PART IVA -- Registration of instruments and register
- 103A. Definition
  - 103B. Authorised officers
  - 103C. Registration
  - 103D. Provisional lodgment
  - 103E. Priority of dealings
  - 103F. Register
  - 103G. Amendment of register
  - 103H. Regulations relating to register
- PART V -- General provisions relating to mining and mining tenements
- 104. Entry on land for purpose of marking out, etc.
  - 105. Marking out of mining tenement
  - 105A. Priorities between applicants for certain tenements
  - 105B. Grant of tenement subject to survey
  - 106. Offence of destroying marks or obstructing surveyor, etc.
  - 107. Areas covered by water not required to be marked out

- 108. Rent payable for mining tenement
- 109. Royalties
- 109A. Verification of royalties payable
- 110. Mining lease restricted to certain minerals
- 111. Power of Minister to exclude mining for iron from mining tenements
- 111A. Minister may terminate or summarily refuse certain applications
- 112. Reservation in favour of Crown on prospecting licence or exploration licence to take rock, etc.
- 113. Repossession of land on expiry, etc., of mining tenement
- 114. Removal of buildings etc., on expiry etc., of mining tenement
- 114A. Rights conferred under mining tenement exercisable in respect of mining product belonging to Crown
- 114B. Continuation of liability after expiry, surrender or forfeiture of mining tenement
- 114C. Right to enter land to carry out remedial work after expiry, surrender or forfeiture of mining tenement
- 115. Power to enter on land for surveys
- 115A. Mineral exploration reports
- 115B. Verification of expenditure amounts in operations reports
- 116. Instrument of licence or lease
- 117. Mining tenements protected
- 118. Notice of application to be given to lessee of pastoral lease
- 118A. Tenement holder may authorise mining by third party
- 119. Mining tenement may be sold, etc.
- 119A. Mining tenement may be mortgaged
- 120. Planning schemes to be considered but not to derogate from this Act
- 120AA. Scheme for reversion licence applications
- PART VI -- Caveats
- 121. Definitions
- 122. Certain surrenders not affected by this Part
- 122A. Lodgment of caveats
- 122B. Provisional lodgment
- 122C. Caveats deemed to be lodged against later tenements
- 122D. Effect of caveat
- 122E. Duration of caveat
- PART VII -- Compensation
- 123. Compensation in respect of mining
- 124. Powers of and matters to be considered and expected by warden's court in determining compensation
- 125. Limitation on compensation

125A. Liability for payment of compensation to native title holders

126. Securities

PART VIII -- Administration of justice

127. Establishment of wardens' courts

128. Warden's court to be court of record

129. Signing of process

130. Times for holding warden's court

131. Power of a warden to act in absence of warden usually presiding

132. Jurisdiction of warden's court

133. Offences to be dealt with by magistrate

134. Powers of warden's court

135. Summary determination by warden by consent

136. Practice and procedure in warden's court

137. Records of evidence

138. Mode of trial

139. Contempt of court

140. Judgments, enforcement of

142. Informality and amendment

143. Notice of injunction affecting mining tenement to be notified

146. Reservation of questions of law: hearing and determination thereof

147. Appeal to the Supreme Court

148. Procedure on appeal

149. Power of Supreme Court on appeal

150. Withdrawal or failure to prosecute appeal

151. Limitation of right of appeal

PART IX -- Miscellaneous and regulations

152. Police to assist warden

153. Minor capable of being sued and of suing

154. General penalty

155. Offence of mining without authority

155A. Aerial survey work

156. Offences

157. Obstruction of persons authorised to mine under this Act

158. Power to require information as to right to mine

159. Disputes between licensees and other persons

160. Saving of civil remedies

160A. Immunity of Minister and officials

160B. Time limit for prosecution action

160C. No right of appeal from certain decisions of warden, mining registrar or Minister

160D. Persons before whom affidavit may be sworn

161. Evidentiary provisions

162. Regulations

163. Review of Act

SECOND SCHEDULE

THIRD SCHEDULE

Compilation table

## 参考資料 VI : 豪州の主要資源・エネルギー関連産業団体

### 1. Mineral Council of Australia (MCA)

MCA は豪州の探鉱、採掘および鉱業品製造業を代表する団体であり、その会員による生産は豪州の年間鉱物生産の 85% を占める。業界の安全、利益、改革、環境及び社会的責任等を念頭に、公共政策および実務にかかる戦略的な主張を展開する。

ビジネスから見た規制による負担 (Regulatory Burdens on Business) に関する報告書を含む意見公表を行っている模様。

本部はキャンベラ、ビクトリアに支部を有する。

#### 会員企業

正会員 (36 社) Alcan South Pacific、Anglo Coal Australia Pty Ltd、Astron Limited、BHP Billiton Limited、Exxaro Australia Sands Pty Ltd、Goldstar Resources NL、Iluka Resources Limited、Loy Yang Power Management Pty Ltd、Minara Resources Ltd、New Holland Mining Limited、Paladin Resources Ltd、Rio Tinto Limited 等。

準会員 (27 社) AMC Consultants Pty Ltd、Australian Mines and Metals Association (AMMA)、BP Australia Pty Ltd、Chamber of Minerals and Energy of Western Australia Inc、Elletson Mining Consultants Pty Ltd、Ernst & Young、Indophil Resources NL、KPMG、NSW Minerals Council、Queensland Resources Council、Tasmanian Minerals Council。

理事 (役職者含め 10 名)

Chairman: Charlie Lenegan, Chairman, Managing Director, Australia Rio Tinto Limited

Senior Vice Chairman: Mr Ian Smith, Managing Director and CEO, Newcrest Mining Limited

Vice Chairman: Mr Owen Hegarty, Managing Director and CEO, Oxiana Limited

事務局 (事務局長以下 30 名を擁する)

事務局長 (Chief Executive) Mr. Mitch Hooke

(APEC Mining Industry Forum の議長等も務める。)

ウェブサイト

<http://www.minerals.org.au/corporate>

“ANNUAL REVIEW OF REGULATORY BURDENS ON BUSINESS”

JUNE 2007 [http://www.minerals.org.au/\\_data/assets/pdf\\_file/20531/FINAL\\_MCA\\_Sub.pdf](http://www.minerals.org.au/_data/assets/pdf_file/20531/FINAL_MCA_Sub.pdf)

Mitch Hooke 略歴 [http://www.minerals.org.au/corporate/mca\\_secretariat/mr\\_mitchell\\_h.\\_hooke](http://www.minerals.org.au/corporate/mca_secretariat/mr_mitchell_h._hooke)

### 2. Australian Petroleum Production & Exploration Association Limited (APPEA)

APPEA は豪州の石油・ガスの探査・生産産業の代表。法制度、行政、経済及び社会的枠組みが石油・ガスの探索、開発、製造において、安全、環境、社会的責任および利益に資するものとするを役割とする。

産業統計やポジションペーパー等を公表している。たとえば、西豪州の天然ガス州内供

給規制を受けて、本年7月にはプレスリリース“The facts about Australia’s domestic gas”を公表、同州にはガス供給の脅威はないことを主張している。

本部はキャンベラ、パースに支部を有する。

#### 会員企業

正会員（67社・日系を含む） Adelaide Energy、 Australian Worldwide Exploration Limited、 BHP Billiton Petroleum Pty Ltd、 Chevron Australia Pty Ltd、 ConocoPhillips Australia Pty Ltd、 Esso Australia Pty Ltd、 Icon Energy Limited、 INPEX Alpha Ltd、 Japan Australia LNG (MIMI) Pty Ltd、 Mitsubishi Australia Limited、 Mitsui & Co (Australia) Limited、 Nexus Energy Ltd、 Santos Limited、 Shell Development (Australia) Pty Ltd、 Tokyo Timor Sea Resources Pty Ltd、 Total E&P Australia、 Woodside Energy Limited 等。

準会員（110社） Australian Drilling Associates Pty Ltd、 Australian Energy Insurance Brokers、 Australian Visa & Migration Services Pty Ltd、 Baker & McKenzie、 Basis Risk Pty Ltd、 Corporate Incident Management Associates (CIMA) 、 Deloitte Touche Tohmatsu、 Goldman Sachs JBWere Services、 Japan Oil, Gas & Metals National Corp (JOGMEC) 等。

理事（役職者含め10名）

Chairman: Charlie Lenegan, Chairman, Managing Director, Australia Rio Tinto Limited

Senior Vice Chairman: Mr Ian Smith, Managing Director and CEO, Newcrest Mining Limited

Vice Chairman: Mr Owen Hegarty, Managing Director and CEO, Oxiana Limited

事務局（本部に事務局長以下10名、パース支部に6名）

事務局長（Chief Executive） Belinda Robinson

ウェブサイト

[http://www.appea.com.au/index.php?option=com\\_frontpage&Itemid=1](http://www.appea.com.au/index.php?option=com_frontpage&Itemid=1)

西豪州天然ガス州内供給規制に関するメディア・リリース

[http://www.appea.com.au/content/pdfs\\_docs\\_xls/NewsMedia/APPEAMediaReleases/wa\\_domestic\\_gas\\_release.doc](http://www.appea.com.au/content/pdfs_docs_xls/NewsMedia/APPEAMediaReleases/wa_domestic_gas_release.doc)

### 3. Australian Coal Association (ACA)

ACAはNSW州とQLD州の黒炭企業の産業団体。全豪97%の生産量をカバーする。提言等の活動に加え、クリーンコールの研究開発等も実施。

事務所はキャンベラ。

会員

Anglo Coal Australiat Pty Ltd、 Bloomfield Collieries Pty Ltd、 BM Alliance Coal Operations Pty Ltd、 Centennial Coal Company Ltd、 Coalpac Pty Ltd、 Cornwall Coal Company、 CVRD Australia

Pty Ltd、Donaldson Coal Pty Ltd、Enhance Place Pty Ltd、Ensham Resources Pty Ltd、Felix Resources Limited、Foxleigh Joint Venture、Gloucester Coal Ltd、Hunter Valley Energy Coal、Idemitsu Australia Resources Pty Ltd、Illawarra Coal Holdings Pty Ltd、Jellinbah Resources Pty Ltd、Lithgow Coal Company Pty Ltd、Macarthur Coal Limited、New Hope Corporation Ltd、Peabody Pacific Pty Ltd、Rio Tinto Coal Australia Pty Ltd、Wesfarmers Coal Ltd、Whitehaven Coal Mining Pty Ltd、Xstrata Coal Pty Ltd。

ウェブサイト <http://www.australiancoal.com.au/about.htm>

#### 4. Australian Aluminum Council (AAC)

AAC は豪州のボーキサイト鉱山、アルミナ精製、アルミニウム製造、アルミ半加工品の製造・流通分野の企業を会員として要するアルミ産業団体。

本部はキャンベラ。

会員企業

Alcan Gove、Alcoa Australia Rolled Products、Alcoa of Australia、Alspec、Alumina Limited、Australian Aluminium Finishing、Capral Aluminium、CITIC Australia、Comalco Ltd、Garmco (Australia)、Hydro Aluminium Kurri Kurri、Queensland Alumina、Rusal Australia、Smorgon Steelmark Metals、Tomago Aluminium、Ullrich Aluminium Pty Ltd、Worsley Alumina。

ウェブサイト <http://www.aluminium.org.au/Page.php>

(注：別団体である Australia Aluminum Association は、アデレードに本部を持つアルミ製品の業界団体。)

#### 5. Australian Uranium Association

豪州のウラン開発への国内的・国際的な関心の高まりを受けて 2006 年 9 月に設立。豪州のウラン政策の安全性等を目指す。

本部はメルボルン。理事長はリオ・ティント。

正会員 BHP Billiton Ltd、Energy Resources of Australia Ltd、Participating Members、AREVA NC Australia Pty Ltd、Cameco Australia Pty Ltd、Energy & Minerals Australia Ltd、Epsilon Energy Ltd、Heathgate Resources Ltd、Nova Energy Ltd、Paladin Resources Ltd、Summit Resources NL、Uranium One Inc、

準会員 Alliance Resources Ltd、Canning Resources Ltd、Deep Yellow Ltd、Encounter Resources Ltd、Energy Metals Ltd、Eromanga Uranium Ltd、Laramide Resources Ltd、Mega Uranium Ltd、NuPower Resources Ltd、Scimitar Resources Ltd、Toro Energy Ltd、Uranium Equities Ltd。

ウェブサイト <http://www.aua.org.au/index.php>

## 6. Australian Mines and Metals Association (AMMA)

1918 年に設立された鉱山関連企業の経営者団体。300 社以上の経営者をメンバーとし、労使問題を扱う。メルボルンに本部、他のすべての州に支部を持つ。

ウェブサイト

<http://www.amma.org.au/amma/index.aspx>

